

令和6（2024）年度統計

立川市

# 清掃事業年報

令和7（2025）年度発行



立川市 環境資源循環部 ごみ対策課

未来へつなごう ごみをつくらないライフスタイル

## 2R+Rの推進



ごみの発生抑制  
**Reduce**

ごみの再使用  
**Reuse**



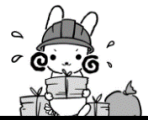
ごみの再資源化  
**Recycle**

魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川

～新風を吹き込み 美風を守る～

(立川市第5次長期総合計画 未来ビジョン)

# 目次



## 第1部 統計

### I 総説

1 市の概要	1
2 清掃行政機構	1
3 事務分掌	2
4 職員配置表	3
5 ごみ・し尿収集等車両台数	3
6 清掃費推移	3
7 清掃事業費	4

### II ごみ処理事業

1 ごみ等収集状況	6
2 ごみ排出量(立川市全体)	7
3 ごみ量内訳	8
4 単位当たりごみ排出量	9
5 ごみ処分量(立川市全体)	10
6 総資源化率等	10
7 ごみ処理フロー	11
8 資源化率内訳	12
9 処理経費	13
10 月別収集・持込量内訳	14
11 月別処理量内訳	17
12 有価物売却・処理	19
13 粗大ごみ収集処理	20
14 粗大ごみ収集減免申請件数	20
15 不法投棄処理件数	20
16 持込ごみ減免申請件数	20
17 家庭ごみ指定収集袋取扱店(業態別)	21
18 家庭ごみ指定収集袋取扱店(町別)	21
19 家庭ごみ指定収集袋納品状況	21
20 家庭ごみ指定収集袋製造管理配送受託会社	21
21 家庭ごみ指定収集袋納入金収納システム製造会社	21
22 家庭ごみ指定収集袋規格	21
23 家庭ごみ指定収集袋減免交付者数	22
24 ボランティア袋交付状況	22
25 ボランティア袋規格	22
26 ごみ出し支援事業利用世帯数	22
27 ごみ出しサポートシール事業利用世帯数	22
28 少量排出事業者専用指定袋販売数量	23
29 少量排出事業者専用指定袋規格	23
30 少量排出事業者専用指定袋製造受託会社	23
31 動物死体処理	23

32 資源再生利用補助金 .....	24
33 資源再生利用補助金内訳 .....	24
34 生ごみ処理機器・堆肥化容器購入費補助金 .....	24
35 一般廃棄物収集・処理委託業者他 .....	25
36 ごみ処理施設 .....	26
<b>Ⅲ し尿処理事業等</b>	
1 し尿収集状況 .....	28
2 月別収集状況 .....	29
3 浄化槽設置状況 .....	29
4 浄化槽清掃補助金 .....	29
5 公衆便所 .....	29
<b>Ⅳ 事業原価計算書</b> .....	30

## 第2部 事業概要

### I 令和6(2024)年度における主要事業

1 家庭ごみ収集事業 .....	31
2 粗大ごみ収集事業 .....	34
3 事業系一般廃棄物専用指定袋収集事業 .....	34
4 不燃物処理事業 .....	35
5 ごみ減量・資源化に向けた市の取組 .....	36
6 市民活動に対する支援・補助 .....	39
7 説明会・イベントなど啓発に関すること .....	39
8 クリーンセンター関連 .....	40
9 総合リサイクルセンター関連 .....	42

## 第3部 資料

### I 資料

○年表 .....	43
○一般廃棄物の処理計画について .....	51
○クリーンセンター燃やせるごみ処理フロー .....	60
○総合リサイクルセンター燃やせないごみ・資源処理フロー .....	60

### II 条例・規則

○立川市廃棄物処理及び再利用促進条例 .....	61
○立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則 .....	74

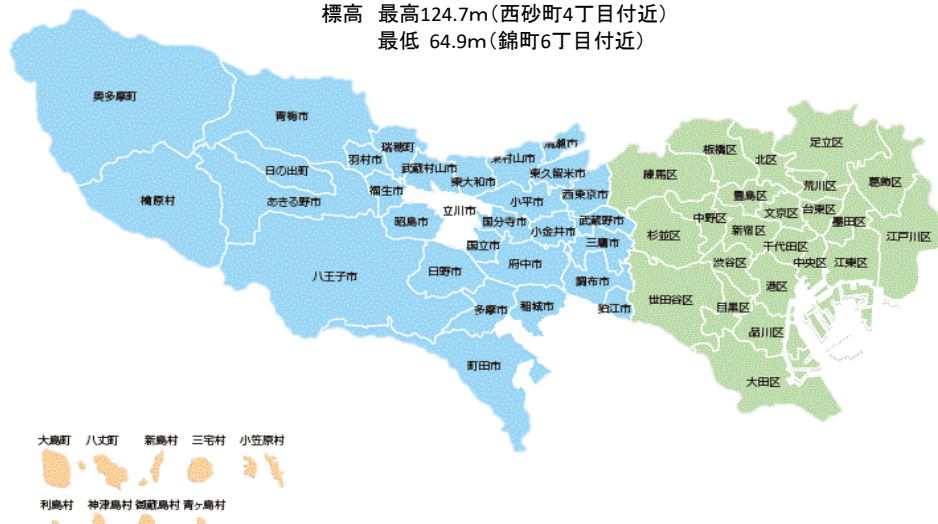
## I 総説

### 1. 市の概要

本市は、東京都のほぼ中央、西よりに位置しており、都心から概ね40km圏、東京駅からJR中央線で約50分程度の位置にあり、東は国立市・国分寺市・小平市、西は昭島市・福生市、北は武蔵村山市・東大和市、南は日野市の八つの市に隣接しています。

#### 立川市の位置

東経 139度24分26秒(市役所本庁舎)  
北緯 35度42分49秒(市役所本庁舎)  
標高 最高124.7m(西砂町4丁目付近)  
最低 64.9m(錦町6丁目付近)

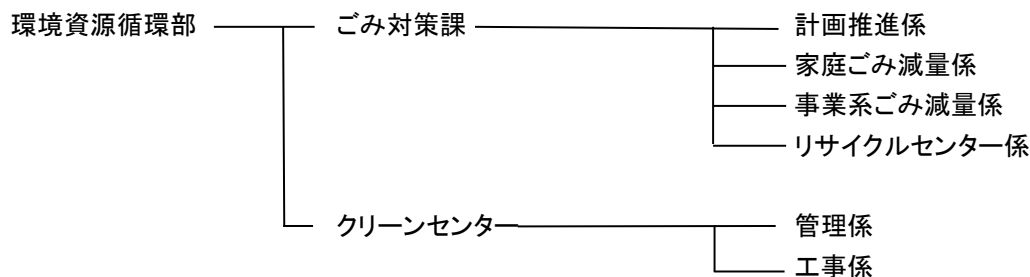


市内にはJR中央線・南武線・青梅線・五日市線、西武拝島線の東西方向5路線の鉄道と、南北方向には、多摩地域を南北に結ぶ多摩都市モノレールが通っています。これらの6つの公共交通のうち5路線が交差する立川駅周辺は、あらゆる方向からのアクセスが容易な多摩地域の交通の要衝となっています。この交通の利便性を背景に、立川駅や立川基地跡地を中心とした新しいまちづくりが進んでいます。

【令和6(2024)年10月1日現在】

面積 24.36km<sup>2</sup>      人口 186,241人      世帯数 97,619世帯

### 2. 清掃行政機構(令和6(2024)年度)



### 3. 事務分掌(令和6(2024)年度)

#### (1) ごみ対策課

##### 【計画推進係】

- ▶ 課の文書收受、発送及び保管に関すること。
- ▶ 課の予算、決算及び会計に関すること。
- ▶ 廃棄物対策の企画、調査、調整、統計及び総括に関すること。
- ▶ 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- ▶ 総合リサイクルセンターの管理の総括に関すること。
- ▶ 公衆便所管理に関すること。
- ▶ し尿処理手数料の徴収及び実績に関すること。
- ▶ 浄化槽清掃の補助に関すること。
- ▶ 廃棄物処理手数料の徴収、管理及び総括に関すること
- ▶ 一般廃棄物処理業(し尿)及び浄化槽清掃業の許可並びに許可手数料の徴収に関すること。
- ▶ 資源再生利用の補助に関すること。
- ▶ せん定枝資源化事業に関すること。
- ▶ 課内他の係に属しないこと。

##### 【家庭ごみ減量係】

- ▶ 家庭ごみの減量推進の企画、啓発、調査及び調整に関すること。
- ▶ 家庭ごみの減量及びリサイクルの推進に関すること。
- ▶ 家庭ごみの収集、運搬及び管理に関すること。
- ▶ 動物死体の処理手数料の徴収及び実績に関すること。
- ▶ ごみ排出場所の設置及び指導に関すること。
- ▶ 資源物の分別回収に関すること。
- ▶ 生ごみの分別及び資源化に関すること。

##### 【事業系ごみ減量係】

- ▶ 事業系ごみの減量推進の企画、啓発、調査及び調整に関すること。
- ▶ 事業系ごみの減量及びリサイクルの推進に関すること。
- ▶ 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可及び許可手数料の徴収並びに実績に関すること。
- ▶ 事業所等の指導及び立ち入り調査に関すること。

##### 【リサイクルセンター係】

- ▶ 総合リサイクルセンターの施設の維持管理及び運営に関すること。
- ▶ ごみ処理手数料の徴収に関すること。
- ▶ 資源有価物の売払いに関すること。
- ▶ 廃棄物の選別及び処理に関すること。
- ▶ 廃棄物の資源化に関すること。

#### (2) クリーンセンター

##### 【管理係】

- ▶ クリーンセンターの文書の收受、発送及び保管に関すること。
- ▶ クリーンセンターの予算、決算及び会計に関すること。
- ▶ クリーンセンターの管理の統括に関すること。
- ▶ クリーンセンターの維持管理に関すること。
- ▶ クリーンセンターの運営モニタリングに関すること。
- ▶ 東京たま広域資源循環組合に関すること。
- ▶ ごみ処理手数料の徴収に関すること。ただし、部内他の分課に属するものを除く。
- ▶ クリーンセンターの周辺環境測定に関すること。
- ▶ クリーンセンターの施設整備及び見学に関すること。
- ▶ クリーンセンター内他の係に属しないこと。

##### 【工事係】

- ▶ 旧清掃工場の解体に関すること。
- ▶ 旧清掃工場の周辺環境整備に関すること。
- ▶ 緩衝帯等の整備及び運営に関すること。

4. 職員配置表

令和6(2024)年4月1日

組織	職種	部長	課長・主幹	係長・主査	事務一般	技術	職員月給制	職員時給制	計
環境資源循環部長		1							1
ごみ対策課			1						1
計画推進係				1	5				6
家庭ごみ減量係				1	4		3		8
事業系ごみ減量係				1	2		1		4
リサイクルセンター係				1		2			3
計		0	1	4	11	2	4	0	22
クリーンセンター			1						1
管理係				2	1	1			4
工事係				1		3			4
									0
計		0	1	3	1	4	0	0	9
合計		1	2	7	12	6	4	0	32

5. 令和6(2024)年度ごみ・し尿収集等車両台数

種別		区分			
		直営	委託	許可	合計
資源・ごみ収集等	家庭ごみ収集		99		99
	粗大ごみ収集		3		3
	その他のごみ収集	3	6	255	264
	運搬車等		3		3
	計	3	111	255	369
し尿収集			3	4	7
合計		3	114	259	376

(令和7年3月末日現在)

6. 清掃費推移

(単位:千円)

年度	令和3 (2021)年度 (決算額)	令和4 (2022)年度 (決算額)	令和5 (2023)年度 (決算額)	令和6 (2024)年度 (決算額)	令和7 (2025)年度 (当初予算額)
清掃総務費	266,369	284,084	246,449	222,821	237,192
ごみ処理費	5,812,671	11,896,776	4,584,320	5,408,762	4,202,466
し尿処理費	31,854	29,989	202,247	48,598	50,901
計	6,110,894	12,210,849	5,033,016	5,680,181	4,490,559
一般会計(歳出)	88,883,679	93,380,930	89,512,940	91,928,693	89,750,000
一般会計に占める 清掃費の割合	6.88%	13.08%	5.62%	6.18%	5.00%

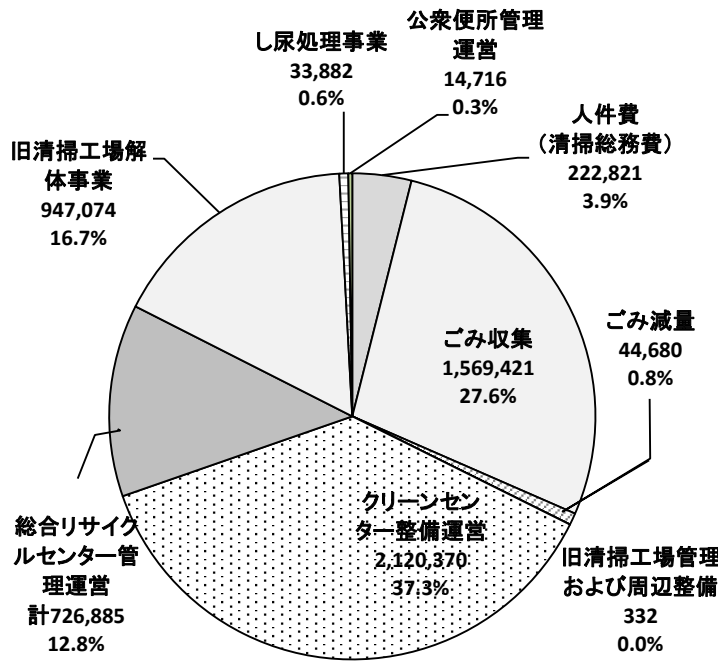
\*『一般会計歳入歳出決算事項別明細書』及び『一般会計予算及び事項別明細書』により作成

## 7. 清掃事業費

### (1) 令和6(2024)年度 決算額

① 歳出

<決算額 5,680,181 千円> 対前年度比 12.9% 増



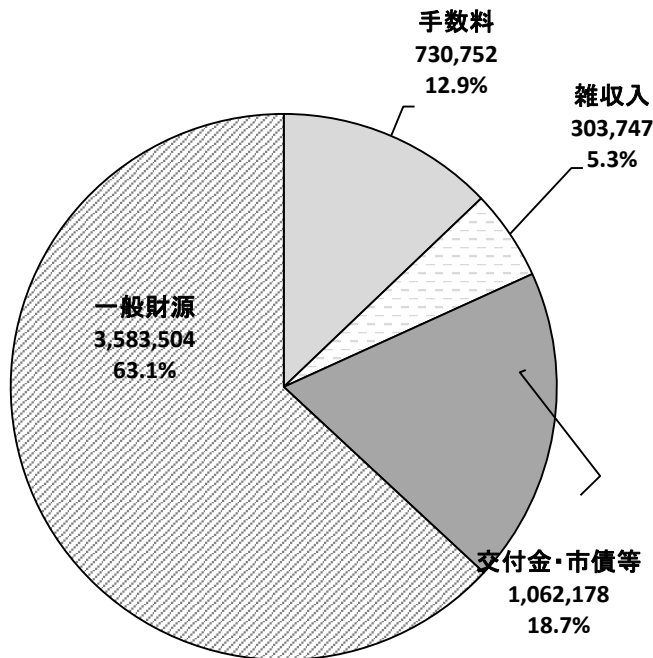
【内訳】

(単位:千円)

人件費(清掃総務費)	計222,821
ごみ収集	計1,569,421
家庭ごみ収集事業	1,484,821
粗大ごみ収集事業	84,599
ごみ減量	計44,680
家庭ごみ減量事業	3,082
事業系ごみ減量事業	5,342
資源再生利用補助金	20,428
生ごみ分別・資源化事業	10,504
ごみ処理基本計画改定事業	5,324
旧清掃工場管理および周辺整備	計332
旧清掃工場維持管理事業	0
旧清掃工場周辺環境整備対策事業	332
クリーンセンター整備運営	計2,120,370
清掃工場(※クリーンセンター)建設等基金運用管理	1,002,601
クリーンセンター運営事業	521,216
クリーンセンター整備事業	196,735
ごみ埋立・エコセメント化事業	399,818
総合リサイクルセンター管理運営	計726,885
旧清掃工場解体事業	計947,074
し尿処理事業	計33,882
公衆便所管理運営	計14,716

② 歳入

<決算額 5,680,181 千円>



【内訳】

(単位:千円)

特 定 財 源	計2,096,677
手 数 料	計730,752
ごみ処理	403,469
ごみ処理(家庭ごみ指定袋分)	305,459
ごみ処理(事業系ごみ指定袋分)	17,360
し尿処理	3,381
動物死体処理	442
せん定枝受入	489
一般廃棄物処理業等許可	150
雑 収 入	計303,747
自動販売機ほか電気料等	87
日本容器包装リサイクル協会拠出金	54,142
有価物売払	149,120
せん定枝堆肥頒布料	41
クリーンセンター運営事業者納付金	89,075
その他	11,282
交 付 金 ・ 市 債 等	計1,062,178
その他交付金	210,596
利子および配当金	2,601
繰越金・繰入金	848,981
一 般 財 源	計3,583,504

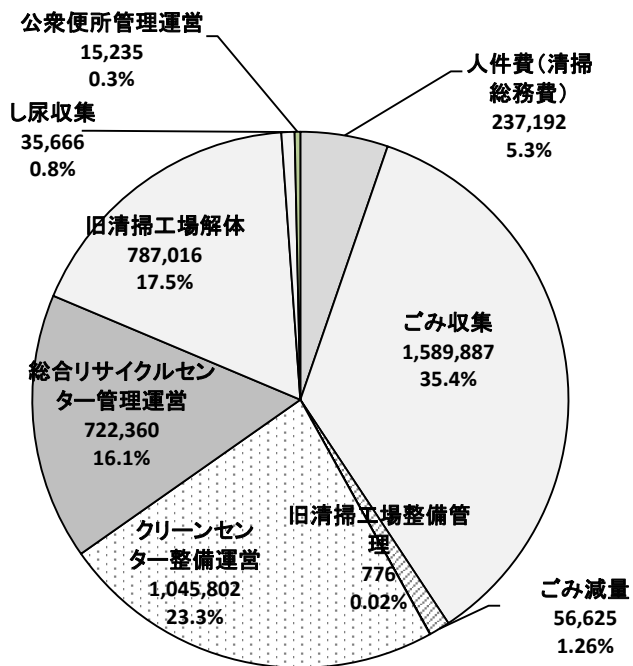
\*『一般会計歳入歳出決算事項別明細書』より

(2) 令和7(2025)年度 予算額

① 歳出

<予算額 4,490,559 千円>

対前年度比 -4.7% 減



【内訳】

(単位:千円)

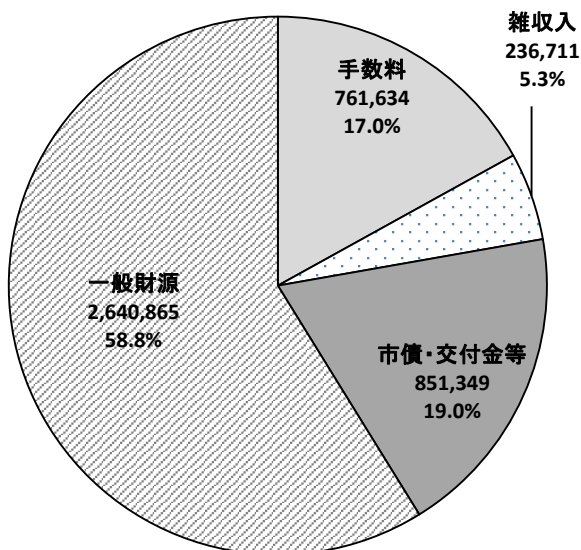
人件費(清掃総務費)	計237,192
ごみ収集	計1,589,887
家庭ごみ収集事業	1,510,402
粗大ごみ収集事業	79,485
ごみ減量	計56,625
家庭ごみ減量事業	3,245
事業系ごみ減量事業	5,608
資源再生利用補助金	28,112
生ごみ分別・資源化事業	12,708
ごみ処理基本計画推進事業	6,952
旧清掃工場整備管理	計776
旧清掃工場周辺環境整備対策事業	776
クリーンセンター整備運営	計1,045,802
清掃工場建設等基金運用管理	2,602
クリーンセンター運営事業	562,031
クリーンセンター整備事業	0
ごみ埋立・エコセメント化事業	481,169
総合リサイクルセンター管理運営	計722,360
旧清掃工場解体	計787,016
し尿収集	計35,666
公衆便所管理運営	計15,235

② 歳入

<予算額 4,490,559 千円>

【内訳】

(単位:千円)



特定財源	計1,849,694
手数料	計761,634
ごみ処理	399,778
ごみ処理(家庭ごみ指定袋分)	340,293
ごみ処理(事業系ごみ指定袋分)	17,000
し尿処理	3,663
動物死体処理	490
せん定枝受入	140
一般廃棄物処理業等許可	270
雑収入	計236,711
日本容器包装リサイクル協会拠出金	40,405
有価物売払	100,368
せん定枝堆肥頒布料	65
自動販売機ほか電気料等	76
その他	95,797
市債・交付金等	計851,349
交付金	268,677
委託金	84
市債	0
利子および配当金	2,602
繰越金・繰入金	579,986
一般財源	計2,640,865

\*『一般会計予算及び事項別明細書』より

## II ごみ処理事業

### 1. ごみ等収集状況

#### (1) 家庭ごみ収集

区分	分類	収集回数	収集方式	容器	手数料	
燃	燃やせるごみ	週 2 回	戸 別	指定収集袋(黄色)	有料	
	燃やせないごみ	隔 週	戸 別	指定収集袋(緑色)	有料	
資	プラスチック	週 1 回	戸 別	透明又は半透明の袋	無料	
	ペットボトル	週 1 回	戸 別	透明又は半透明の袋	無料	
	紙・布類	新聞・折込チラシ	隔 週	戸 別	ひもで束ねる	無料
		雑誌・本・雑がみ	隔 週	戸 別	ひもで束ねる	無料
	源	牛乳等紙パック	隔 週	戸 別	ひもで束ねる	無料
		段ボール・茶色紙布	隔 週	戸 別	ひもで束ねる	無料
	古	透明又は半透明の袋	隔 週	戸 別	透明又は半透明の袋	無料
せん定枝	週 1 回	戸 別	長さ50cm(直径15cmまで)に切り揃え、ひもで束ねる(1回5束まで)	無料		
びん	隔 週	戸 別	市民が各自で用意するかご等の容器	無料		
ス	びん	週 1 回	戸 別	市民が各自で用意するかご等の容器	無料	
有	害ごみ	週 1 回	戸 別	透明又は半透明の袋	無料	
粗	大ごみ	随時	戸 別	事前申し込み(ポイント制)	有料	

#### (2) 事業系ごみ(施設への受入状況)

##### ① 少量排出事業者(1日平均10kg未満)

区分	許可業者との専用指定袋契約	自己搬入
燃やせるごみ	○	○
燃やせないごみ	○	×
粗大ごみ	×	△(可燃物のみ可)
資源	△(プラ・ビニ・PETのみ可)	△(せん定枝のみ可)

##### ② 多量排出事業者(1日平均10kg以上)

区分	許可業者との従量契約	自己搬入
燃やせるごみ	○	○
燃やせないごみ	-	×
粗大ごみ	-	△(可燃物のみ可)
資源	△(せん定枝のみ可)	△(せん定枝のみ可)

※ 事業系ごみは一般廃棄物収集運搬業許可業者がすべて収集(自己搬入する場合を除く)

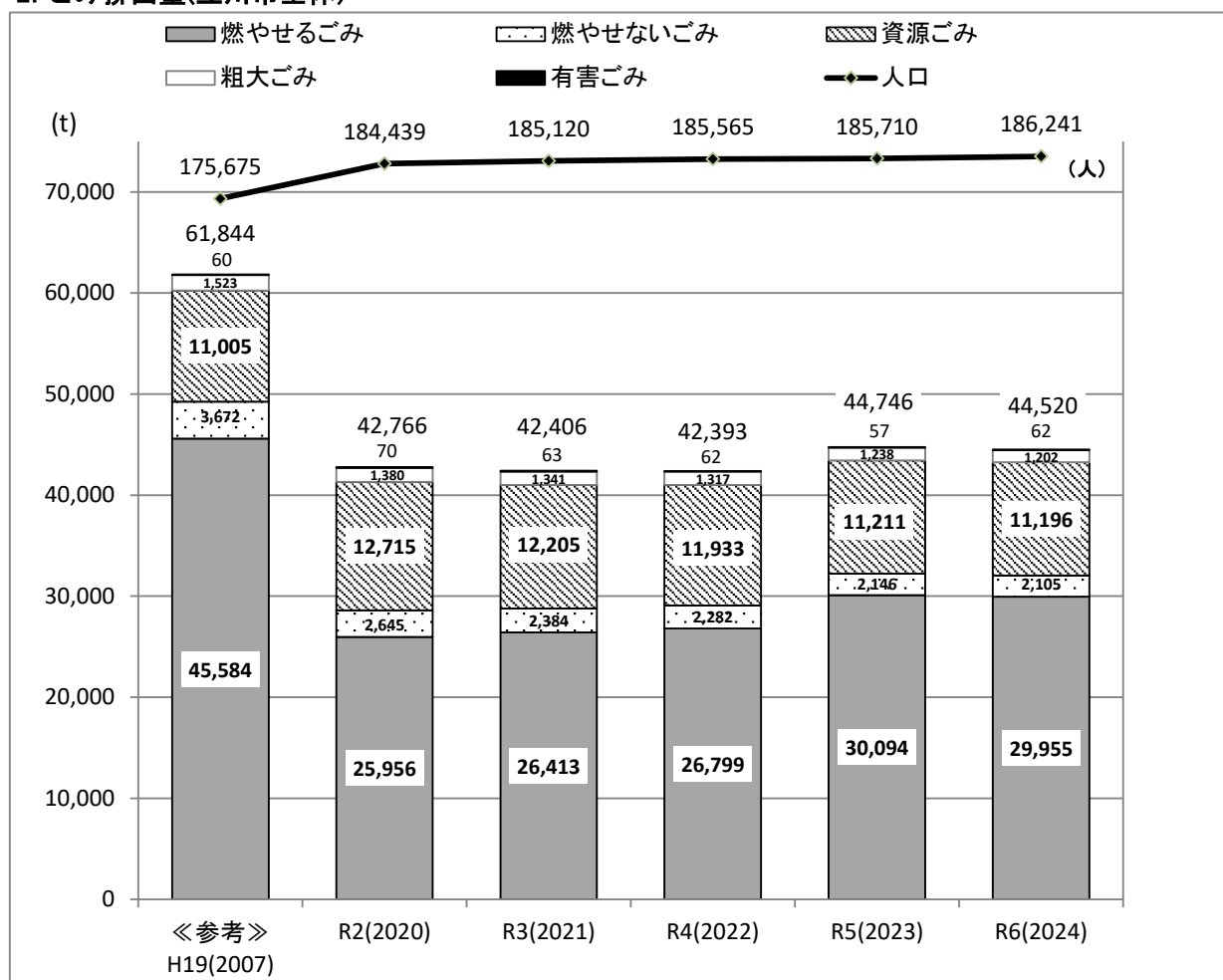
#### (3) ごみ収集運搬機材 ※積載量の区分:大型車:6t以上、中型車:2t以上6t未満、小型車:2t未満 ※し尿除く

車種	直営		委託業者分		許可業者分		計		
	台数(台)	積載量(t)	台数(台)	積載量(t)	台数(台)	積載量(t)	台数(台)	積載量(t)	
収集車	大型車				20	195	20	195	
	中型車	1	2	97	199	199	527	297	728
	小型車	2	2	5	8	36	40	43	50
運搬車	大型車								
	中型車			2	6			2	6
小計	大型車					20	195	20	195
	中型車	1	2	99	205	199	527	299	734
	小型車	2	2	5	8	36	40	43	50
総計	3	4	104	213	255	762	362	979	

#### (4) 委託・許可件数

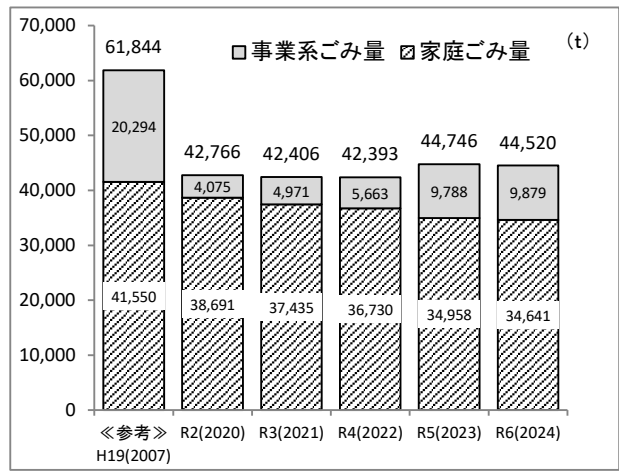
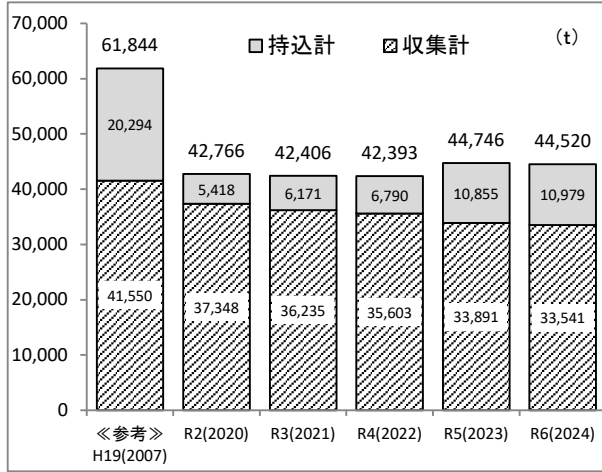
種別	収集運搬	中間処理	清掃業	合計
ごみ委託(法第6条の2)	12	2		14
ごみ許可(法第7条)	42			42
し尿委託(法第6条の2)	1			1
し尿許可(法第7条)	1			1
浄化槽清掃業(浄化槽法第35条)			1	1

## 2. ごみ排出量(立川市全体)



種別	年度	《参考》 H19(2007) R2(2020) R3(2021) R4(2022) R5(2023) R6(2024)						
		人	世帯	日	t	t	t	t
人口(各年度10/1現在)	人	175,675	184,439	185,120	185,565	185,710	186,241	
世帯(各年度10/1現在)	世帯	81,238	93,289	94,542	95,725	96,633	97,619	
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	
家庭ごみ量	t	41,550	38,691	37,435	36,730	34,958	34,641	
燃やせるごみ	t	29,006	22,255	21,786	21,476	20,607	20,359	
燃やせないごみ	t	2,056	2,579	2,321	2,214	2,074	2,033	
資源ごみ	t	9,578	12,526	12,032	11,750	11,046	11,043	
粗大ごみ	t	850	1,261	1,233	1,228	1,174	1,144	
有害ごみ	t	60	70	63	62	57	62	
事業系ごみ量	t	20,294	4,075	4,971	5,663	9,788	9,879	
燃やせるごみ	t	16,578	3,701	4,627	5,323	9,487	9,596	
燃やせないごみ	t	1,616	66	63	68	72	72	
資源ごみ	t	1,427	189	173	183	165	153	
粗大ごみ	t	673	119	108	89	64	58	
燃やせるごみ計	t	45,584	25,956	26,413	26,799	30,094	29,955	
燃やせないごみ計	t	3,672	2,645	2,384	2,282	2,146	2,105	
資源ごみ計	t	11,005	12,715	12,205	11,933	11,211	11,196	
粗大ごみ計	t	1,523	1,380	1,341	1,317	1,238	1,202	
有害ごみ計	t	60	70	63	62	57	62	
ごみ排出量合計	t	61,844	42,766	42,406	42,393	44,746	44,520	
集団回収	t	5,257	2,542	2,573	2,507	2,314	1,944	
総ごみ量	t	67,101	45,308	44,979	44,900	47,060	46,464	

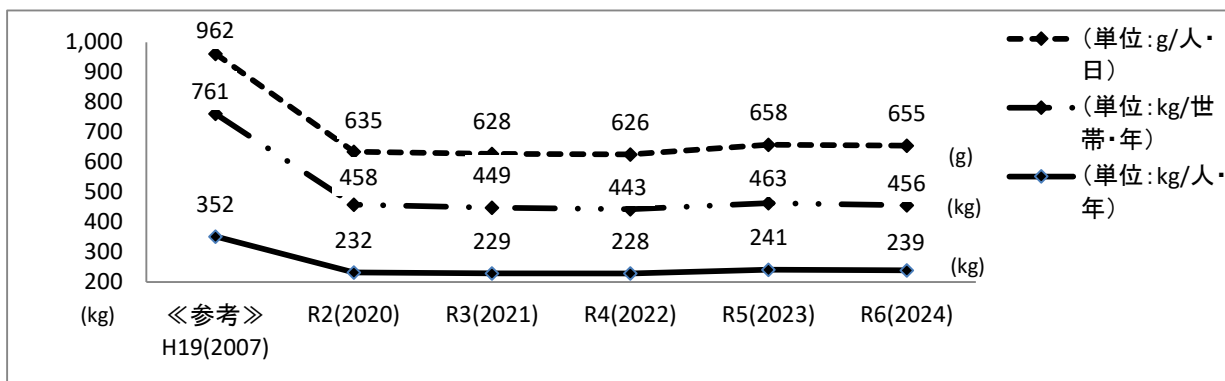
### 3. ごみ量内訳



(単位: t)

種別	年度	《参考》 H19(2007)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
人口(各年度10/1現在)	人	175,675	184,439	185,120	185,565	185,710	186,241
世帯(各年度10/1現在)	世帯	81,238	93,289	94,542	95,725	96,633	97,619
年間日数	日	366	365	365	365	366	365
家庭ごみ量	収集	41,550	37,348	36,235	35,603	33,891	33,541
	持込	0	1,343	1,200	1,127	1,067	1,100
	計	41,550	38,691	37,435	36,730	34,958	34,641
燃やせるごみ	収集	29,006	22,241	21,776	21,462	20,589	20,335
	持込	0	14	10	14	18	24
	小計	29,006	22,255	21,786	21,476	20,607	20,359
燃やせないごみ	収集	2,056	1,947	1,735	1,668	1,579	1,528
	持込	0	632	586	546	495	505
	小計	2,056	2,579	2,321	2,214	2,074	2,033
資源ごみ	収集	9,578	12,100	11,661	11,404	10,716	10,707
	持込	0	426	371	346	330	336
	小計	9,578	12,526	12,032	11,750	11,046	11,043
粗大ごみ	収集	850	990	1,000	1,007	950	909
	持込	0	271	233	221	224	235
	小計	850	1,261	1,233	1,228	1,174	1,144
有害ごみ	収集	60	70	63	62	57	62
	持込	0	0	0	0	0	0
	小計	60	70	63	62	57	62
事業系ごみ量	計	20,294	4,075	4,971	5,663	9,788	9,879
燃やせるごみ	燃やせるごみ	16,578	3,701	4,627	5,323	9,487	9,596
	燃やせないごみ	1,616	66	63	68	72	72
	資源ごみ	1,427	189	173	183	165	153
	粗大ごみ	673	119	108	89	64	58
燃やせるごみ計	収集	29,006	22,241	21,776	21,462	20,589	20,335
	持込	16,578	3,715	4,637	5,337	9,505	9,620
	計	45,584	25,956	26,413	26,799	30,094	29,955
燃やせないごみ計	収集	2,056	1,947	1,735	1,668	1,579	1,528
	持込	1,616	698	649	614	567	577
	計	3,672	2,645	2,384	2,282	2,146	2,105
資源ごみ計	収集	9,578	12,100	11,661	11,404	10,716	10,707
	持込	1,427	615	544	529	495	489
	計	11,005	12,715	12,205	11,933	11,211	11,196
粗大ごみ計	収集	850	990	1,000	1,007	950	909
	持込	673	390	341	310	288	293
	計	1,523	1,380	1,341	1,317	1,238	1,202
有害ごみ計	収集	60	70	63	62	57	62
	持込	0	0	0	0	0	0
	計	60	70	63	62	57	62
ごみ排出量合計	収集計	41,550	37,348	36,235	35,603	33,891	33,541
	持込計	20,294	5,418	6,171	6,790	10,855	10,979
	合計	61,844	42,766	42,406	42,393	44,746	44,520
集団回収		5,257	2,542	2,573	2,507	2,314	1,944
総ごみ量		67,101	45,308	44,979	44,900	47,060	46,464

#### 4. 単位当たりごみ排出量



年度		参考値 H19(2007)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
人口(各年度10/1現在)	人	175,675	184,439	185,120	185,565	185,710	186,241
世帯(各年度10/1現在)	世帯	81,238	93,289	94,542	95,725	96,633	97,619
年間日数	日	366	365	365	365	366	365

##### (1) 年間一人当たり

(単位: kg/人・年)

年度		参考値 H19(2007)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
燃やせるごみ	kg	259	141	143	144	162	161
燃やせないごみ	kg	21	14	13	12	12	11
資源ごみ	kg	63	69	66	64	60	60
粗大ごみ	kg	9	7	7	7	7	6
有害ごみ	kg	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
ごみ排出量合計	kg	352	232	229	228	241	239
集団回収	kg	30	14	14	14	12	10
総ごみ量	kg	382	246	243	242	253	249

※四捨五入により計が合わない場合があります

##### (2) 年間一世帯あたり

(単位: kg/世帯・年)

年度		参考値 H19(2007)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
燃やせるごみ	kg	561	278	279	280	311	307
燃やせないごみ	kg	45	28	25	24	22	22
資源ごみ	kg	135	136	129	125	116	115
粗大ごみ	kg	19	15	14	14	13	12
有害ごみ	kg	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
ごみ排出量合計	kg	761	458	449	443	463	456
集団回収	kg	65	27	27	26	24	20
総ごみ量	kg	826	486	476	469	487	476

※四捨五入により計が合わない場合があります

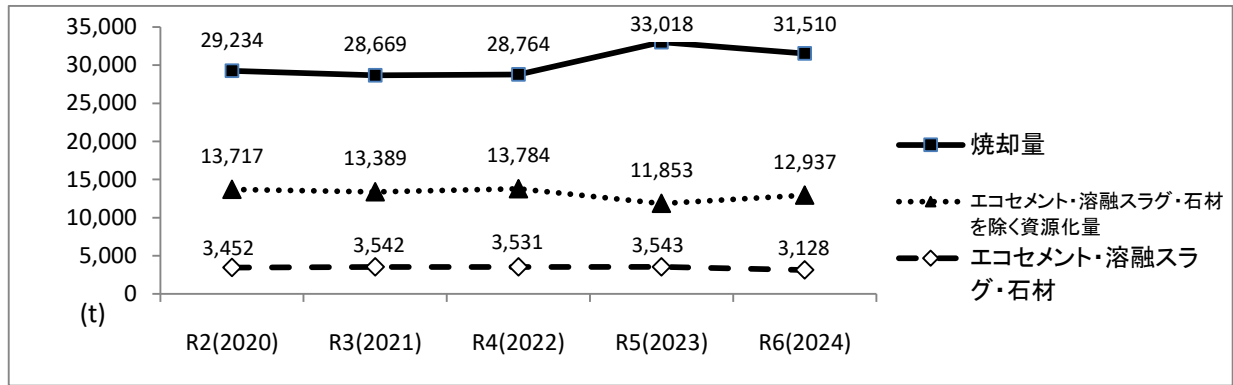
##### (3) 1日一人当たり

(単位: g/人・日)

年度		参考値 H19(2007)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
燃やせるごみ	g	709	386	391	396	443	441
燃やせないごみ	g	57	39	35	34	32	31
資源ごみ	g	171	189	181	176	165	165
粗大ごみ	g	24	20	20	19	18	18
有害ごみ	g	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9
ごみ排出量合計	g	962	635	628	626	658	655
集団回収	g	82	38	38	37	34	29
総ごみ量	g	1,044	673	666	663	692	684

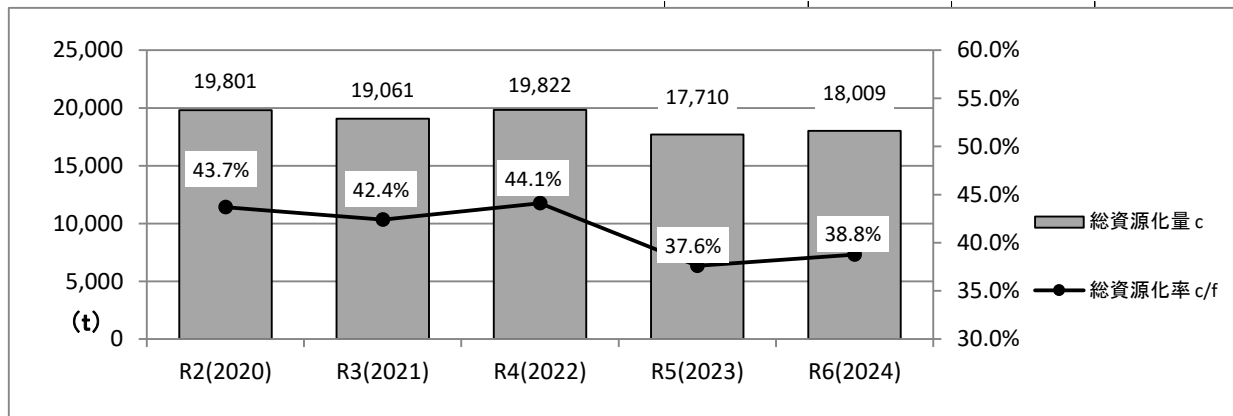
※四捨五入により計が合わない場合があります

## 5. ごみ処分量(立川市全体)



種別	年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
		単位				
焼却量	t	29,234	28,669	28,764	33,018	31,510
埋立量	t	0	0	0	0	0
エコセメント・溶融スラグ・石材を除く資源化	t	13,717	13,389	13,784	11,853	12,937
その他	t	-185	348	-155	-125	73
<b>ごみ処分量計</b>	<b>t</b>	<b>42,766</b>	<b>42,406</b>	<b>42,393</b>	<b>44,746</b>	<b>44,520</b>
エコセメント・溶融スラグ・石材	t	3,452	3,542	3,531	3,543	3,128

## 6. 総資源化率等



### (1)資源化量

(単位:t)

種別	年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
集団回収分を除く総資源化量 a		17,259	16,488	17,315	15,396	16,065
エコセメント・溶融スラグ・石材		3,542	3,099	3,531	3,543	3,128
エコセメント・溶融スラグ・石材を除く資源化量 b		13,717	13,389	13,784	11,853	12,937
集団回収量		2,542	2,573	2,507	2,314	1,944
<b>総資源化量 c</b>		<b>19,801</b>	<b>19,061</b>	<b>19,822</b>	<b>17,710</b>	<b>18,009</b>

### (2)ごみ量

(単位:t)

種別	年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
集団回収分を除くごみ総量 d		42,766	42,406	42,393	44,746	44,520
燃やせるごみ量(粗大ごみ分含む)		26,306	26,721	27,059	30,311	30,193
燃やせるごみ以外のごみ量 e		16,460	15,685	15,334	14,435	14,327
総合リサイクルセンターへの搬入量		10,287	9,815	9,588	9,087	9,033
外部処理施設への資源物搬出量		6,173	5,870	5,746	5,348	5,294
集団回収量		2,542	2,573	26	2,314	1,944
<b>総ごみ量 f</b>		<b>45,308</b>	<b>44,979</b>	<b>44,900</b>	<b>47,060</b>	<b>46,464</b>

### (3)資源化率

エコセメント・溶融スラグ・石材を除く資源化率 b/d	32.1%	31.6%	32.5%	26.5%	29.1%
集団回収を除く資源化率 a/d	40.4%	38.9%	40.8%	34.4%	36.1%
燃やせるごみ以外からの資源化率 b/e	83.3%	85.4%	89.9%	82.1%	90.3%
<b>総資源化率 c/f</b>	<b>43.7%</b>	<b>42.4%</b>	<b>44.1%</b>	<b>37.6%</b>	<b>38.8%</b>

※上記とは別に他市持込可燃ごみを焼却処理 **272 t**

※上記とは別に他市持込可燃ごみ焼却灰をエコセメント化施設に搬入 **29 t**

# 7. ごみ処理フロー

二

令和 6(2024) 年度
<b>年間総量</b> 46,464t
市収集 ・持込 44,520t

■燃やせるごみ
収集量 20,335 t
持込量 9,620 t
合計 29,955 t

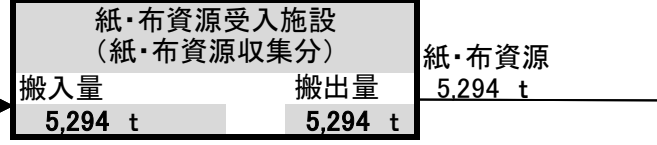
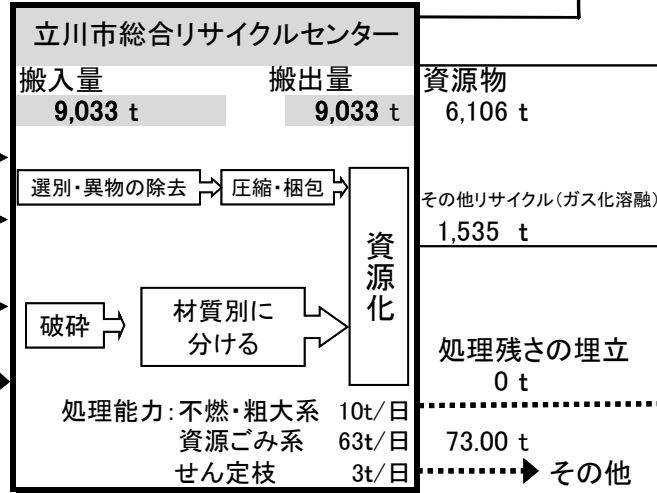
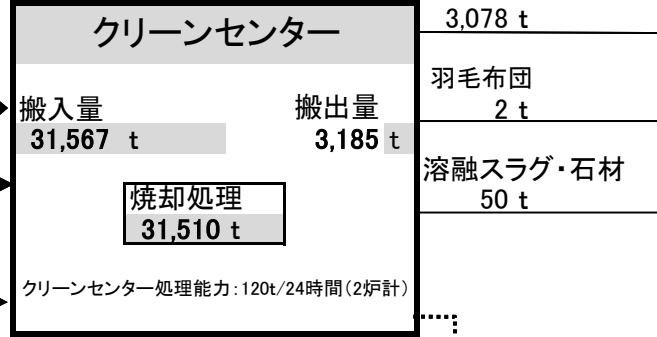
■燃やせないごみ
収集量 1,528 t
持込量 577 t
合計 2,105 t

■粗大ごみ
収集量 909 t
持込量 293 t
合計 1,202 t

■資源
収集量 10,707 t
持込量 489 t
合計 11,196 t
【内訳】
容器包装プラスチック 2,777 t
製品プラスチック 80 t
ペットボトル 776 t
缶・びん 1,633 t
紙・布 5,416 t
少量排出事業者 95 t
小型家電 1 t
せん定枝等 418 t

■有害ごみ
収集量 62 t
持込量 0 t
合計 62 t

■集団回収量
1,944 t



■資源化	資源化量 16,065 t
【内訳】	
紙類	4,551 t
布類	855 t
生きびん	51 t
カレット	1,067 t
アルミ缶プレス	243 t
破碎アルミ	73 t
スチール缶プレス	178 t
破碎・粗大鉄	743 t
せん定枝たい肥化	314 t
容器包装プラスチック	2,304 t
硬質プラスチック	79 t
ペットボトル	700 t
リユース品	63 t
リサイクルショップ(販売)	41 t
家電四品	1 t
小型家電	78 t
有害ごみ	54 t
二次電池	4 t
バッテリー	1 t
エコセメント	3,078 t
羽毛布団	2 t
その他リサイクル(ガス化熔融)	1,535 t
熔融スラグ・石材	50 t
<b>集団回収量</b>	<b>1,944 t</b>
<b>総資源化量</b>	<b>18,009 t</b>
(資源化率)	38.8%

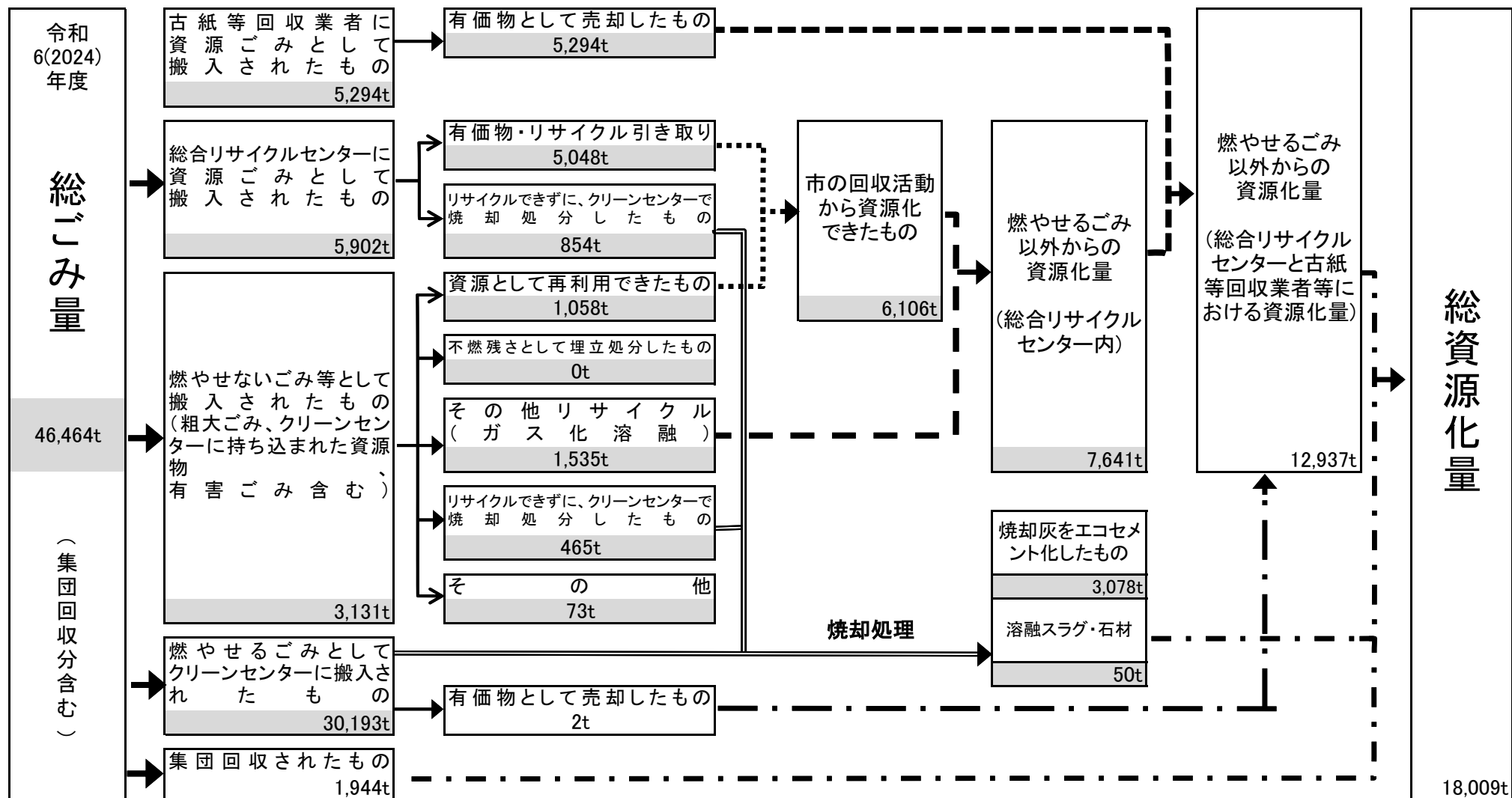
■最終処分場
日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
埋立量 0 t

※上記とは別に他市持込可燃ごみを焼却処理 272 t

※上記とは別に他市持込可燃ごみ焼却灰をエコセメント化施設に搬入 29 t

8. 資源化率内訳

単位：t



12

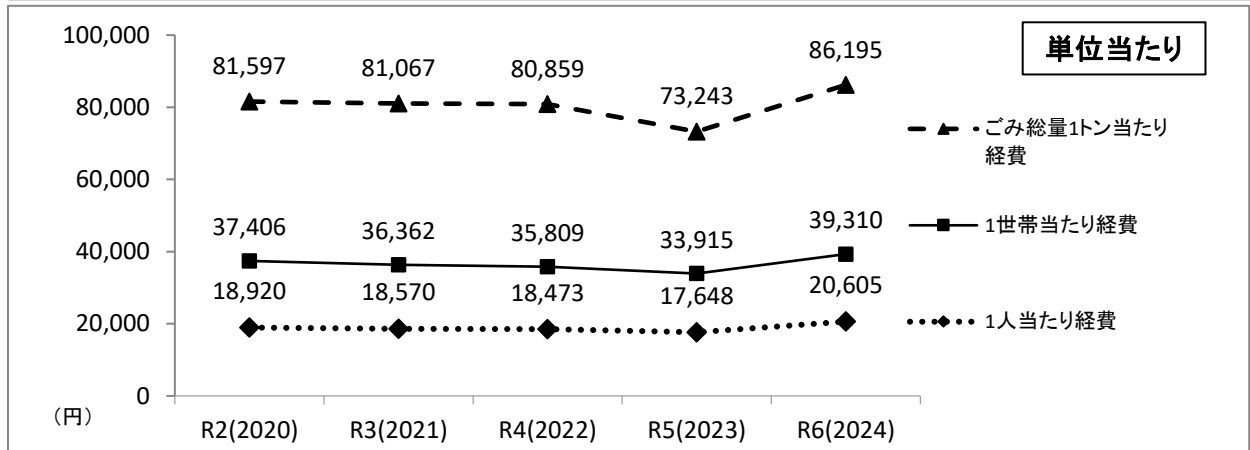
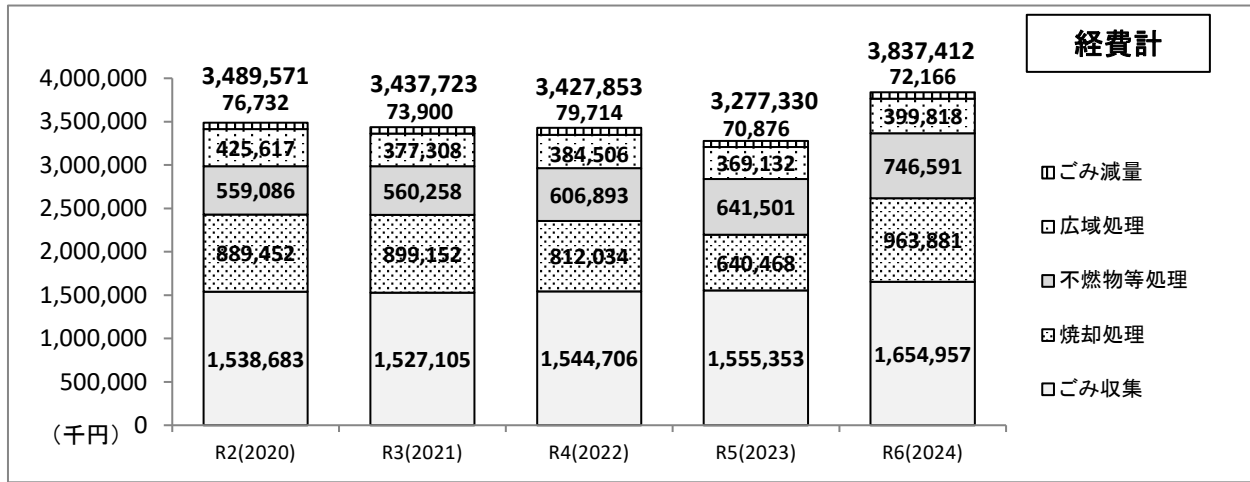
燃やせるごみ以外からの資源化率(総合リサイクルセンター内資源化率)	7,641t	÷	9,033t	=	<b>84.6%</b>
(燃やせるごみ以外からの資源化量)					

燃やせるごみ以外からの資源化率(総合リサイクルセンターと古紙等回収業者における資源化率)	12,937t	÷	14,327t	=	<b>90.3%</b>
(燃やせるごみ以外からの資源化量)					

総資源化率	18,009t	÷	46,464t	=	<b>38.8%</b>
(総資源化量)			(総ごみ量)		

※ 内訳	総合リサイクルセンターへの年間搬入量	9,033t
	外部処理施設への資源物搬出量	5,294t
合計		14,327t

## 9. 処理経費



年度		R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
区分						
人口 (各年度 10/1)	(人)	184,439	185,120	185,565	185,710	186,241
世帯 (各年度 10/1)	(世帯)	93,289	94,542	95,725	96,633	97,619
ごみ総量	(t)	42,766	42,406	42,393	44,746	44,520
処理経費合計	(千円)	3,489,571	3,437,723	3,427,853	3,277,330	3,837,412
内訳 (金額)	ごみ収集	1,538,683	1,527,105	1,544,706	1,555,353	1,654,957
	焼却処理	889,452	899,152	812,034	640,468	963,881
	不燃物等処理	559,086	560,258	606,893	641,501	746,591
	広域処理	425,617	377,308	384,506	369,132	399,818
	ごみ減量	76,732	73,900	79,714	70,876	72,166
内訳 (割合)	ごみ収集 %	44.1%	44.4%	45.1%	47.5%	43.1%
	焼却処理 %	25.5%	26.2%	23.7%	19.5%	25.1%
	不燃物等処理 %	16.0%	16.3%	17.7%	19.6%	19.5%
	広域処理 %	12.2%	11.0%	11.2%	11.3%	10.4%
	ごみ減量 %	2.2%	2.1%	2.3%	2.2%	1.9%
1人当たり経費	(円)	18,920	18,570	18,473	17,648	20,605
内訳	ごみ収集	8,343	8,249	8,324	8,375	8,886
	焼却処理	4,822	4,857	4,376	3,449	5,175
	不燃物等処理	3,031	3,026	3,271	3,454	4,009
	広域処理	2,308	2,038	2,072	1,988	2,147
	ごみ減量	416	399	430	382	387
1世帯当たり経費	(円)	37,406	36,362	35,809	33,915	39,310
内訳	ごみ収集	16,494	16,153	16,137	16,095	16,953
	焼却処理	9,534	9,511	8,483	6,628	9,874
	不燃物等処理	5,993	5,926	6,340	6,639	7,648
	広域処理	4,562	3,991	4,017	3,820	4,096
	ごみ減量	823	782	833	733	739
ごみ総量1トン当たり経費	(円)	81,597	81,067	80,859	73,243	86,195

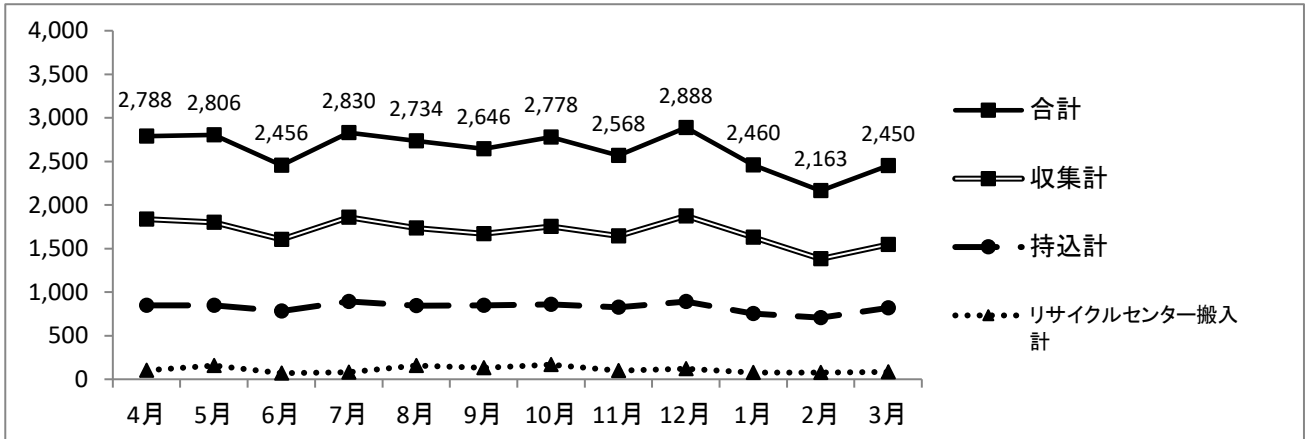
※四捨五入により計が合わない場合があります  
 ※処理経費の金額は P30 IV事業原価計算書より

## 10. 月別収集・持込量内訳

### (1) クリーンセンター

令和6(2024)年度

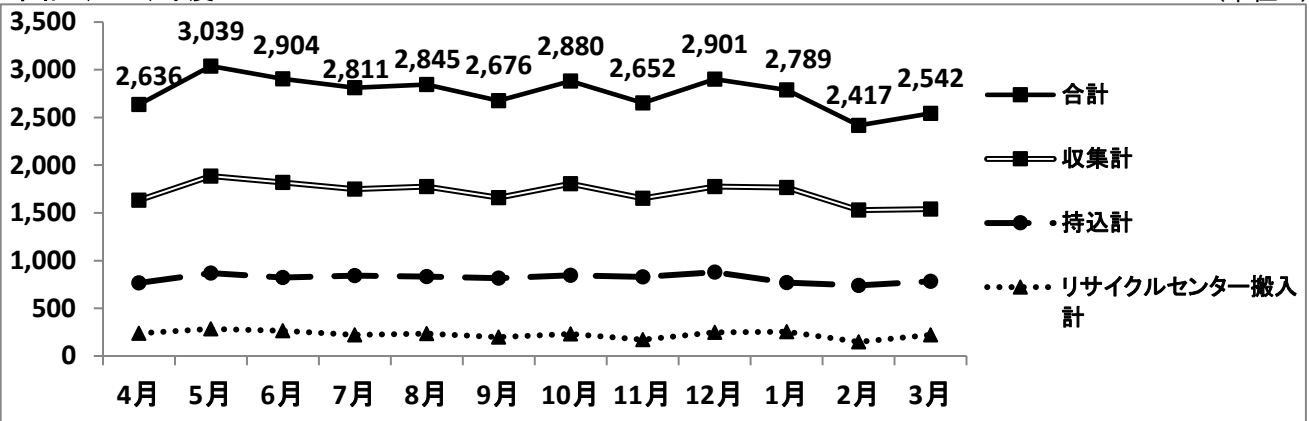
(単位:t)



区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
可燃	計	2,750	2,763	2,420	2,796	2,702	2,618	2,745	2,534	2,853	2,423	2,133	2,415	31,152
	収集	1,837	1,802	1,605	1,858	1,735	1,669	1,754	1,643	1,875	1,630	1,381	1,546	20,335
	持込	820	816	756	869	821	827	836	803	868	724	685	795	9,620
	リサイクルセンターより	93	145	59	69	146	122	155	88	110	69	67	74	1,197
粗大	計	38	43	36	34	32	28	33	34	35	37	30	35	415
	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	持込	28	32	25	24	22	19	21	23	24	28	22	25	293
	リサイクルセンターより	10	11	11	10	10	9	12	11	11	9	8	10	122
収集	計	1,837	1,802	1,605	1,858	1,735	1,669	1,754	1,643	1,875	1,630	1,381	1,546	20,335
持込	計	848	848	781	893	843	846	857	826	892	752	707	820	9,913
リサイクルセンター搬入	計	103	156	70	79	156	131	167	99	121	78	75	84	1,319
合	計	2,788	2,806	2,456	2,830	2,734	2,646	2,778	2,568	2,888	2,460	2,163	2,450	31,567

令和5(2023)年度

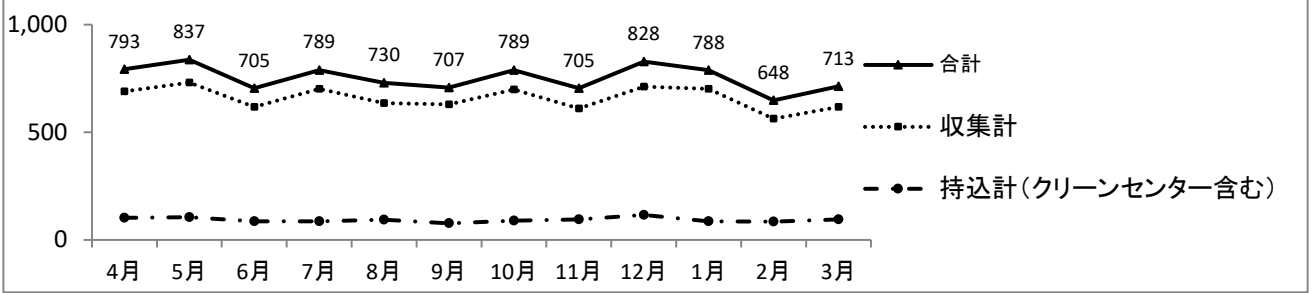
(単位:t)



区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
可燃	計	2,602	2,996	2,871	2,781	2,809	2,627	2,843	2,582	2,863	2,756	2,386	2,509	32,625
	収集	1,633	1,886	1,818	1,748	1,777	1,660	1,806	1,654	1,775	1,764	1,529	1,539	20,589
	持込	740	837	800	822	809	796	821	804	851	746	718	761	9,505
	リサイクルセンターより	229	273	253	211	223	171	216	124	237	246	139	209	2,531
粗大	計	34	43	33	30	36	49	37	70	38	33	31	33	467
	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	持込	26	32	23	20	24	21	23	24	27	24	22	22	288
	リサイクルセンターより	8	11	10	10	12	28	14	46	11	9	9	11	179
収集	計	1,633	1,886	1,818	1,748	1,777	1,660	1,806	1,654	1,775	1,764	1,529	1,539	20,589
持込	計	766	869	823	842	833	817	844	828	878	770	740	783	9,793
リサイクルセンター搬入	計	237	284	263	221	235	199	230	170	248	255	148	220	2,710
合	計	2,636	3,039	2,904	2,811	2,845	2,676	2,880	2,652	2,901	2,789	2,417	2,542	33,092

(2)総合リサイクルセンター  
令和6(2024)年度

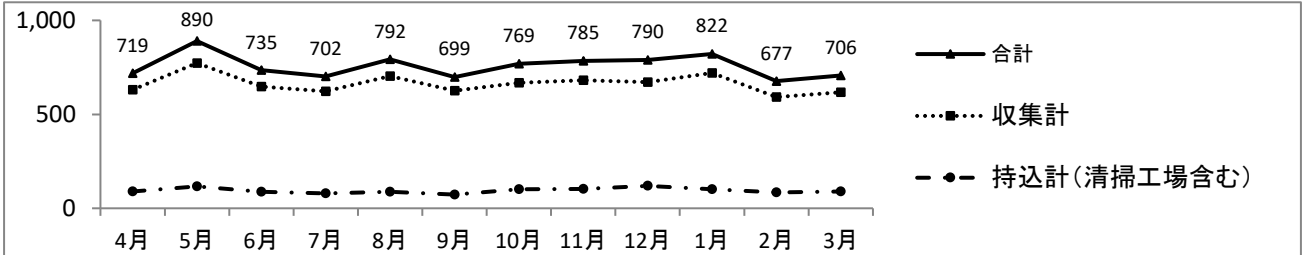
(単位:t)



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
不燃計	191	218	162	177	165	153	185	170	209	174	135	166	2,105
収集・家庭系	136	166	119	136	114	113	143	119	150	129	91	112	1,528
持込・家庭系	48	47	36	36	44	35	37	44	51	40	38	49	505
持込(指定袋)・事業系	7	5	7	5	7	5	5	7	8	5	6	5	72
資源計	511	525	464	529	486	469	508	451	525	531	436	467	5,902
収集(缶)・家庭系	33	40	35	32	47	33	38	29	31	36	28	32	414
収集(びん)・家庭系	92	121	93	116	92	93	110	92	104	129	89	88	1,219
収集(プラ)・家庭系	272	222	216	264	210	233	232	208	270	260	226	244	2,857
収集(ペット)・家庭系	58	76	66	68	92	67	67	61	54	61	49	57	776
持込(紙布等)・家庭系	12	13	9	9	12	9	7	9	12	9	9	12	122
持込(指定袋)・事業系	12	11	6	11	5	6	11	5	8	8	5	7	95
収集(小型家電)・家庭系	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
収集(剪定枝)・家庭系	11	18	12	9	7	10	19	19	16	10	8	7	146
持込(剪定枝)・家庭系	17	17	22	13	16	13	18	24	26	14	19	15	214
持込(剪定枝等)・事業系	4	6	5	7	5	5	6	4	4	4	3	5	58
粗大収集	82	83	73	72	69	77	87	79	80	69	65	73	909
有害収集	6	5	4	5	5	4	3	3	7	8	7	5	62
収集計	690	731	618	702	636	630	699	610	712	702	563	618	7,911
持込計	100	99	85	81	89	73	84	93	109	80	80	93	1,066
資源・クリーンセンターより	3	7	2	6	5	4	6	2	7	6	5	2	55
合計	793	837	705	789	730	707	789	705	828	788	648	713	9,032

令和5(2023)年度

(単位:t)

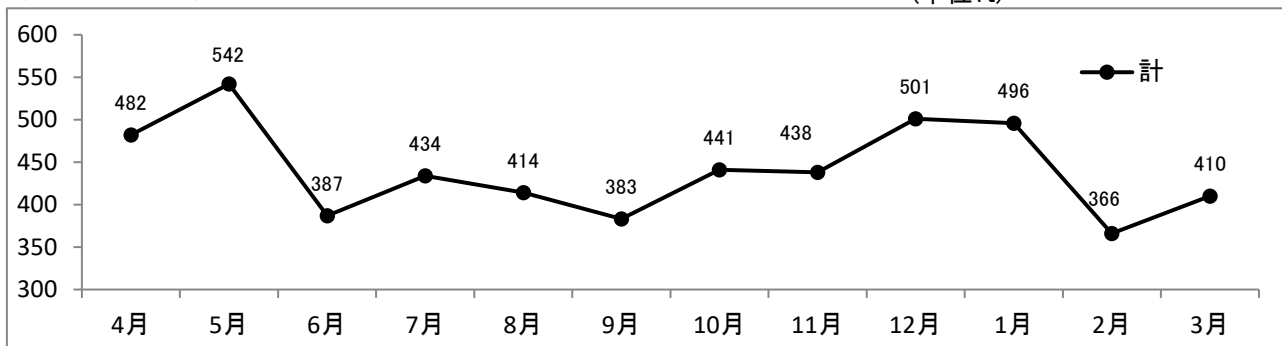


区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
不燃計		184	224	158	154	186	153	165	192	216	196	152	166	2,146
収集・家庭系		134	166	116	112	141	112	120	148	155	148	108	119	1,579
持込・家庭系		43	53	35	36	40	34	40	39	52	43	38	42	495
持込(指定袋)・事業系		7	5	7	6	5	7	5	5	9	5	6	5	72
資源計		447	560	485	474	514	462	508	501	485	539	439	449	5,863
収集(缶)・家庭系		32	33	41	33	34	39	31	38	32	32	30	40	415
収集(びん)・家庭系		96	125	96	97	120	95	92	117	109	134	94	92	1,267
収集(プラ)・家庭系		219	277	215	236	239	210	261	209	216	270	211	212	2,775
収集(ペット)・家庭系		54	57	78	69	79	79	58	60	60	50	56	61	761
持込(紙布等)・家庭系		14	19	10	8	10	6	9	11	12	12	8	12	131
持込(指定袋)・事業系		6	10	6	8	11	6	8	11	7	9	5	4	91
収集(剪定枝)・家庭系		11	18	13	7	8	9	18	23	16	8	10	8	149
持込(剪定枝)・家庭系		11	15	18	11	8	12	25	24	24	18	17	16	199
持込(剪定枝等)・事業系		4	6	7	5	5	6	6	8	9	6	8	4	74
粗大収集		80	92	84	65	78	78	82	82	78	72	79	80	950
有害収集		4	5	5	3	5	4	6	5	5	6	4	5	57
収集計		630	773	648	622	704	626	668	682	671	720	592	617	7,953
持込計		85	108	83	74	79	71	93	98	113	93	82	83	1,062
資源・清掃工場より		4	9	4	6	9	2	8	5	6	9	3	6	71
合計		719	890	735	702	792	699	769	785	790	822	677	706	9,086

### (3)民間施設(紙・布 直接搬入)

令和6(2024)年度

(単位:t)

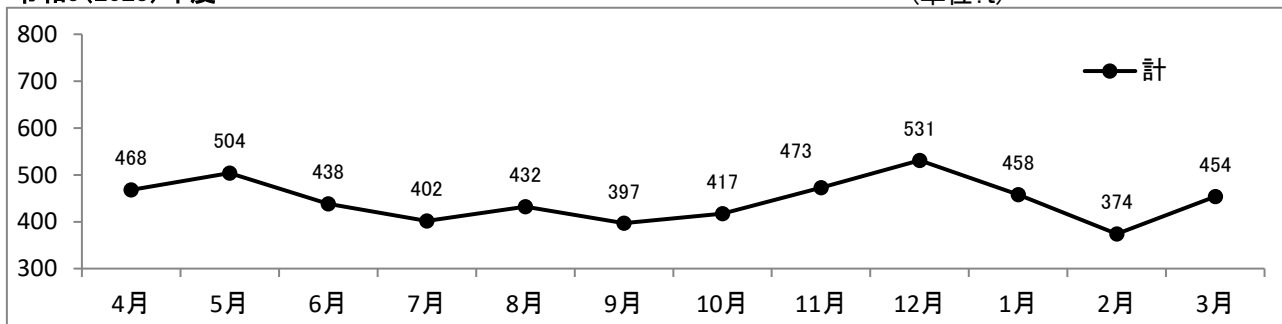


#### 収集・家庭系

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新聞・折込チラシ	35	38	34	36	43	34	32	45	46	42	33	33	451
雑誌・本・雑がみ・紙パック	222	249	175	219	168	170	197	178	223	253	181	218	2,453
段ボール	137	149	115	126	144	134	148	119	151	137	109	108	1,577
古布	88	106	63	53	59	45	64	96	81	64	43	51	813
計	482	542	387	434	414	383	441	438	501	496	366	410	5,294

令和5(2023)年度

(単位:t)



#### 収集・家庭系

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新聞・折込チラシ	37	36	38	36	42	31	40	35	56	33	41	38	463
雑誌・本・雑がみ・紙パック	221	259	177	181	209	175	178	224	224	238	175	214	2,475
段ボール	127	122	144	128	124	150	119	144	151	124	104	147	1,584
古布	83	87	79	57	57	41	80	70	100	63	54	55	826
計	468	504	438	402	432	397	417	473	531	458	374	454	5,348

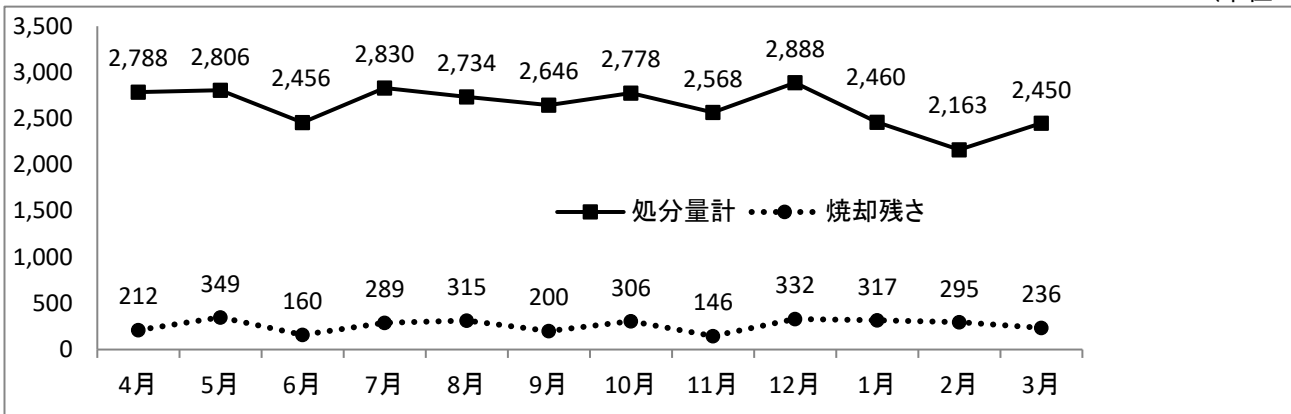
※搬出量・処理量も同じ

## 11. 月別処理量内訳

### (1) クリーンセンター

令和6(2024)年度

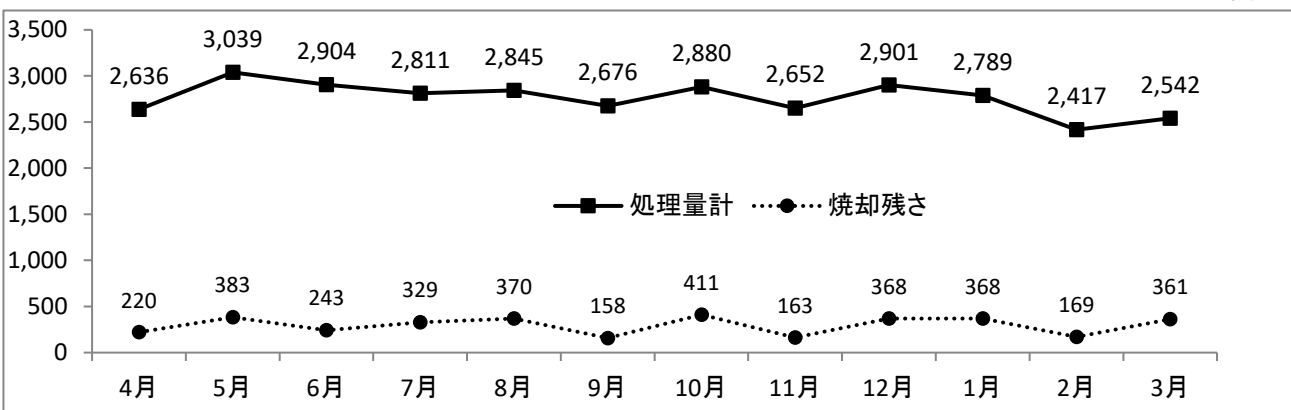
(単位:t)



区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
焼却		2,785	2,798	2,453	2,824	2,729	2,642	2,772	2,566	2,881	2,454	2,158	2,448	31,510
資源化(リサイクルセンターへ)		3	7	2	6	5	4	6	2	7	6	5	2	55
有価物売却		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
処分量計		2,788	2,806	2,456	2,830	2,734	2,646	2,778	2,568	2,888	2,460	2,163	2,450	31,567
焼却残さ		212	349	160	289	315	200	306	146	332	317	295	236	3,157

令和5(2023)年度

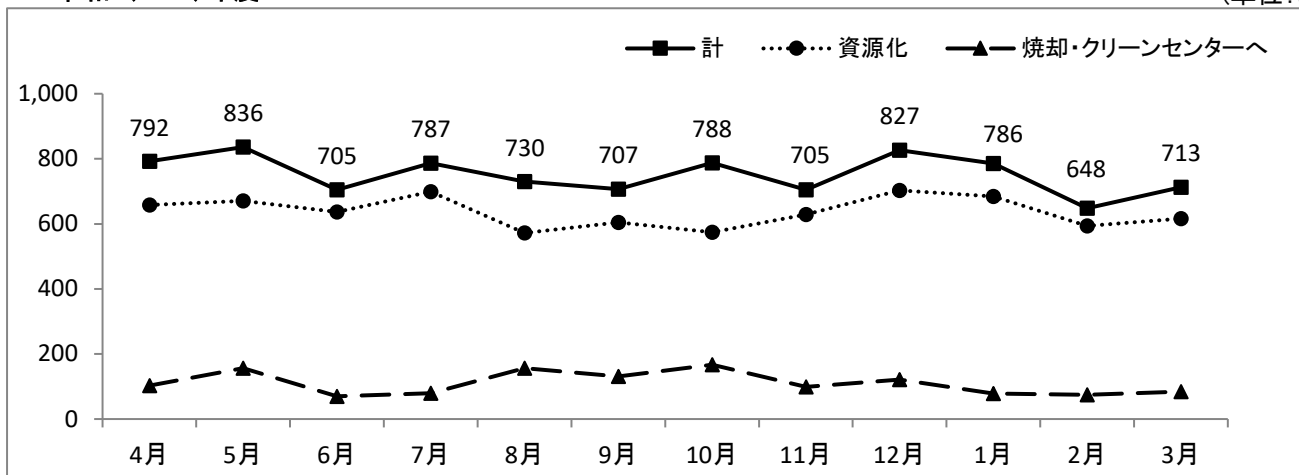
(単位:t)



区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
焼却		2,632	3,030	2,899	2,804	2,836	2,673	2,873	2,647	2,894	2,780	2,414	2,536	33,018
資源化(リサイクルセンターへ)		4	8	4	7	9	3	7	5	6	9	3	6	71
有価物売却		0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
処理量計		2,636	3,039	2,904	2,811	2,845	2,676	2,880	2,652	2,901	2,789	2,417	2,542	33,092
焼却残さ		220	383	243	329	370	158	411	163	368	368	169	361	3,543

(2) 総合リサイクルセンター  
令和6(2024)年度

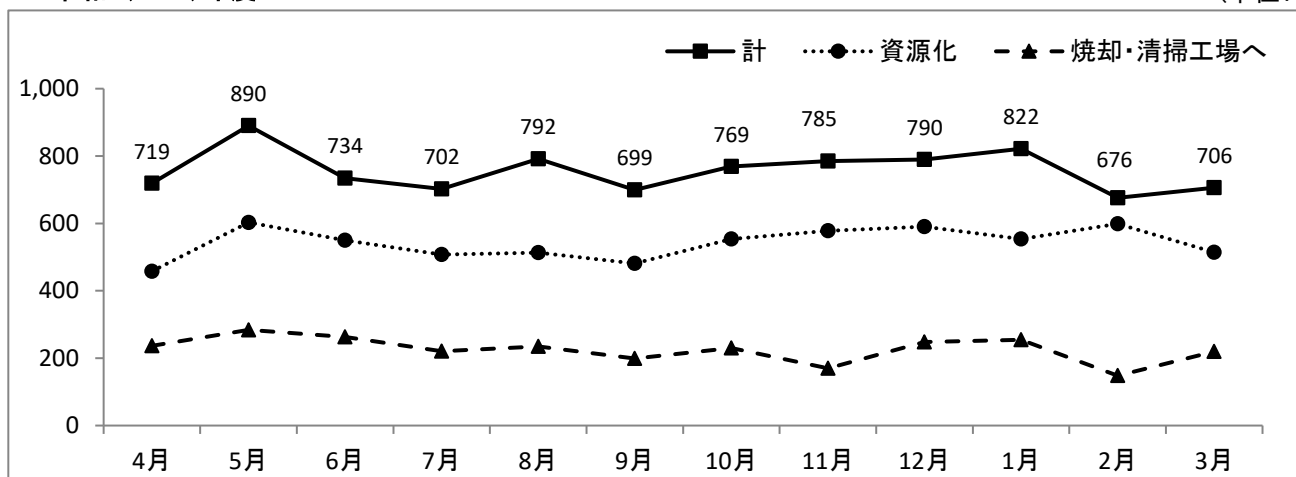
(単位:t)



区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
資 源 化	資源化	658	671	637	699	572	604	574	629	703	684	594	616	7,641
	分別収集	429	443	393	457	423	441	421	414	406	442	389	390	5,048
	収集後選別	91	95	72	76	80	77	84	85	106	91	70	77	1,004
	その他リサイクル(ガス化溶融)	138	133	161	166	69	74	65	130	179	151	120	149	1,535
	有害ごみ	0	0	11	0	0	12	4	0	12	0	15	0	54
焼却・クリーンセンターへ	103	156	70	79	156	131	167	99	121	78	75	84	1,319	
埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他(保管等)	31	9	△2	9	2	△28	47	△23	3	24	△21	13	64	
計		792	836	705	787	730	707	788	705	827	786	648	713	9,024

令和5(2023)年度

(単位:t)



区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
資 源 化	資源化	458	603	550	508	513	481	554	578	590	554	599	514	6,502
	分別収集	383	490	454	433	415	403	445	430	433	456	439	402	5,183
	収集後選別	75	101	92	75	86	78	95	137	104	87	86	83	1,099
	その他リサイクル(ガス化溶融)	0	0	0	0	0	0	14	0	49	0	66	25	154
	有害ごみ	0	12	4	0	12	0	0	11	4	11	8	4	66
焼却・清掃工場へ	237	284	263	221	235	199	230	170	248	255	148	220	2,710	
埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他(保管等)	24	3	△79	△27	44	19	△15	37	△48	13	△71	△28	△128	
計		719	890	734	702	792	699	769	785	790	822	676	706	9,084

## 12. 有価物売却・処理

### (1) 金属・ガラス類等

種別	売却量(単位:t)					売却額(単位:千円)				
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
アルミ缶プレス	255	258	255	239	243	30,377	51,216	66,852	55,487	71,038
破碎アルミ	98	94	86	79	73	10,368	20,091	22,196	20,222	23,716
鉄缶プレス	234	210	205	188	178	3,165	3,800	7,341	7,784	7,633
破碎鉄	326	295	338	340	316	1,560	5,272	11,985	14,156	13,516
その他金属	491	507	455	501	427	2,384	9,214	16,251	21,013	18,192
自転車	32	16	0	33	58	778	408	0	1,155	2,658
自動車用バッテリー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生きびん	52	56	53	56	51	150	163	153	165	164
リユース品	16	6	4	1	1	200	18	13	5	4
メダル用携帯電話	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メダル用小型家電	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型電子機器	3	3	2	1	2	200	256	161	174	222
合計	1,508	1,446	1,399	1,440	1,350	49,183	90,439	124,953	120,160	137,144

### (2) 紙・布類

種別	売却量(単位:t)					売却額(単位:千円)				
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
新聞類	526	573	507	466	451	263	573	1,262	1,548	1,521
雑誌類	3,083	2,748	2,708	2,519	2,453	1,520	832	2,727	3,047	3,199
ダンボール類	1,623	1,654	1,704	1,603	1,577	811	901	3,491	3,629	3,735
古布類	1,073	1,008	934	867	813	1,106	1,138	1,143	1,202	1,590
牛乳パック	1	1	1	0	0	1	1	1	0	1
計	6,306	5,984	5,854	5,455	5,294	3,701	3,445	8,624	9,426	10,046

### (3) プラスチック類

種別	売却量(単位:t)					売却額(単位:千円)				
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
硬質プラ	95	95	85	89	79	47	47	37	39	35
ペットボトル	19	27	24	14	17	10	13	10	6	8
プラスチック(容器包装)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペットボトル(容器包装)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	114	122	109	103	96	57	60	47	45	43

### (4) せん定枝堆肥

種別	搬出量(単位:t)					売却額(単位:千円)				
	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
せん定枝たい肥	592	441	470	385	314	-	-	-	-	-
上記のうち売却量	32	31	54	53	21	64	61	108	106	41

### (5) リサイクルショップ西砂(再生粗大ごみ等販売:(公社)立川市シルバー人材センター運営)

#### ① 内訳

数量	自転車	ベッド	ソファ	机	椅子	テーブル	家具 (たんす等)	雑貨	衣料	その他	合計	配送料	防犯登録
販売数量	108	60	77	27	586	180	371	5,589	8,428	0	15,426	1	0
重量(kg)	2,160	2,400	1,540	810	4,102	4,500	12,985	8,384	4,214	0	41,095		
販売額(千円)	877	407	278	94	1,118	576	1,631	2,981	2,157	0	10,120	1	0

#### ② 推移

年度	販売数量(点)	重量(kg)	販売額(千円)	配送料(千円)
令和2(2020)	15,510	45,069	8,704	108
令和3(2021)	17,001	50,495	9,127	76
令和4(2022)	14,890	52,843	8,950	28
令和5(2023)	16,248	52,503	9,986	0
令和6(2024)	15,426	41,095	10,120	1

### 13. 粗大ごみ収集処理

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4 (2022)	件	1,763	1,845	1,793	1,633	1,804	1,858	1,815	1,873	1,797	1,688	1,733	1,900	21,502
	t	88	93	89	75	78	85	82	86	85	73	81	92	1,007
令和5 (2023)	件	1,665	1,969	1,858	1,608	1,849	1,751	1,891	1,849	1,801	1,679	1,799	1,742	21,461
	t	80	92	84	65	78	78	82	82	78	72	79	80	950
令和6 (2024)	件	1,792	1,906	1,717	1,802	1,696	1,782	1,931	1,800	1,970	1,658	1,765	1,858	21,677
	t	82	83	73	72	69	77	87	79	80	69	65	73	909

### 14. 粗大ごみ収集減免申請件数

(単位: 件)

年度	区分	生活保護	身体障害	精神障害	知的障害	中国残留 邦人	罹災者等	計
令和4(2022)		462	123	7	10	5	9	616
令和5(2023)		493	108	6	13	5	6	631
令和6(2024)		435	104	4	17	3	11	574

### 15. 不法投棄処理件数

(単位: 件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4(2022)	9	14	10	15	16	20	22	11	9	7	16	18	167
令和5(2023)	10	10	15	16	14	21	16	18	18	11	23	19	191
令和6(2024)	33	25	14	15	21	28	27	13	17	16	15	24	248

### 16. 持込ごみ減免申請件数

(単位: 件)

年度	区分	生活保護	障害者	不法投棄	祭礼・行事	周辺清掃	罹災者	その他	件数計	重量(kg)		
										クリーンセンター	総合リサイクルセンター	計
令和4(2022)		88	31	11	3	0	0	5	138	54,520	35,170	89,690
令和5(2023)		84	34	10	9	0	1	7	145	51,720	31,860	83,580
令和6(2024)		105	22	13	17	2	0	1	160	63,050	46,360	109,410

17. 家庭ごみ指定収集袋取扱店(業態別)

※各年度3月1日現在

(単位:店)

年度	区分	所在	コンビニ	スーパー	ドラッグ	米店・	その他	その他	計
			エンスストア	マーケット	ストア	酒店	小売業		
令和4(2022)	市内		95	26	26	20	15	29	211
	市外		8	26	14	0	0	1	49
令和5(2023)	市内		96	27	26	20	14	29	212
	市外		8	25	13	0	0	1	47
令和6(2024)	市内		94	27	26	20	14	29	210
	市外		8	25	13	0	0	1	47

18. 家庭ごみ指定収集袋取扱店(町別)

※各年度3月1日現在

(単位:店)

年度	町	富士	柴	錦	曙	高	羽	砂	栄	若	幸	柏	上	一	西	緑	泉	市	計
		見	崎			松	衣	川		葉			砂	番	砂			外	
令和4(2022)		23	25	20	25	11	13	14	14	13	15	8	10	5	8	3	4	49	260
令和5(2023)		23	26	20	26	11	12	13	15	13	15	8	10	5	8	3	4	47	259
令和6(2024)		23	24	20	26	11	12	14	15	13	14	8	10	5	8	3	4	47	257

19. 家庭ごみ指定収集袋納品状況

(単位:枚)

年度	種類	燃やせるごみ				燃やせないごみ				計
		特小・5ℓ	小・10ℓ	中・20ℓ	大・40ℓ	特小・5ℓ	小・10ℓ	中・20ℓ	大・40ℓ	
令和4(2022)		1,349,500	2,837,000	2,658,330	1,252,700	163,000	181,540	212,300	194,220	8,848,590
令和5(2023)		1,166,000	1,815,000	2,057,500	1,158,570	132,000	148,500	181,500	181,000	6,840,070
令和6(2024)		1,282,500	3,013,000	2,554,000	1,254,000	168,500	190,000	226,500	196,750	8,885,250

20. 家庭ごみ指定収集袋製造管理配送受託会社

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
三幸商事(株)立川営業所	190-0022 立川市錦町3-6-25	042-529-4447	042-526-1080

21. 家庭ごみ指定収集袋納入金収納システム製造会社

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
青梅商工会議所	198-8585 青梅市上町373-1	0428-23-0111	0428-24-8788

22. 家庭ごみ指定収集袋規格

種類	燃やせるごみ 燃やせないごみ
材質	高密度ポリエチレン
厚さ	0.03mm
形状	U型袋(ガゼット、ペロ付き)
容量及び寸法	特小袋…5ℓ(180mm×420mm)
	小袋…10ℓ(290mm×500mm)
	中袋…20ℓ(360mm×600mm)
	大袋…40ℓ(450mm×750mm)
色	燃やせるごみ専用袋…黄色(半透明)
	燃やせないごみ専用袋…緑色(半透明)
包装	10枚の袋をミン目でつなぎ、紙帯でまとめたロール型
その他	燃やせないごみ専用袋全サイズに、エンボス(凹凸)加工あり。

23. 家庭ごみ指定収集袋減免交付者数 ※当該年度11月1日～翌年10月末日 ※翌年11月末日集計 (単位:世帯)

減免決定期間※	生活保護	児童扶養手当	特別児童扶養手当	身体障害	精神障害	知的障害	要介護	老齢福祉年金	中国残留邦人	震災被災者	ウクライナ避難者	計
令和4(2022)	2,101	966	173	505	270	42	158	0	19	9	1	4,244
令和5(2023)	1,852	840	180	532	257	51	88	0	12	5	19	3,836
令和6(2024)	1,859	824	181	533	273	47	76	0	17	6	1	3,817

24. ボランティア袋交付状況 (単位:枚)

年度	登録数	燃やせるごみ(枚)		燃やせないごみ等(枚)		計
		20ℓ	40ℓ	20ℓ	40ℓ	
令和4(2022)	345	2,570	4,310	550	240	7,670
令和5(2023)	362	5,343	1,330	1,250	1,020	8,943
令和6(2024)	388	1,600	991	889	910	4,390

25. ボランティア袋規格

種類	燃やせるごみ 燃やせないごみ等
材質	高密度ポリエチレン
厚さ	0.025mm
形状	U型袋(ガゼット、ペロ付き)
容量及び寸法	中袋…20ℓ(360mm×600mm)
	大袋…40ℓ(450mm×750mm)
色	全種類無色(半透明)
包装	10枚の袋をミン目でつなぎ、紙帯でまとめたロール型
その他	燃やせないごみ専用袋全サイズに、エンボス(凹凸)加工あり

26. ごみ出し支援事業利用世帯数 (単位:世帯)

年度	要介護	身体障害	精神障害	その他	計
令和4(2022)	10	20	2	21	53
令和5(2023)	10	15	1	20	46
令和6(2024)	9	14	1	17	41

27. ごみ出しサポートシール事業利用世帯数 (単位:世帯)

年度	計
令和6(2024)	117

## 28. 少量排出事業者専用指定袋販売数量

(単位:枚)

年度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラ・ビニ・ペット	計
令和4(2022)	143,540	12,470	54,300	210,310
令和5(2023)	143,140	13,550	55,320	212,010
令和6(2024)	146,440	13,350	52,630	212,420

## 29. 少量排出事業者専用指定袋規格

種類	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラ・ビニ・ペット
材質	低密度ポリエチレン		
厚さ	0.03mm		
形状	U型袋(ガゼット、ベロ付き)		
容量及び寸法	40ℓ(幅650(450+200)mm×高さ750mm)		
色	燃やせるごみ専用袋…オレンジ色(半透明)		
	燃やせないごみ専用袋…紫色(半透明)		
	プラ・ビニ・ペット専用袋…水色(半透明)		
包装	10枚1組を透明の外袋に梱包する平置き型		

## 30. 少量排出事業者専用指定袋製造受託会社

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
大倉工業(株)東京支店	102-0083 千代田区麴町5-1 4階	03-6912-5091	03-5985-6866

## 31. 動物死体処理

(単位:体)

年度	種類	犬			猫			その他			計		
		有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	合計
令和4(2022)		45	0	45	55	60	115	35	526	561	135	586	721
令和5(2023)		45	1	46	53	63	116	44	549	593	142	613	755
令和6(2024)		31	0	31	51	46	97	39	559	598	121	605	726

### 32. 資源再生利用補助金

区分 年度	回収量	交付金額	実施団体数	補助金申請 延べ申請数	一団体当たり 回収量	一団体当たり 交付金額
	A(t)	B(千円)	C(団体)	D(件)	A÷C(t)	B÷C(千円)
令和4(2022)	2,428	25,814	160	552	15	161
令和5(2023)	2,314	23,897	158	538	15	151
令和6(2024)	1,944	20,359	164	513	12	124

### 33. 資源再生利用補助金内訳

品目	古布	紙類	一升びん	ビールびん	雑びん	スチール缶	アルミ缶	計
補助単価(円)	9	9	9	9	9	9	50	
重量(kg)	122,072	1,742,636	721	130	24	8,578	69,812	1,943,973
本数(本)			721	216	80			1,017
交付金額(円)	1,098,648	15,683,724	6,489	1,944	720	77,202	3,490,600	20,359,327

※四捨五入により計が合わない場合があります

### 34. 生ごみ処理機器・堆肥化容器購入費補助金

種類 年度	処理機器 (機)	たい肥化容器 (器)	計 (機・器)	交付金額(円)
令和4(2022)	82	13	95	1,599,800
令和5(2023)	100	9	109	2,111,100
令和6(2024)	90	9	99	1,889,090

35. 令和6(2024)年度 一般廃棄物収集・処理委託業者他

(1) 家庭ごみ等分別収集委託業者 8社 99台

事業者名	主たる事務所	電話・FAX		担当エリア
高杉商事株式会社	190-0031 立川市砂川町5-16-2	電話	042-537-7921	曙町・高松町・栄町・上砂町4丁目～7丁目
立川支店	183-0036 府中市日新町5-3-3	FAX	042-537-7923	
有限会社	196-0022 昭島市中神町1-14-6	電話	042-541-7875	富士見町
松村組	196-0022 昭島市中神町1-14-6	FAX	042-541-7990	
有限会社	190-0034 立川市西砂町3-22-5	電話	042-560-5350	砂川町・上砂町1丁目～3丁目
原島組	190-0034 立川市西砂町3-22-5	FAX	042-556-5253	
川鍋商事株式会社	190-0033 立川市福島町3-24-34	電話	042-541-4164	若葉町・幸町
株式会社	190-0033 立川市福島町3-24-34	FAX	042-541-4164	
高根商事株式会社	190-0033 立川市一番町5-5-1	電話	042-520-0075	柴崎町・錦町
株式会社	190-0033 立川市一番町5-5-1	FAX	042-569-3475	
有限会社	190-0002 立川市幸町3-16-1	電話	042-535-6001	一番町・西砂町・泉町・緑町
小池組	190-0002 立川市幸町3-16-1	FAX	042-535-6212	
株式会社				羽衣町
松浦商事株式会社				柏町

(2) 粗大ごみ等収集委託業者 3社 3台

※臨時分

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
有限会社松村組	183-0036 府中市日新町5-3-3	042-362-6700	042-364-2002
有限会社原島組	196-0022 昭島市中神町1-14-6	042-541-7875	042-541-7990
※高杉商事株式会社立川支店	190-0031 立川市砂川町5-16-2	042-537-7921	042-537-7923

(3) 動物死体等収集運搬委託業者 1社 4台

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
松浦商事株式会社	190-0002 立川市幸町3-16-1	042-535-6001	042-535-6212

(4) 地域ごみ等特別収集運搬業務委託業者 1社 2台

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
株式会社田邊商店	190-0033 立川市一番町5-5-1	042-520-0075	042-569-3475

(5) 運營業務委託業者(クリーンセンター)

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
株式会社たちかわEサービス	190-0023 東京都立川市柴崎町5丁目5番5号	042-519-5319	

(6) 不燃物処理施設運転管理等委託業者

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
高杉商事株式会社立川支店	190-0031 立川市砂川町5-16-2	042-537-7921	042-537-7923

(7) 事業系一般廃棄物専用指定袋収集運搬業者 6社

事業者名	主たる事務所	電話・FAX		事業系担当エリア
高杉商事株式会社	187-0022 小平市上水本町4-8-12	電話	042-321-2690	錦町(1,2丁目の一部除く)・柴崎町3,4,6丁目の一部
株式会社	190-0034 立川市西砂町3-22-5	FAX	042-321-9898	
高根商事株式会社	190-0032 立川市上砂町5-65-9	電話	042-520-8395	西砂町・一番町・緑町・砂川町・上砂町
株式会社	190-0032 立川市上砂町5-65-9	FAX	042-520-8396	
有限会社	190-0013 立川市富士見町1-2-6	電話	042-529-3491	羽衣町・栄町・泉町
立川栄清社	190-0013 立川市富士見町1-2-6	FAX	042-529-5832	
中川産業株式会社	190-0002 立川市幸町3-16-1	電話	042-535-6001	幸町・柏町・若葉町・柴崎町(3,4,6丁目の一部を除く)・錦町1,2丁目の一部
株式会社	190-0002 立川市幸町3-16-1	FAX	042-535-6212	
松浦商事株式会社	190-0033 立川市一番町5-5-1	電話	042-520-0075	高松町・曙町
株式会社	190-0033 立川市一番町5-5-1	FAX	042-569-3475	

(8) し尿収集委託業者 1社 2台体制

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
高杉商事株式会社立川支店	190-0031 立川市砂川町5-16-2	042-537-7921	042-537-7923

(9) 浄化槽清掃許可事業者 1社 2台体制

事業者名	主たる事務所	電話	FAX
高杉商事株式会社	187-0022 小平市上水本町4-8-12	042-321-2690	042-321-9898



職員配置表 令和6(2024)年4月1日現在

区分	正規職員	月給制職員	時給制職員	委託職員	計
課長	1				1
係長	4				4
施設管理	2			1	3
収集業務	4	3			7
計量				3	3
不燃物選別				9	9
粗大ごみ処理				7	7
資源選別				22	22
その他	7	1		2	10
合計	18	4	0	44	66

資格(総合リサイクルセンター)	
技術管理者	2
公害防止管理者 (都一種)	1

公務災害(立川市)		
職種	休業	非休業
一般職	0	0
技術職	0	0

(3)最終処分場

構成市 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町(25市1町)

組合管理者 多摩市長

①エコセメント化施設(焼却灰の処理)

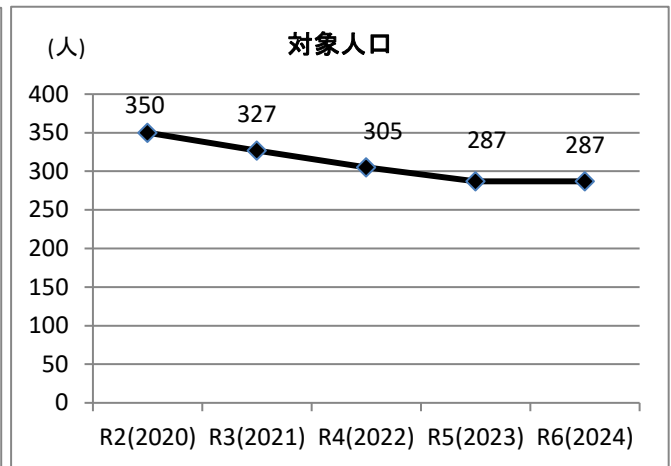
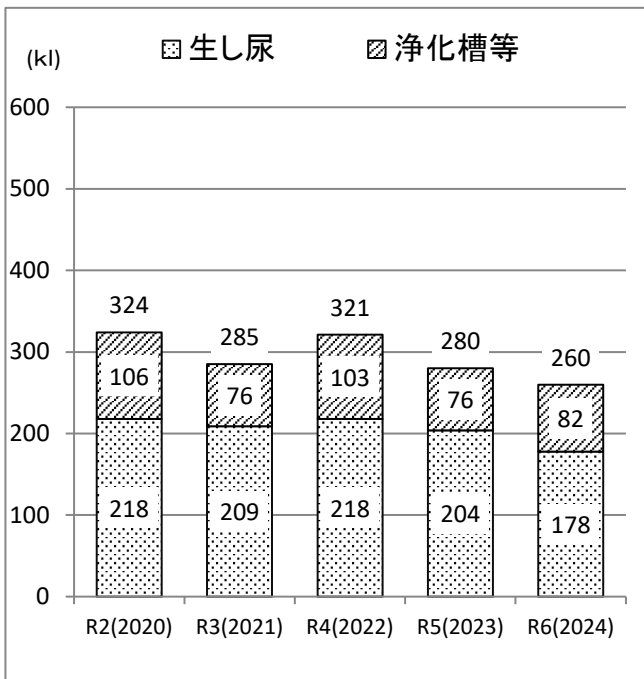
名称 東京たまエコセメント化施設  
所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642(電話042-597-7531)  
(日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内)  
事業運営方法 東京たま広域資源循環組合が施設を所有し、民間企業が設計・施工と運転管理及びエコセメントの販売を一体的に請け負う公設民営方式  
施設規模 総面積 4.6ha  
焼却残さ平均処理量 約300t/日  
エコセメント平均生産量 約430t/日  
処理対象物 ごみの焼却施設から排出される焼却残さ  
施設の稼働 平成18(2006)年7月

②埋立処理施設

名称 東京たま広域資源循環組合 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場  
所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内  
組合事務所・処分場管理センター  
東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642(電話042-597-6151)  
施設規模 総面積 59.1ha(エコセメント化施設含む)  
埋立地面積 18.4ha  
管理施設等面積 14.9ha  
残存緑地面積 25.8ha  
埋立方式 セル方式  
埋立廃棄物 破碎された不燃ごみ  
埋立期間 平成10(1998)年1月29日から令和10(2028)年3月まで(予定)  
埋立容量 370万<sup>m</sup><sub>3</sub>  
内訳 廃棄物埋立容量 250万<sup>m</sup><sub>3</sub>  
覆土容量 120万<sup>m</sup><sub>3</sub>  
埋立状況 埋立容量の約44.7%が埋立済(令和7(2025)年3月31日現在)  
令和6年度末時点で埋立ゼロを継続中(組合ホームページより)

### Ⅲ し尿処理事業等

#### 1. し尿収集状況



区分		年度				
		R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
人口(各年度10/1現在)		184,439	185,120	185,565	185,710	186,241
年間日数		365	365	365	366	365
生し尿	収集処理 (kl)	218	209	218	204	178
	対象人口 (人)	198	184	171	155	155
	収集世帯 (世帯)	100	94	88	81	81
	1日一人あたり排出量 (ℓ)	3.02	3.11	3.49	3.60	3.15
浄化槽等	収集処理 (kl)	106	76	103	76	82
	対象人口 (人)	152	143	134	132	132
	1日一人あたり排出量 (ℓ)	1.91	1.46	2.11	1.57	1.70
	合計	収集処理 (kl)	324	285	321	280
対象人口 (人)	350	327	305	287	287	
1日一人あたり排出量 (ℓ)	2.54	2.39	2.88	2.67	2.48	
収集車両台数 (台)		1	1	1	1	1

注1: 対象人口は、各年一世帯当たり平均世帯人数に収集世帯数を乗じて算出した。

## 2. 月別収集状況

(単位:ℓ)

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2 (2020)	生し尿	20,200	14,400	21,000	18,900	14,500	14,300	21,100	17,400	18,100	16,100	18,900	22,900	217,800
	浄化槽等	9,200	9,700	14,500	9,800	9,500	4,800	8,000	6,000	4,900	5,700	10,100	13,500	105,700
	計	29,400	24,100	35,500	28,700	24,000	19,100	29,100	23,400	23,000	21,800	29,000	36,400	323,500
R3 (2021)	生し尿	17,200	14,300	17,200	19,600	23,100	13,500	15,400	14,700	22,000	13,600	16,400	22,100	209,100
	浄化槽等	8,600	1,900	7,600	900	5,600	2,900	10,500	7,000	8,000	8,000	3,900	11,400	76,300
	計	25,800	16,200	24,800	20,500	28,700	16,400	25,900	21,700	30,000	21,600	20,300	33,500	285,400
R4 (2022)	生し尿	15,800	16,100	17,900	18,000	18,600	18,900	15,700	14,650	18,800	17,700	21,200	24,400	217,750
	浄化槽等	7,100	9,100	11,000	6,800	11,000	8,900	3,800	13,250	7,900	3,500	7,500	13,400	103,250
	計	22,900	25,200	28,900	24,800	29,600	27,800	19,500	27,900	26,700	21,200	28,700	37,800	321,000
R5 (2023)	生し尿	19,400	15,300	16,500	17,600	13,200	10,300	17,100	13,900	21,700	16,600	19,300	22,900	203,800
	浄化槽等	2,600	4,100	7,600	4,900	3,500	7,300	9,300	11,800	12,400	2,900	4,700	4,900	76,000
	計	22,000	19,400	24,100	22,500	16,700	17,600	26,400	25,700	34,100	19,500	24,000	27,800	279,800
R6 (2024)	生し尿	16,300	12,500	13,700	14,300	10,200	17,000	14,100	13,600	16,100	15,200	13,400	21,600	178,000
	浄化槽等	13,400	3,700	6,100	8,200	1,500	6,400	6,700	9,400	5,500	7,800	7,100	6,400	82,200
	計	29,700	16,200	19,800	22,500	11,700	23,400	20,800	23,000	21,600	23,000	20,500	28,000	260,200

## 3. 浄化槽設置状況

(単位:件)

年度	富士見町	柴崎町	錦町	曙町	高松町	羽衣町	砂川町	栄町	若葉町	幸町	柏町	上砂町	一番町	西砂町	緑町	泉町	計
R2(2020)	4	4	0	0	0	0	10	10	2	23	8	16	4	2	0	0	83
R3(2021)	4	4	0	0	0	0	10	10	2	22	8	13	4	2	0	0	79
R4(2022)	2	4	0	0	0	0	10	10	2	21	8	13	3	2	0	0	75
R5(2023)	2	4	0	0	0	0	10	10	2	21	8	13	3	2	0	0	75
R6(2024)	2	4	0	0	0	0	10	10	2	21	8	13	3	2	0	0	75

## 4. 浄化槽清掃補助金

(単位:円)

年度	区分	バッキ型		腐敗型		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
R2(2020)		0	0	0	0	0	0
R3(2021)		0	0	0	0	0	0
R4(2022)		0	0	0	0	0	0
R5(2023)		0	0	1	12,840	1	12,840
R6(2024)		0	0	0	0	0	0

## 5. 公衆便所

名称	立川市立川駅南口公衆便所	立川市玉川上水駅南口公衆便所	
住所	立川市柴崎町3丁目2番1号	立川市幸町6丁目36番地の11	
敷地面積	71㎡	116.88㎡	
床面積	42.52㎡	8.51㎡	
位置	JR中央線 立川駅構内南口	西武拝島線 玉川上水駅構内	
構造	鉄筋コンクリート造(RC造一部S造) 1階建	補強コンクリートブロック造 1階建	
主な設備	男子	大1(洋式)、小4、洗面台2	—
	女子	大3(洋式)、洗面台2	—
	だれでも	男女共用1(洋式、ベビーキープ・ベビーシート・オストメイト簡易水洗付き)	男女共用1(洋式、ベビーキープ・ベビーシート・オストメイト簡易水洗付き)
現施設供用開始日	平成11(1999)年4月8日	平成21(2009)年5月1日	
改修	平成29(2017)年1月20日	—	
賃借料	無償	無償	

IV 事業原価計算書

(単位:円)

区	分	衛生費										その他経費				計	合計			
		ごみ処理経費					し尿処理経費					計	公衆便所 管理運営	旧清掃工場 環境整備 事業	旧清掃工場 解体 事業			清掃工場 基金 運用	建設 管理 費用	
		ごみ収集	焼却処理	不燃物処理	広域処理	ごみ減量	小計	し尿収集	し尿処理	小計	計									
支	給料等	78,430,998	77,407,548	24,438,576	0	27,414,338	207,691,460	4,015,519	0	4,015,519	211,706,979	4,015,519	0	0	0	0	0	0	4,015,519	215,722,498
	時給制職員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	月給制職員報酬	6,987,200	0	0	0	0	6,987,200	0	0	0	6,987,200	0	0	0	0	0	0	0	0	6,987,200
	旅費	20,466	40,355	44,578	0	6,282	111,681	0	0	0	111,681	0	0	0	0	0	0	0	0	111,681
	人件費計	85,438,664	77,447,903	24,483,154	0	27,420,620	214,790,341	4,015,519	0	4,015,519	218,805,860	4,015,519	0	0	0	0	0	0	4,015,519	222,821,379
	報償費(委員報酬含む)	0	70,400	0	0	594,000	664,400	0	0	0	664,400	0	0	0	0	0	0	0	0	664,400
	旅費(特別旅費)	0	0	117,977	0	0	117,977	0	0	0	117,977	0	0	0	0	0	0	0	0	117,977
	消耗品費	250,373	533,077	2,746,971	0	5,730,940	9,261,361	0	0	0	9,261,361	325,463	0	713,307	0	0	0	0	1,038,770	10,300,131
	燃料費	456,028	39,713	360,261	0	0	856,002	0	0	0	856,002	0	0	20,288	0	0	0	0	20,288	876,290
	食糧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷製本費	7,743,817	132,000	98,670	0	455,983	8,430,470	0	0	0	8,430,470	0	0	0	0	0	0	0	0	8,430,470
	光熱水費	0	47,458	25,870,583	0	0	26,345,131	0	0	0	26,345,131	1,125,566	0	0	0	0	0	0	1,125,566	27,470,697
	繕料	180,000	99,000	9,486,550	0	0	9,765,550	0	0	0	9,765,550	0	0	56,133	0	0	0	0	56,133	9,821,683
	小計	8,630,218	1,278,338	38,563,035	0	6,186,923	54,658,514	0	0	0	54,658,514	1,451,029	0	789,728	0	0	0	0	2,240,757	56,899,271
	役務費	687,612	169,410	537,873	0	192,136	1,587,031	0	0	0	1,587,031	0	0	72,967	0	0	0	0	72,967	1,659,998
	委託料	1,558,114,408	528,287,308	531,648,950	355,3179	14,415,500	2,636,019,345	11,095,415	0	11,095,415	2,647,114,760	12,871,320	332,439	8,138,889	0	0	0	0	21,342,648	2,668,457,408
	使用料及び賃借料	1,874,070	943,019	59,945,792	129,920	561,000	63,453,801	0	0	0	63,453,801	393,178	0	344,097	0	0	0	0	737,275	64,191,076
	工事請負費	0	186,835,000	92,321,900	0	0	279,156,900	0	0	0	279,156,900	0	0	937,728,000	0	0	0	0	937,728,000	1,216,884,900
	原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備品購入費	0	0	3,749,900	0	296,450	4,046,350	0	0	0	4,046,350	0	0	0	0	0	0	0	0	4,046,350
	負担金補助及び交付金	0	5,000	0	396,135,000	22,434,377	418,574,377	22,784,000	0	22,784,000	441,358,377	0	0	0	0	0	0	0	0	441,358,377
	償還金利子及び割引料	113,700	0	0	0	0	113,700	0	0	0	113,700	0	0	0	0	0	0	0	0	113,700
	公課費	0	362,600	0	0	0	362,600	2,600	0	2,600	365,200	0	0	0	0	0	0	0	0	365,200
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,002,601,229	1,002,601,229	1,002,601,229	1,002,601,229	1,002,601,229		
人件費以外の支出計	1,569,420,008	717,951,075	726,885,427	399,818,099	44,680,386	3,458,754,995	33,882,015	0	33,882,015	3,492,637,010	14,715,527	332,439	947,073,681	1,002,601,229	1,964,722,876	5,457,359,886				
支出計	1,654,858,672	795,398,978	751,368,581	399,818,099	72,101,006	3,673,545,336	37,897,534	0	37,897,534	3,711,442,870	18,731,046	332,439	947,073,681	1,002,601,229	1,968,738,395	5,680,181,265				
原価	工事請負費及び備品購入費控除後	1,654,858,672	608,563,978	655,296,781	399,818,099	71,804,556	3,390,342,086	37,897,534	0	37,897,534	3,428,239,620	18,731,046	332,439	9,345,681	1,002,601,229	1,031,010,395	4,459,250,015			
	公課費(重量税・保険)	98,351	60,540	69,640	0	0	228,531	8,368	0	8,368	236,899	0	0	0	0	0	236,899			
	減価償却費	0	310,554,045	91,191,453	0	361,350	402,106,848	0	0	402,106,848	1,807,560	0	444,444,000	0	446,251,560	848,358,408				
	公債利子	0	44,702,057	32,865	0	0	44,734,922	0	0	44,734,922	0	0	0	0	0	44,734,922				
	衛生費以外計	98,351	355,316,642	91,293,958	0	361,350	447,070,301	8,368	0	8,368	447,078,669	1,807,560	0	444,444,000	0	446,251,560	893,330,229			
	部門原価	1,654,957,023	963,880,620	746,590,739	399,818,099	72,165,906	3,837,412,387	37,905,902	0	37,905,902	3,875,318,289	20,538,606	332,439	453,789,681	1,002,601,229	1,477,261,955	5,352,580,244			
	収集・処理量(t・kℓ)	44,520	31,510	14,327	3,078	0	46,464	0	0	46,464	266	46,730	0	0	0	0	46,730			
	t・kℓ当り経費	37,173	30,590	52,111	129,895	0	82,589	0	0	82,589	142,503	82,930	0	0	0	0	114,543			
	1人当り経費	8,886	5,175	4,009	2,147	387	20,605	0	0	20,605	132,076	20,808	0	0	0	0	28,740			
	収入	手数料収入	329,512,000	379,052,000	14,238,000	0	4,567,000	727,369,000	3,381,000	0	3,381,000	730,750,000	0	0	0	0	0	730,750,000		
雑収入		10,602,000	91,534,000	201,611,000	0	0	303,747,000	0	0	303,747,000	0	0	0	0	0	0	303,747,000			
その他(市債・補助金等)		1,822,000	77,292,000	53,943,000	0	251,000	133,308,000	0	0	133,308,000	0	0	926,269,000	2,601,000	928,870,000	1,062,178,000				
収入計		341,936,000	547,878,000	269,792,000	0	4,818,000	1,164,424,000	3,381,000	0	3,381,000	1,167,805,000	0	0	926,269,000	2,601,000	928,870,000	2,096,675,000			

30

※対象人口:令和6(2024)年10月1日現在、外国人登録含む      ごみ処理: 186,241人      し尿処理: 287人  
 ※給料等=給料+職員手当等+共済費  
 ※t・kℓ当り経費(ごみ収集・ごみ計)については、平成16年度より資源を含めた数量  
 ※収入は千円未満四捨五入  
 ※1人当り処理経費は、「ごみ処理経費」と「計」「合計」は全人口を基に、「し尿処理経費」はし尿収集対象人口を基に算出

## 第2部 事業概要

### I 令和6(2024)年度における主要事業

#### 1 家庭ごみ収集事業

##### (1) 家庭ごみの戸別収集(資源・ごみの収集日と回数)

曜日	収集	1 富・柴・錦・羽	2 高・曙・栄	3 若・幸・柏	4 緑・泉・砂・上・一・西
月	毎週	燃やせるごみ		容器包装プラスチック	
火	毎週	容器包装プラスチック		燃やせるごみ	
水	毎週	びん、有害ごみ、せん定枝、スプレー缶			
	隔週	雑誌・本・雑がみ、牛乳等紙パック、燃やせないごみ、製品プラスチック			
木	毎週	燃やせるごみ		ペットボトル	
	隔週	缶、新聞・折込チラシ		段ボール・茶色紙、古布	
金	毎週	ペットボトル		燃やせるごみ	
	隔週	段ボール・茶色紙、古布		缶、新聞・折込チラシ	

※令和7年1月より容器包装プラスチック及び製品プラスチックを、「プラスチック」として週1回収集

##### (2) 指定収集袋制度

平成25(2013)年11月から、当市は家庭ごみ有料・戸別収集を実施しています。

###### ① 対象品目

家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の二種類に限定して、指定収集袋制度による有料収集を実施しています。

ごみ処理の際に環境負荷が大きいものを有料化の対象にすることにより、「ごみの排出量を減らす」あるいは「排出物を再使用、資源化する」という行動を促すとともに、再利用可能な資源ごみを有料化の対象から外して無料にすることで、より一層のごみの減量やリサイクルの推進を目指しています。

###### ② 指定収集袋の取り扱い等委託契約

製造、在庫管理、取扱店舗等からの注文の受付及び配送業務を一括して、業務委託しています。委託料については、当該事業者が取扱店等に配送した枚数に応じて支払う単価契約となっています。

###### ③ 指定収集袋の交付単価

市民に過度な負担とならず、一方でごみの減量の動機付けとなる手数料に設定しています。具体的には、多摩地域における他自治体のごみ処理手数料と同程度(1リットル当たり2円)で、袋の大きさに応じて手数料を設定しています。

###### ④ ばら売り、切り離しセット販売試行実施

ばら売り販売は令和2(2020)年12月から本格実施し、令和7(2025)年3月31日現在:22店舗で扱っています。

【多摩地域家庭ごみ有料・戸別収集 実施自治体一覧】出典：多摩地域ごみ実態調査(令和6年度統計)より

実施順	市町村	実施時期	袋方式・内容				収集方式
			5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	
1	青梅	H10.10.1	(可燃)7円/枚 (不燃)6円/枚	(可燃)15円/枚 (不燃)12円/枚 (プラ)7円/枚	(可燃)30円/枚 (不燃)24円/枚 (プラ)15円/枚	(可燃)60円/枚 (不燃)48円/枚 (プラ)30円/枚	戸別・ステーション
2	日野	H12.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
3	清瀬	H13.6.1	(可燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
4	昭島	H14.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
5	福生	H14.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
6	東村山	H14.10.1	(可・不燃)9円/枚 (プラ)3.8円/枚	(可・不燃)18円/枚 (プラ)7.5円/枚	(可・不燃)36円/枚 (プラ)15円/枚	(可・不燃)72円/枚 (プラ)30円/枚	戸別
7	羽村	H14.10.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
8	調布	H16.4.1	8.4円/枚	27.3円/枚(15ℓ)	55.6円/枚(30ℓ)	84円/枚(45ℓ)	戸別
9	あきる野	H16.4.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚(20ℓ) 45円/枚(30ℓ)	60円/枚 (可燃のみ)	戸別
10	八王子	H16.10.1	9円/枚	18円/枚	37円/枚	75円/枚	戸別
11	武蔵野	H16.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
12	稲城	H16.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
13	瑞穂	H16.10.1	7円/枚	15円/枚	30円/枚	60円/枚	戸別
14	小金井	H17.8.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
15	町田	H17.10.1	8円/枚	16円/枚	(可・不燃)32円/枚 (プラ)16円/枚	(可・不燃)64円/枚 (プラ)32円/枚	戸別・ステーション
16	狛江	H17.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
17	西東京	H20.1.1	(可・不燃)7.5円/枚	(可・不燃)15円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)30円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)60円/枚 (プラ)20円/枚	戸別
18	多摩	H20.4.1	(可・不燃)7円/枚	(可・不燃)15円/枚	(可・不燃)30円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)60円/枚 (プラ)20円/枚	戸別
19	三鷹	H21.10.1	9円/枚	18円/枚	37円/枚	75円/枚	戸別
20	府中	H22.2.2	(可・不燃)10円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
21	国分寺	H25.6.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
22	立川	H25.11.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
23	奥多摩	H26.1.1		15円/枚	30円/枚 45円/枚(30ℓ)	67円/枚(45ℓ)	ステーション
24	日の出	H26.4.1		15円/枚	45円/枚(30ℓ)	67円/枚(45ℓ)	戸別
25	東大和	H26.10.1	10円/枚	20円/枚	40円/枚	80円/枚	戸別
26	国立	H29.9.1	(可・不燃)10円/枚 (プラ)5円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	ステーション
27	東久留米	H29.10.1	(可)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
28	小平	H31.4.1	(可・不燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別
29	武蔵村山	R4.10.1	(可・不燃)10円/枚	(可・不燃)20円/枚 (プラ)10円/枚	(可・不燃)40円/枚 (プラ)20円/枚	(可・不燃)80円/枚 (プラ)40円/枚	戸別

(3) 資源とごみの収集カレンダーの全戸配布・ごみ分別アプリの配信

分別方法・収集日の周知徹底を図るため、資源とごみの収集カレンダーの全戸配布及び資源とごみの分別ハンドブックの配布を行っています。

更にごみ分別アプリを配信することにより、業務の効率化や印刷物の量を減らすことによるコスト削減を図っています。

#### (4) 指定収集袋減免制度

家庭ごみ有料化に伴い、規則に定める要件を満たす世帯に対して、申請に基づき、年間一定枚数の指定収集袋を交付しています。

#### (5) ボランティア袋制度

一定の審査を受け登録した方に、ボランティア袋を無償交付することで、道路・公園などの公共空間を清掃した際に出るごみについて、指定収集袋を使用せずに排出できるようにしています。

##### 【ボランティア袋制度の概要】

対象	個人・団体
登録条件	・清掃場所が道路や公園などの公共空間に限定されていること ・排出場所が家庭ごみの排出場所と原則同一であること
交付要件	・登録審査後に交付可能であるとの認定を受けた登録証を提示する
交付上限枚数	個人：40枚以内 団体：200枚以内 (燃やせるごみ・燃やせないごみ等合計)

#### (6) ごみ出し支援事業

戸別収集実施と同時にできた事業で、集合住宅にお住まいでごみ出しが困難な世帯を対象に、ごみ出し支援事業(粗大ごみ除く)を、(公社)立川市シルバー人材センターに委託しています。支援内容は下記の通りですが、希望があれば、あわせて声掛けなどで安否確認も行っています。

##### 【ごみ出し支援の内容】

要件	次のいずれかの要件を満たす方が対象です ・介護保険の要介護認定を受け、区分が要介護度3以上 ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている ・精神障害者手帳1級の交付を受けている ・上記世帯に準ずると市長が認める
排出時間	平日午前6時半まで
排出場所	自室(ドア)前
排出方法	適正に分別したうえで、紙類以外のごみは袋で出し、「しえん」マークを記入する
意思表示	ごみ等を出さない日は「本日ごみはありません」のカードを提示
利用世帯数	41世帯
その他	作業員は出されたごみ等を収集開始前までに本来の排出場所へ運ぶ

#### (7) ごみ出しサポートシール事業

集合住宅または戸建のごみ出しが困難な世帯を対象に、ケアマネジャー/ヘルパー/別居の家族/などからも申請を受け付けます。対象世帯はごみ排出場所に専用容器を用意し、あらかじめ家庭ごみを曜日順に入れておくと収集日に、対象のごみが収集されるという制度です。

## (8) 地域ごみ等特別収集

地域活動による祭事ごみ、ボランティアごみ、道路課ロードサポーター事業による道路上のごみ、火災による罹災ごみなどの収集・運搬業務を実施しました。

令和6(2024)年度のごみの回収日数は53日、総量は23,550kgでした。

## (9) 動物死体収集

快適な生活環境を確保するため、道路上等の動物死体を収集しています。

飼主がない場合は無料、飼主がいる場合は収集一体につき4,000円、持込一体につき3,000円の手数料を徴収しています。

## (10) 資源物持ち去り防止パトロール

市では、ごみの排出場所に出された資源物を持ち去る行為に対して、罰則規定を盛り込んだ条例を設け、パトロールを行っています。令和6(2024)年度は、これらの行為に関する5件の目撃情報が市民から寄せられ、パトロールを実施しました。

## (11) 市有集積所跡地の処分

家庭ごみの戸別収集・有料化により、ごみ集積所を使用しなくなったことから、市が所有しているものについて、環境資源循環部での管理は終了しました。

これらのうち、市が管理する公園に隣接する場所については、産業まちづくり部に移管し、行政財産としての利用を継続しています。

また、その他の跡地については市長公室へ移管後、平成26(2014)年11月より売却を行っており、令和6(2024)年度は6件、延べ193件の売却が完了しています。

## 2 粗大ごみ収集事業

### (1) 粗大ごみ収集

昭和53(1978)年度に開始した事業で、平成12(2000)年度には、粗大ごみの減量を目的にポイント制の有料化(粗大ごみ処理券)を開始しました。また、粗大ごみ受付センターの専用電話により、一般家庭から排出される粗大ごみを戸別かつ速やかに受付・収集しています。

令和2(2020)年10月には、市民の利便性を向上させた粗大ごみインターネット受付を開始、更に令和7(2025)年1月からは、手数料のインターネット電子決済を開始しました。令和7(2025)年3月31日現在の粗大ごみ処理券取扱店・施設数は60ヶ所です。

### (2) 粗大ごみの減免制度

制度の要件を満たす方に対して、申請に基づき粗大ごみ処理手数料を減免しています。

## 3 事業系一般廃棄物専用指定袋収集事業

1日平均のごみ排出量が10kg未満の事業者は、専用指定袋収集運搬業者から3種類の専用指定袋(燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック・ビニール・ペットボトル)と紙資源処理券(紙資源)を購入して排出しています。

1日平均のごみ排出量が10kg以上の事業者は、一般廃棄物収集運搬業許可業者と個別に契約して排出しています。

## 4 不燃物処理事業

### (1) 紙・布類の資源化

資源再生業者に引き渡し、5,406トンが資源として再利用されました。

### (2) 容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化

不適物を取り除いた容器包装プラスチック2,304トンと、ペットボトル700トンは、(公財)日本容器包装リサイクル協会により再生利用されました。また、その他のプラスチックやペットボトルについては、本市独自のルートにより、79トンを資源再生業者に引き渡しました。

なお、容器包装プラスチックへの異物混入を取り除くため、選別ラインを二重化し、作業員の手選別により容器包装プラスチックとその他プラスチックに分けています。

### (3) 空き缶・空きびんの資源化

空き缶は、磁選機やアルミ選別機により、スチール缶とアルミ缶に選別のうえ、BOX型(それぞれ約30kgと約8kgの重量)にプレスされた421トンが、資源再生業者にて再生利用されました。空きびん類は、繰り返し使用できる「生きびん」を抜き取り、種類ごとに資源再生業者にて再生利用されました。

「生きびん」以外は、作業員が専用ラインで色別に手選別のうえ、破碎して再生利用する「ワンウェイびん」として(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡しました。

令和6(2024)年度は、「生きびん」51トンが再利用、「ワンウェイびん」1,067トンが再生利用されました。

### (4) 行政による小型家電の資源化

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の施行(平成26(2014)年4月)を機に、市では使用済小型家電の再資源化を推進するため、平26(2014)年7月から市役所本庁舎、子ども未来センター、総合リサイクルセンター、令和5(2023)年3月からクリーンセンターに使用済小型家電の回収ボックスを設置しています。

対象品目は以下9つで、ボックスの投入口(300×150mm)から投入できることが条件です。

- |  |
|--|
| 1.携帯電話・スマートフォン・タブレット 2.電子辞書 3.カーナビ<br>4.デジタルカメラ 5.ポータブルビデオカメラ 6.携帯音楽プレイヤー<br>7.携帯CD・MDプレイヤー 8.ゲーム機 9.ACアダプター等のコード類 |
|--|

回収ボックスおよび総合リサイクルセンター内での選別作業により、令和6(2024)年度は78トンを再資源化しました。

平成29(2017)年9月からは市施設6か所に携帯電話専用回収ボックスも設置しており、令和6(2024)年度は181台(20.4kg)の携帯電話を回収・再資源化しました。

これら回収されたリサイクル金属は、東京都の「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」として、令和3(2021)年度開催の東京オリンピック等に使用するメダルの材料にもなっています。

#### (5) 民間活力を利用したパソコン・小型家電の資源化

本市は環境省認定事業者(注)と、平成27(2015)年2月に協定を締結し、多摩地域自治体では初めて、宅配便を活用した小型家電回収サービスを開始しました。

対象品目はパソコンを中心に携帯電話やデジカメ、ゲーム機など400品目以上の小型家電です。1箱(3辺合計140cm以内、重さ20キロ以内)に、いくつ詰めても1,848円(税込)で、ホームページから申し込み回収されるシステムです。

(注:リネットジャパンリサイクル(株)0570-085-800)

パソコン本体を含む回収なら1箱目が無料となるサービスや、また、ファックスによる申請にも対応することで、利便性・利用の機会が広がり、資源化率の向上が期待されます。

令和6(2024)年度は、パソコン1,978台(8,872kg)、携帯電話574台(65kg)、その他小型家電(6,011kg)を市内から回収・再資源化しました。

### 5 ごみ減量・資源化に向けた市の取組

#### (1) 生ごみ分別・資源化事業

家庭から排出される生ごみの分別・資源化の検証を行うため、大山自治会の協力を得て、平成26(2014)年8月から「生ごみ分別・資源化事業」に取り組んでいます。

実施地区	大山団地(都営上砂町1丁目アパート)1~26号棟
対象世帯	世帯 協力率 53.2% 令和6(2024)年度3月時点
事業期間	平成26(2014)年8月~
収集日	毎週火曜日と金曜日(年末年始を除く)
収集方法	協力世帯にバケツを配布し、収集日に燃やせるごみと分けて保管した生ごみを専用リサイクルカートの中に投入
資源化の方法	民間の処理施設で前処理された後、せん定枝資源化事業で集められたせん定枝と混ぜ合わせ、たい肥の素に資源化

収集している生ごみは月平均にして1,720kgもの量です。協力世帯の皆さまが高い意識で、ごみ減量・資源化に向け生ごみの分別に取り組んでいただいている結果と考えています。

#### 【グループ制モデル事業】

大山自治会での生ごみ分別・資源化事業の拡大を図るものとして、令和6(2024)年10月から「生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業」を実施しています。

協力世帯	6グループ 28世帯 令和6(2024)年度3月時点
事業期間	令和6(2024)年10月~令和9(2027)年3月
収集日	毎週金曜日(年末年始を除く)
収集方法	燃やせるごみと分けて保管した生ごみを、協力世帯に配布したバケツに入れ収集日に各グループの代表者宅の前に置く

## 【たい肥の活用】

たい肥化された資源は、大山団地内の花壇や自治会会員へ配布しています。

平成28(2016)年度からは、小中学校及び保育園に配布し、野菜や花づくり、環境学習の場で活用されており令和6(2024)年度は、市内小学校3校にたい肥を配布しました。

## (2) 事業系ごみ関連

### ① 排出事業者への訪問指導

事業系ごみの減量を促進するため、排出事業者へ直接訪問し、排出方法や分別状況、処理方法等を確認しながら、指導・助言を行っています。令和6(2024)年度は、所有者に提出義務がある事業用大規模建築物の廃棄物減量及び再利用計画書で排出量が多いと見込んだ4事業者と、事業系ごみ収集運搬業許可業者からの要請や通報等による37事業者を訪問指導しました。

### ② ごみ処理優良事業所認定制度

ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる事業所を「ごみ処理優良事業所」として認定しています。

令和6(2024)年度は28の事業所を認定し、事業系ごみの減量とリサイクルに対する理解を広めていきました。

【立川市ごみ処理優良事業所 28事業所】(令和6(2024)年度)

株式会社三越伊勢丹 伊勢丹立川店	株式会社加藤製作所立川事業所
株式会社いなげやブルーミングブルーミーららぽーと立川立飛店	サンシティ立川昭和記念公園
株式会社いなげや 立川栄町店	中村建設株式会社
株式会社いなげや 立川幸店	SOMPO システムズ株式会社
キヤノンマーケティングジャパン株式会社 立川営業所	多摩信用金庫本店
株式会社 JR 東日本クロスステーションデベロップメントカンパニー営業部立川店(エキュート立川)	多摩信用金庫富士見町支店
ジェイアール東日本商業開発株式会社	多摩信用金庫栄町支店
東京都市町村職員共済組合(ホテル日航立川東京)	多摩信用金庫錦町支店
東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社	多摩信用金庫南口支店
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社東京第三支社(コアシティ立川)	多摩信用金庫砂川支店
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社東京第三支社(新立川拠点)	多摩信用金庫幸町支店
株式会社立飛ホスピタリティマネジメント(SORANO HOTEL)	多摩信用金庫東立川支店
株式会社立飛ストラテジーラボ(GREENSPRINGS)	三菱食品株式会社 立川 SDC
一般社団法人立飛教育文化振興会(TACHIKAWA STAGE GARDEN)	ららぽーと立川立飛

### ③ 「食品ロス削減」を幅広く啓発するための3つの取組

#### 【立川市食べきり協力店によるたちかわ食べきりキャンペーンの実施】

平成28(2016)年12月から小盛りメニューの導入や持ち帰り希望者への対応等、食べ残しを減らす取組を行う店舗を募集し、「立川市食べきり協力店」として、令和6(2024)年度末で79店舗登録されています。12月から1月の2か月間、参加した登録店舗において、啓発用のポスターの掲示や、食べ切った方へ市が用意した粗品を渡すなど、「たちかわ食べきりキャンペーン」を実施しました。

#### 【てまえどりポップによる食品ロス削減キャンペーンの実施】

販売期限が迫った商品を率先して選んでいただくように、「すぐに食べるなら手前からとってね」

と表示したポップを市が作成し、本キャンペーンに応募された主にコンビニエンスストアを中心に、小売店の商品棚に掲示していただく取組を、6月の環境月間と10月の食品ロス削減月間に合わせて実施しました。

#### 【フードシェアリングサービスおたすけタバスケ立川の導入】

Webサイト上で、市内のお店が食品ロスになりそうな商品を割引価格で出品し、利用者が閲覧・購入予約できるフードシェアリング(マッチング)サービスを令和6(2024)年10月に導入しました。令和6(2024)年度末において、利用者(ユーザー)数2,310名、登録店舗数14店、取引成立量(食品ロス削減量)は400kgでした。

### (3) ごみ減量協力員制度

ごみ減量協力員とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における、廃棄物減量等推進員活動に基づく廃棄物の減量への施策協力等を委嘱する制度です。

活動内容は①地域住民への啓発活動②地域の現状報告(協力員レポート提出)③地域におけるリサイクル推進活動への協力などです。令和6(2024)年度の協力員数は26人でした。

### (4) マイバッグ推奨運動の実施

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで、市内の商店街・商店会・小売店舗・コンビニエンスストア等の協力で「マイバッグ推奨運動」を実施しました。また強化月間として10月1日から31日に、協力店においてポスター等を掲出し、買い物の際のマイバッグ持参レジ袋の削減・簡易包装についての協力を呼びかけました。

### (5) 啓発文書の投函

#### ①戸建住宅向け

燃やせるごみ・プラスチックの収集日に排出されたごみ袋等について、カラス等に荒らされ、内容物が散乱するケースがあります。このため排出者に対して「ネットをかける、蓋付きのポリバケツを用意」などの対策をお願いする啓発文書を投函しています。

また、びん及び缶を袋で排出する者に対して「かごを用意のうえ排出」をお願いする啓発文書を投函しています。

#### ②集合住宅向け

次の事項について、該当すると思われる居住者に対し、以下の啓発文書を投函しています。

- ・「燃やせるごみや燃やせないごみを、指定収集袋を使用せず排出している方」
- ・「プラスチックやペットボトル等の資源ごみを、家庭ごみ用の指定収集袋で排出している方」
- ・「集合住宅敷地にある、所定の専用排出場所以外の所にごみ等を排出している方」

### (6) 不法投棄が多い集合住宅への啓発・指導

不法投棄の苦情が近隣から寄せられた集合住宅や、不法投棄で困っている集合住宅のオーナー・管理会社に対し、不法投棄禁止看板の設置や排出場所の移動などの啓発や分別の徹底及び清掃の強化などの指導を行っています。令和6(2024)年度は、所有者への訪問、文書送付等を8件74戸へ啓発・指導を行いました。

## (7) 燃やせるごみの組成分析

第2次一般廃棄物処理基本計画の策定に係るごみ減量及び資源化に向けた方策の検討に資することを目的に、収集されてきた家庭ごみ、事業系ごみの燃やせるごみ袋の中の生ごみや資源ごみの状況を毎年調査しています。令和6(2024)年度は、燃やせないごみ袋とプラスチック類袋の組成分析調査も行い、10日間実施しました。

## (8) 一般廃棄物処理基本計画改定

令和2(2020)年度より、一般廃棄物処理基本計画における後期目標期間が開始され、前期と同様にごみ市民委員会を開催し各種施策の達成状況についての検証を行いました。

## 6 市民活動に対する支援・補助

### (1) 資源再生利用補助金制度

ごみの減量と自主的なリサイクルを推進するため、営利を目的としない市民の集団回収活動団体より資源回収業者に直接引き渡した資源物(紙・布・びん・缶等)の量に応じて、補助金を交付しその活動を支援するもので、令和6(2024)年度は1,944トン回収されており164団体へ20,359,327円の補助金を交付しました。この回収量は市全体の総資源化量の11%を占めています。

### (2) 生ごみ処理機器等購入費補助金事業

#### ① 生ごみ堆肥化容器購入費補助

燃やせるごみの減量対策の一環として、平成2(1990)年度より、生ごみ堆肥化容器を購入した市民に補助金を交付しています。補助金額は本体価格の2分の1(上限:3,000円、但し、付属品や送料等の経費は補助対象外)で、1世帯につき2基まで申請できます。令和6(2024)年度は9基の申請があり、25,920円を交付しました。

#### ② 生ごみ処理機器購入費補助

ごみ減量意識の向上と生ごみ減量を目的に、平成21(2009)年度より、生ごみ処理機器購入費補助金の交付を開始しました。補助金額は、本体価格の2分の1(上限:25,000円で付属品の費用や送料など本体以外の経費を除く)で、1世帯につき1機まで申請できます。補助の対象となる機器は微生物分解方式または乾燥方式のもので、ディスポーザーは対象外です。令和6(2024)年度は90機の申請があり、1,863,170円を交付しました。

### (3) 集合住宅向け補助

平成25(2013)年10月から、敷地内に専用排出場所を設けている集合住宅の管理会社や管理組合、物件所有者に対し、鳥害対策として防鳥ネットを貸し出しています。構造は、筒型・上部は口紐による開閉式で、下部にスチールチェーンのおもりが付いており、大小2サイズ(大は40ℓ袋10~12個分用、小は40ℓ袋5~6個分用)です。令和6(2024)年度は51件の申請があり、大サイズ70枚・小サイズ26枚を貸し出しました。

## 7 説明会・イベントなど啓発に関すること

### (1) ごみ減量地域説明・意見交換会・臨時相談窓口

市民や事業者とともに、燃やせるごみの50%減量を目指すため平成21(2009)年9月よ

り、「ごみ減量地域説明・意見交換会」を開催しています。

市民への説明には、概ね5人以上の市民や事業者を対象として、プロジェクターなどの映像機器を交えながら、ごみの現状や減量についてお話しします。

令和6(2024)年度の「臨時相談窓口」は、子ども未来センターと福祉会館4館で開催し計246名から相談を受けました。

## (2) 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機器の展示

生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機器には様々な機種があり、市民が比較検討の機会が少ないことが実情です。そこで、代表的な機種を数点購入・借用し、市内で行うイベント(臨時相談窓口など)で展示するとともに、購入費補助制度の利用を検討している市民をはじめ、来場した方々に対し各機種の特徴や利用方法について説明を行っています。

## (3) たちかわ楽市への出展

毎年開催されるたちかわ楽市の出展ブースにおいて、ごみ減量に関する分別・リサイクル・食品ロスに関する展示のほか、生ごみの水切り実演や水切りグッズの配布、ごみ分別クイズ、リサイクルセンターで熟成された完熟たい肥の無料配布を行っています。令和6(2024)年度は、11月9日(土)、11月10日(日)に開催され、2日間で1036名の方が来場しました。

## (4) 施設見学等の受け入れ

総合リサイクルセンターとクリーンセンターでは、中学生の職場体験の受け入れや、施設見学を行っています。職場体験については、総合リサイクルセンター2団体/11名、クリーンセンター2団体/9名を受け入れました。施設見学については、総合リサイクルセンターは3団体/見学者48名、クリーンセンターは41団体/見学者1,444名(団体視察等も含む)、自由見学者4,341名が来場しました。

## (5) ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行

ごみの減量に関する啓発を目的に、ごみ減量情報紙「西砂からの風」を年2回程度発行しています。

これらは延べ13,700部発行し、市の施設41か所に置くほか、自治会を通じて配布されました。

## (6) 「ベランダたい肥づくり」への取り組み

生ごみ減量への取組みの一環として、総合リサイクルセンターで生産したたい肥の素を、粗大ごみ等で排出された衣装ケースを再利用してお渡しし、ベランダなど比較的狭いスペースでもできるたい肥づくりへの取組みとして、令和6(2024)年度は169世帯の方にお渡ししました。

# 8 クリーンセンター関連

## (1) 燃やせるごみの処理

### ① クリーンセンターの管理運営

市内より排出された燃やせるごみを、適切な運転管理のもとで適正に焼却処理しました。

また、排ガス中のダイオキシン類やその他の規制物質の測定値は、いずれも基準値以下でした。

【ダイオキシン類測定値】

(単位:  $\frac{\text{ナノグラム}}{\text{ng}} - \text{TEQ} / \frac{\text{ナノグラム}}{\text{m}^3\text{N}}$ ) ※  $1 \text{ ng} = 10 \text{ 億分の} 1 \text{ g}$

1号炉	5月1日	6月3日	7月1日	8月1日	10月1日	11月1日	12月2日	1月6日	2月3日	自主規制値	
	0.00014	0.0035	0.000059	0.000038	0.00064	0.00012	0.00047	0.00011	0.00015		0.01以下
2号炉	4月1日	5月2日	7月2日	8月2日	9月2日	10月2日	12月3日	1月7日	2月4日	3月10日	自主規制値
	0.00020	0.000063	0.0010	0.000018	0.00084	0.00081	0.0013	0.00027	0.00071	0.0022	0.01以下

② 事業系一般廃棄物の搬入物検査

クリーンセンターの安全・安定した稼働の確保と事業系ごみ減量施策の一環として、事業系ごみの検査を行いました。令和7(2025)年1月より「可」または「不可」による評価に変更しています。

A:良好

B:口頭指導(資源・搬入不適物の微量混入)

C:要指導(資源・搬入不適物の混入、口頭指導で改善がみられない)

D:要改善(資源・搬入不適物の多量混入、指導書によっても改善がみられない)

【ごみ検査実績】

令和6(2024)年12月まで

評価	A	B	C	D	計
検査台数	55	16	137	0	208
比率	26.4%	7.7%	65.9%	0%	100%

【ごみ検査実績】

令和7(2025)年1月以降)

評価	可	不可	計
検査台数	47	28	75
比率	62.7%	37.3%	100%

(2) ごみ埋立・エコセメント化に関する事業

東京たま広域資源循環組合は、多摩地域25市1町の自治体で構成され、日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場と東京たまエコセメント化施設を運営しています。本市も同組合の構成団体の一つです。

令和6(2024)年度は、焼却残さ3,078トン搬入し、エコセメントの原料として再生利用されました。

(3) 周辺環境整備対策

クリーンセンター周辺の大気中におけるダイオキシン類の測定を、5月、8月、11月、2月の4回実施しました。

その他の周辺環境として、一酸化炭素や窒素酸化物などについても4回測定しました。いずれの結果も環境基準以内でした。

【大気中ダイオキシン類測定値】 (単位:  $\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{m}^3$ )  $1\mu\text{g}=1$ 兆分の $1\text{g}$

調査地点	5月	8月	11月	2月	年平均	環境基準
立川市クリーンセンター	0.0050	0.0063	0.0079	0.0066	0.0065	0.6以下
立川市立上砂川小学校	0.0047	0.0084	0.010	0.0045	0.0069	
立川市立大山小学校	0.0077	0.0099	0.0077	0.0078	0.0083	
立川市役所	0.0039	0.0074	0.011	0.0040	0.0066	
昭島市立東小学校	0.0056	0.0093	0.0082	0.0058	0.0072	
昭島市立つつじが丘小学校	0.0055	0.0074	0.011	0.0077	0.0079	

(4) 有価物の売却(羽毛布団等)

クリーンセンターへ持ち込まれる羽毛布団に含まれる羽毛について、令和6(2024)年度は2トンが資源物として売却されました。

9 総合リサイクルセンター関連

(1) 処理施設の運転管理・施設整備

総合リサイクルセンターの機械設備等については、保守点検と改修工事等を行い、安定稼動に努めています。しかしながら現在、竣工から29年が経過し、老朽化による機械設備等の故障も多くなってきたため令和2(2020)年度に施設の長寿命化計画を策定しました。

令和6(2024)年度は下記の工事を実施し、今後も資源化率がより高い施設を目指します。

◆不燃物コンベア改修工事(80,850,000円)

(2) せん定枝資源化事業

総合リサイクルセンターでは、せん定枝の市内循環型リサイクルを進めることを目的に、平成15(2003)年度からせん定枝資源化事業を開始しました。

この事業により、これまで燃やせるごみとして処分していたせん定枝は、今では「たい肥の素」として資源化され農家や家庭菜園などに有効活用されていますが、ここに至るまでにはいくつもの工程があります。

まず、家庭から収集された時に、枝を束ねているひもや袋など異物を取り除いた後、直径約8mm程度に破碎され、病院等の生ごみ前処理物と混ぜ合わせます。

次に切り返しを行い、空気を含ませることで、更なる発酵を促します。

発酵中のたい肥の素の温度は約70℃まで高まるため、害虫等は自然駆除されこの発酵が落ち着くと、いよいよ配布可能な状態となります。

なお、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、たい肥の素内の放射線量測定を行っていましたが、現在では東京都通知により令和2(2020)年9月以降、過去3年間の暫定許容値以上の放射性セシウムが未検出で、収集・処理方法にも変更ない場合は、これを省略してよいということになっています。

(3) リサイクル品販売所の運営支援

総合リサイクルセンターでは、シルバー人材センターと協定し、粗大ごみ等として出された家具や雑貨、自転車などを、シルバー人材センターが修理・クリーニングのうえ展示販売しています。令和6(2024)年度は15,426点で10,119,420円を販売し、リユース(再使用)を進めました。

## 第3部 資料

### I 資料

#### ○年表

年 月	内 容
明治14(1881)年	郡区町村編成法により、柴崎村が立川村となる
明治33(1900)年4月	汚物掃除法施行
大正12(1923)年	立川村が立川町となる
昭和15(1940)年12月	立川町が立川市となる
【この頃の分別】昭和20年代前半(1950)までは、塵芥(ちりあくた)は窪地に埋め立て、厨芥(生ごみ)は家畜の飼料に、し尿は畑の肥料等に使っていた。	
昭和27(1952)年9月	砂川町川越道東(現・若葉町)に塵芥焼却場(処理能力:15t/日(バッチ式))が完成
昭和29(1954)年7月	清掃法施行
昭和33(1958)年1月	立川・昭島衛生処理組合(後の立川・昭島衛生組合)が発足
昭和34(1959)年7月	立川・昭島衛生処理組合のし尿処理場が完成し、操業を開始
昭和37(1962)年11月	塵芥焼却場に焼却炉1基(処理能力:7.5t/日(バッチ式))を増設
【この頃の分別】塵芥(ちりあくた)は焼却、厨芥(生ごみ)は家畜飼料と埋め立て、危険物(空缶、空びん)も埋め立てていた。	
昭和38(1963)年4月	1世帯1か月30円であった一般家庭のごみ収集を無料に
昭和38(1963)年5月	立川市と砂川町が合併
昭和39(1964)年6月	塵芥焼却場新混合焼却炉(処理能力:35t/日(バッチ式))が完成
昭和39(1964)年7月	ポリバケツによる定時混合収集方式を開始
昭和40(1965)年1月	塵芥焼却場旧炉(処理能力:22.5t/日(バッチ式))を改修
【この頃の分別】塵芥と厨芥は混合収集し焼却処理、危険物は自治会設置のドラム缶へ排出し、収集の後に埋め立てていた。	
昭和41(1966)年12月	瑞穂町で危険物と焼却灰の埋め立てを開始
昭和43(1968)年5月	塵芥焼却場新型焼却炉(処理能力:90t/日×2基(全連続式))が完成
昭和45(1970)年12月	清掃法を全面改正した廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
昭和46(1971)年4月	衛生課から清掃課を分離独立
昭和46(1971)年12月	市配布の紙袋によるごみ収集を開始
昭和46(1971)年 ～47(1972)年	危険物容器(φ50×57H)を市内1,200か所に設置
【この頃の分別】(燃やせる)ごみは週3回、危険物(燃やせないごみ)は週2回(火木)収集、大型ごみは有料(5円/kg)戸別収集、ごみに含まれるビニール類が焼却炉を傷め、有毒ガスを発生させるので問題となる。	
昭和47(1972)年5月	清掃条例を廃棄物の処理及び清掃条例に改正、事業者は自己処理が原則に
昭和47(1972)年9月	危険物収集車の爆発事故で委託業者の作業員2名が負傷
昭和48(1973)年1月	ごみ量の急増により、焼却能力と埋立地の残余スペースが不足し、ごみ問題が顕在化
昭和49(1974)年1月	羽村・瑞穂町で危険物と焼却灰の埋め立てを開始
昭和49(1974)年4月	石油危機による紙不足のため、無料配布の紙製ごみ袋が1世帯1か月6枚から4枚になる
昭和49(1974)年6月	家庭用ごみ焼却器購入補助金制度を開始

年 月	内 容
昭和50(1975)年4月	無料配布の紙製ごみ袋が1世帯1か月4枚から3枚になる
昭和50(1975)年10月	羽村・瑞穂町のごみ穴公害問題で5日間投棄中断、各市の職員が消毒及び24時間の不法投棄監視を行う
昭和51(1976)年3月	塵芥焼却場で洗煙排水処理装置が完成
昭和51(1976)年4月	羽村・瑞穂町のごみ穴周辺住民のごみ投棄差し止め請求を東京地方裁判所八王子支部に提出
【この頃の分別】可燃物は月水金または火木土、不燃物は火木に集積所方式で収集、不燃物は羽村町の中継地で選別の後、埋め立てていた。	
昭和51(1976)年8月	ごみ収集用紙袋の無料配布廃止
	羽村・瑞穂町のごみ穴周辺住民と多摩地区13市が和解、埋め立て期間は昭和52(1977)年5月までとなる
昭和51(1976)年10月	羽村・瑞穂町のごみ穴の管理のため多摩地区9市で東京都市廃棄物処分地管理組合を設立
	自治会等に対する廃品回収の実態調査を実施
昭和51(1976)年11月	塵芥焼却場周辺の環境調査を実施
昭和52(1977)年5月	資源再生利用補助金制度を開始(古紙2円/kg、一升びん3円/kg、ビールびん2円/本、その他びん1円/本、鉄類1円/kg)
	羽村・瑞穂町と東京都市廃棄物処分地管理組合が5月末までの埋め立て期間を7月に延長することで合意
昭和52(1977)年7月	瑞穂町の中継地が閉鎖
昭和52(1977)年8月	泉町の不燃物中継地が稼働開始
昭和53(1978)年4月	廃棄物処理及び清掃条例を改正し、事業ごみ手数料を引き上げ
昭和54(1979)年4月	資源再生利用補助金単価を引き上げ(古紙・布3円/kg、一升びん3円/kg、ビールびん2円/本、その他びん1円/本、鉄類2円/kg)
昭和54(1979)年10月	清掃工場(処理能力:90t/日×2炉=180t/日(全連続式))が完成(名称を塵芥焼却場から変更)
昭和55(1980)年2月	羽村町地元関係団体と東京都市廃棄物処分地管理組合が、ごみ最終処分地にかかる公害防止協定を締結
昭和55(1980)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布3円/kg、一升びん4円/kg、ビールびん3円/本、その他びん2円/本、鉄類2円/kg)
昭和55(1980)年11月	羽村町の廃棄物最終処分場(同町五ノ神字武蔵野347-1外、面積21,000㎡、深さ17m)に搬入を開始、使用期限3年間
昭和55(1980)年11月	多摩地域の27市町で組織する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
昭和56(1981)年4月	ごみ収集日を同一町内は同一日に一本化
【この頃の分別】燃えるごみは月水金または火木土、燃えないごみは月木または火金、水士	
昭和57(1982)年4月	資源再生利用補助金単価を改定、月別申請を年3回申請に変更(古紙・布・鉄類3円/kg、びん3円/本、アルミ缶30円/kg)
昭和57(1982)年5月	市内全域で市民が道路や公園などを一斉清掃する「ごみゼロ運動」が開始
昭和59(1984)年2月	乾電池や蛍光灯などを有害ごみとして分別収集を開始、有害ごみ収集用のビニール袋を配布

年 月	内 容
昭和59(1984)年4月	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場(面積22ha)に搬入を開始
昭和59(1984)年4月	資源再生利用補助金の対象に廃食用油が加わり、単価は3円/L
昭和59(1984)年10月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分場組合による乾電池共同処理を開始
昭和63(1988)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類6円/kg、びん6円/本、廃食用油6円/L、アルミ缶30円/kg、)
平成元(1989)年1月	生ごみ堆肥化容器購入補助事業のモニターを募集、59世帯が応募
平成元(1989)年8月	ごみ処理基本計画を策定(計画年次:1(1989)~15(2003)年度)
平成2(1990)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類9円/kg、びん9円/本、廃食用油9円/L、アルミ缶30円/kg、)
平成2(1990)年8月	ごみ対策市民委員会(市民団体代表、委託業者、清掃工場周辺住民、学識経験者など15名、任期は2年)が発足
平成2(1990)年9月	生ごみ堆肥化容器購入補助制度を開始 小学校におけるあき缶回収事業(2(1990)年度は試行的に第七小学校から始め、4(1992)年度までに全小学校にあき缶回収ボックスを設置)を開始
平成2(1990)年12月	紙資源回収の試行を実施
平成3(1991)年2月	ごみ処理基本計画を改訂
平成3(1991)年5月	資源再生利用補助金の対象に牛乳パックが加わり、単価は9円/kg 申請回数を年3回から年6回に
平成3(1991)年7月	紙資源回収事業を開始
平成3(1991)年8月	資源ごみ分別収集のモデル事業を市内4団地で実施 分別収集した紙ごみから作成したオリジナルトイレットペーパー「レッツリサイクル」を市関連公共施設で使用開始
平成3(1991)年10月	あき缶プレスカーの運行を開始
平成4(1992)年7月	清掃工場にシュレッダーを設置し、市内事業所から排出されるOA用紙類をオリジナルトイレットペーパーの原料として活用
平成4(1992)年9月	泉町の不燃物中継地を閉鎖し、不燃ごみ分別・資源化施設として一番町のリサイクルセンター(処理能力:30t/H)が稼働開始
平成4(1992)年12月	資源ごみ(かん、びん、金属類)の分別収集を開始
平成5(1993)年4月	オリジナルトイレットペーパー「レッツリサイクル」(1パック(6ロール入り)450円)を一般市民向けに販売を開始
平成5(1993)年9月	レッツリサイクルの品質を向上させ、愛称を市民公募して「里がえり」と名称変更
平成5(1993)年10月	立川市廃棄物及び再利用促進条例を施行
平成5(1993)年12月	総合リサイクルセンター(仮施設)を西砂町に開設し、清掃工場からシュレッダーを移設
平成6(1994)年4月	清掃工場に持ち込まれる事業系ごみの処理料金を改定(12円/kgから20円/kgに値上げ)
平成6(1994)年8月	生ごみ堆肥化のためのEM菌モニターを募集(EM菌と専用堆肥化容器を281名の市民に配布し、アンケートを実施)
平成6(1994)年10月	少量排出事業者向けの専用指定袋が使用開始となり、事業系ごみは自己処理が原則に

年 月	内 容
平成7(1995)年1月	ごみ減量協力員223名を委嘱
	阪神大震災支援事業として兵庫県西宮市に職員を派遣し、物資を提供するとともに、現地のごみ収集作業に従事
	缶・びんなどを回収するリサイクルポストを公共施設や団地、マンションなどに設置を開始
平成7(1995)年5月	オリジナルトイレットペーパー「里がえり」を450円から395円に値下げ
	リサイクルポストの設置を一般の住宅地などへ順次拡大
平成8(1996)年3月	一番町のリサイクルセンターを閉鎖
平成8(1996)年4月	西砂町の総合リサイクルセンター(処理能力:不燃ごみ40t/日、粗大ごみ10t/日、缶類10t/日、カレット13t/日、古紙類11t/日、合計84t/日)が稼働開始
平成8(1996)年7月	総合リサイクルセンターにカレット砂化システムを設置
平成8(1996)年10月	ごみ収集方式を変更 ① プラスチック・ビニール類、びん・缶・紙・布類など資源物の分別収集を開始(13分別) ② 国民の祝日も収集実施 ③ 町別の収集方式から市内を南北二つの地区(南地区:富士見・柴崎・錦・羽衣・曙・高松、北地区:緑・栄・若葉・幸・柏・泉・砂川・上砂・一番・西砂)に分けた収集方式へ ④ ごみを出すときは透明か半透明の袋で
平成9(1997)年4月	清掃工場新炉増設工事が完了(処理能力:90t/日×2炉=180t/日(全連続式)、100t/日×1炉=100t/日(全連続式))
	総合リサイクルセンターの油化還元施設において、プラスチック廃棄物リサイクル実証事業(共同研究)を開始
	油化還元施設で火災が発生し、運転中止
	カレット砂化システムが稼働開始
	総合リサイクルセンタープラザ棟1Fでリサイクル品の展示販売を開始
	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類10円/kg、びん10円/本、廃食用油10円/L、アルミ缶50円/kg、)
平成9(1997)年9月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:9(1997)~20(2008)年度)
平成10(1998)年2月	総合リサイクルセンター油化還元施設が再稼働
平成10(1998)年3月	第1回総合リサイクルセンターまつりを開催、約2,000人が来場
平成10(1998)年9月	プラスチック廃棄物リサイクル実証事業が終了(11(1999)年3月まで追補研究)
平成10(1998)年11月	総合リサイクルセンターまつりの名称を一般公募により「くるくるまつり」に変更して開催
平成11(1999)年11月	新聞紙と折込みチラシの混合収集を開始
平成12(2000)年4月	資源再生利用補助金単価を改定(古紙・布・鉄類9円/kg、びん9円/本、廃食用油9円/L、アルミ缶50円/kg、)
平成12(2000)年9月	総合リサイクルセンター油化還元施設が完全停止し、プラスチック・ビニールは容器包装リサイクル法のルートによる再資源化へ

年 月	内 容
平成12(2000)年10月	<p>ごみ収集方式を変更</p> <p>① 粗大ごみ収集の全面有料化</p> <p>② ペットボトルの収集日を設定し、分別収集を開始(14分別)</p> <p>③ 定期的し尿汲み取りを申込制とし、手数料をし尿処理券(シール)購入による支払い方式とする</p>
平成13(2001)年3月	少量排出事業者の専用指定袋にプラスチック・ペットボトル用を追加し、可燃用と不燃用を合わせて3種類に
平成13(2001)年4月	家電リサイクル法施行に伴い家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)を粗大ごみ対象品目から外す
平成14(2002)年1月	オリジナルトイレットペーパー「里がえり」を395円から380円(税別)に値下げ
平成14(2002)年8月	ごみ収集車に天然ガス車を導入
平成14(2002)年10月	1日10kg以上搬入の事業者ごみ手数料を変更(20円/kgから30円/kgに値上げ)
平成14(2002)年12月	少量排出事業者(1日平均10kg未満)向けの専用指定袋の価格を1枚につき250円、1か月の販売枚数30枚以内に変更
平成15(2003)年6月	カラス防止ネットの配布を開始
平成15(2003)年8月	せん定枝再資源化事業を開始
平成15(2003)年12月	<p>ごみ処理基本計画を改定(計画年次:15(2003)~26(2014)年度)</p> <p>資源有効利用促進法に基づきパソコンの粗大ごみ収集が廃止となり、メーカー回収となる</p>
平成17(2005)年3月	立川・昭島衛生処理組合が解散
平成17(2005)年4月	バイクの粗大ごみ収集が廃止となり、メーカー回収となる
平成18(2006)年7月	ごみ集積所やリサイクルポストにおける新聞などの紙類や空缶の持ち去り対策のため、通常のパトロールに加え、立川警察署の協力のもとに早朝パトロールを実施
平成18(2006)年10月	多摩地域9市の市長による広域連携サミットにおいて合意した資源物抜き取り防止パトロールを9市が一斉に実施
平成19(2007)年4月	<p>南地区で収集された紙・布資源について、総合リサイクルセンターを経由せず、直接資源再生業者にへ搬入する方式に変更</p> <p>資源再生利用補助金の対象から牛乳パックと廃食用油が除外され、アルミ缶以外の金属がスチール缶に限定される 申請回数が年6回から年4回に</p>
平成19(2007)年10月~12月	新聞・折込チラシの収集日(第一水曜日)に、抜き取り防止のため、立川警察署の協力のもとに職員による早朝パトロールを実施
平成20(2008)年3月	ごみ処理優良事業者認定制度が始まり、37事業者を認定
平成20(2008)年4月	せん定枝の定期収集を開始(15分別に)
平成21(2009)年1月	せん定枝の毎週収集を開始
平成21(2009)年3月	広報たちかわ3月10日号に「ごみの現状 非常事態!燃やせるごみ減量待ったなし」というタイトルの記事を掲載し、「燃やせるごみ5年で50%減量」を目標に掲げる
平成21(2009)年3月~4月	ごみ処理基本計画改定に向けた基礎データを得るため、ごみ組成分析等調査を実施

年 月	内 容
平成21(2009)年4月	環境下水道部内にゴミ減量化担当部長及びゴミ減量化担当主幹を新設 ゴミ減量化担当部長は、ゴミ対策課・清掃事務所・ゴミ減量化担当主幹の事務を統括し、「燃やせるゴミ5年で50%減量」の実現に向けた組織体制を強化した
平成21(2009)年7月	生ゴミ処理機器購入費補助金制度を開始 雑誌・本・雑がみ(紙)の収集を月1回から月2回へ
平成21(2009)年9月	ゴミ減量・地域説明・意見交換会を開始(3月末までに、81団体から開催の申し込みがあり、約2,800名が参加)
平成22(2010)年1月	家庭ゴミの収集方式を変更 ① 紙資源の収集を月1回から隔週へ ② 容器包装プラスチックとその他のプラスチックをそれぞれ週1回収集にし、分別収集を開始(16分別) ③ ペットボトルの収集を月2回から週1回へ
平成22(2010)年5月	ゴミ処理基本計画を抜本的に改定(計画年次:22(2010)~36(2024)年度)
平成22(2010)年7月	ゴミ検査機による事業系一般廃棄物の受入検査を実施 多量排出事業者を対象として燃やせないゴミ、粗大ゴミ、資源(白古紙、せん定枝を除く)の受入制限を実施
平成22(2010)年10月	ゴミ減量情報紙「西砂からの風」創刊(隔月発行)
平成23(2011)年2月	大山団地において、生ゴミ分別・資源化モデル事業を実施(26(2014)年3月まで)
平成23(2011)年4月	資源物の持ち去り行為防止体制の強化のため、立川警察署、検察庁立川支部との間で協議を行い、連携を強化
平成23(2011)年5月	ゴミゼロ運動を見直し、全市一斉マイバッグ週間を実施 東日本大震災支援事業として職員を宮城県仙台市へ派遣し、現地のがれき処理作業等に従事
平成23(2011)年7月	事業系白古紙の受入制限を実施
	小規模集合住宅対策を開始
	事業系し尿の収集を委託収集から許可業者による収集に変更し、し尿処理5,000円券を廃止
	オリジナルトイレトペーパー「里がえり」について、製造事業者との間で商標権等に関する覚書を締結
	1,000円券一種類だった粗大ゴミ処理券に300円券を追加。10ポイントを超える収集の場合に利用でき、細かいポイントに対応できるようになった
平成24(2012)年1月	北地区で収集された紙・布資源についても、総合リサイクルセンターを経由せず、直接資源再生業者へ搬入する方式に変更
平成24(2012)年3月	ゴミ減量化担当主幹を廃止
平成24(2012)年4月	更なるゴミ減量のため、ゴミ減量推進課を新設
平成24(2012)年7月	動物死体処理手数料を変更 (持込1,500円から3,000円、収集2,000円から4,000円に値上げ)
平成25(2013)年2月	清掃工場の移転先候補地を発表
平成25(2013)年3月	立川市廃棄物処理及び再利用促進条例が改正され、25年11月より家庭ゴミの戸別収集・有料化を実施へ

年 月	内 容
平成25(2013)年7月	小型家電リサイクル法施行に伴う使用済小型家電の分別回収を実施 (市内3カ所に回収ボックスを設置)
平成25(2013)年10月	指定収集袋販売開始(初回取扱店舗数169店舗)
	戸別収集・有料化向け臨時コールセンター開設(11月まで)
	戸別収集・有料化後の収集カレンダー、分別ハンドブック及び試供品の燃やせるごみ指定収集袋10ℓ1ロール(10枚組)を全戸配布
	リサイクルポストの撤去を開始
	少量排出事業者向けの事業系専用指定袋のデザイン及び価格を改定(1枚250円→1枚330円(税別))従来品との交換も同時に開始(26(2014)年3月まで)
	市民による燃やせるごみ及び燃やせないごみの持ち込みが激増
平成25(2013)年11月	家庭ごみの戸別収集・有料化を実施(14分別)
	家庭ごみ持込手数料の改定(100kg未満の減免規定の撤廃)
平成26(2014)年3月	ごみ減量推進課を廃止
平成26(2014)年4月	清掃工場移転問題対策担当主幹を新設
平成26(2014)年8月	大山団地において、生ごみ分別・資源化事業を開始
平成26(2014)年11月	ごみ持込手数料の改定(家庭ごみ30円/kg;事業系ごみ40円/kgへ)
	市有集積所跡地の売却を開始
平成27(2015)年2月	都内で初めて宅配便を活用した小型家電の回収サービスをリネットジャパン株式会社(国の認定事業者)と協定締結し、立川市内で実施
平成27(2015)年6月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:平成27(2015)～平成36(2024)年度)
平成27(2015)年7月	事業系ごみの搬入物検査を強化
平成27(2015)年8月	立川駅北口公衆便所が、再開発に伴い仮設トイレから臨時トイレへ移行
平成27(2015)年12月	新清掃工場の市の基本的な考え方を示す「新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方」をまとめる
平成28(2016)年3月	清掃工場移転問題対策担当主幹を廃止
平成28(2016)年4月	新清掃工場準備室を新設
平成28(2016)年6月	立川駅北口公衆便所廃止
平成28(2016)年10月	立川駅南口公衆便所改修工事開始 仮設トイレへ移行
平成29(2017)年1月	立川駅南口公衆便所改修工事完了 供用開始
平成29(2017)年3月	「立川市新清掃工場整備基本計画」を策定
平成29(2017)年3月	オリジナルトイレトーパー「里がえり」事業終了
平成29(2017)年11月	立川市新清掃工場事業者選定審議会を設置
平成30(2018)年8月	ごみ分別アプリ運用開始
平成30(2018)年10月	立川市新清掃工場整備運営事業 入札告示
平成31(2019)年1月	立川市新清掃工場整備運営事業 入開札
平成31(2019)年1月	家庭ごみの収集方式を変更
	① プラスチックを「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」の2分別へ(16分別) ② びん・有害ごみ・せん定枝の収集を月2回から週1回へ

年 月	内 容
平成31(2019)年4月	スプレー缶の収集方式を変更 ①穴を開けずに収集 ②スプレー缶の収集日を設定し分別収集を開始(16分別)
平成31(2019)年4月	新清掃工場準備室の係名を調整係・建築係・設備係に変更
平成31(2019)年4月	新清掃工場整備運営事業について新清掃工場事業者選定審議会からの審査公表及び答申
令和元(2019)年6月	新清掃工場整備運営事業について事業者と基本契約等を締結
令和元(2019)年9月	家庭ごみ指定収集袋のばら売り及び切り離しセットについて市内6店舗で試行的に販売を開始
令和2(2020)年4月	ごみ対策課の係名を計画推進係・家庭ごみ減量係・事業系ごみ減量係・リサイクルセンター係に変更
令和2(2020)年6月	ごみ処理基本計画を改定(計画年次:令和2(2020)~令和6(2024)年度)
令和2(2020)年10月	粗大ごみインターネット受付開始
令和2(2020)年12月	家庭ごみ指定収集袋のばら売りについて本格実施に移行
令和2(2020)年12月	立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画を策定
令和3(2021)年6月	新清掃工場の施設名称が「立川市クリーンセンター」に決定
令和3(2021)年10月	清掃工場解体工事調査・設計等委託開始(2年間の債務負担行為)
令和4(2022)年4月	クリーンセンターの愛称を公募により「たちむにい」に決定
令和4(2022)年5月	ごみ出しサポートシール事業運用開始
令和4(2022)年6月	クリーンセンター運営基本方針「たちむにい宣言」策定
令和4(2022)年10月 ~12月	総合リサイクルセンタークレーン更新工事実施
令和4(2022)年11月	クリーンセンター焼却炉試運転に伴うごみの受け入れ開始
令和4(2022)年12月	清掃工場の焼却炉運転終了
令和5(2023)年3月	クリーンセンター運営開始、一般見学開始
令和5(2023)年3月	物価等高騰に対する臨時支援策として家庭用一般廃棄物指定収集袋(燃やせるごみ専用袋)の全戸無料配布実施
令和5(2023)年5月	クリーンセンター団体見学開始
令和6(2024)年2月	旧清掃工場解体工事開始
令和6(2024)年10月	フードシェアリングサービス「おたすけタベスケ立川」を開始
令和6(2024)年10月	環境学習や災害時の対応として、たちむにいひろばを開設 開設イベントとして「第2回たちむにいフェスタ&環境フェア」を開催、同時に「足湯」をオープン
令和7(2025)年1月	家庭ごみの収集方式を変更 「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を「プラスチック」として週1回収集へ
令和7(2025)年1月	粗大ごみ収集の最低料金を1,000円から300円へ変更
令和7(2025)年1月	粗大ごみ収集手数料のオンライン決済を開始

一般廃棄物の処理計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度の一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

令和6年4月1日

立川市長 酒井大史

- 1 処理区域 立川市全域及び立川市多摩川緑地
- 2 一般廃棄物処理及び減量に関する基本方針
  - (1) ごみの適正処理の推進
  - (2) 分別収集の徹底
  - (3) 事業系廃棄物の自己処理及び分別排出の徹底
  - (4) 資源のリサイクルの推進
  - (5) 不法投棄の一掃
  - (6) し尿の衛生的な処理
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分
  - (1) ごみ
    - ア 燃やせるごみ 生ごみ（資源化対象のものを除く。）、紙くず、繊維くず、皮革類、落葉、小枝、板きれ、紙オムツなど
    - イ 燃やせないごみ ゴム類、せともの類、再生できないガラス、金属・ガラスなど複数の材質の混合物など
    - ウ 資源
      - (ア) 容器包装プラスチック（ペットボトルを除く。以下同じ。）
      - (イ) 製品プラスチック
      - (ウ) ペットボトル
      - (エ) あき缶類
      - (オ) あきびん類
      - (カ) 新聞・折込チラシ
      - (キ) 段ボール・茶色紙
      - (ク) 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック
      - (ケ) 古布
      - (コ) せん定枝
      - (サ) スプレー缶
      - (シ) 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ
  - エ 有害ごみ 蛍光管、乾電池、水銀体温計など

- (2) 粗大ごみ 家具・建具類、家庭電化製品（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）に規定するもの）を除く。）、自転車など
- (3) し尿
- (4) 浄化槽汚でい等
- (5) 動物の死体
- (6) 適正処理困難物 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成 5 年立川市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定により、次のものを指定する。
  - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 1 条に規定する特別管理一般廃棄物
  - イ 廃油
  - ウ 廃酸又は廃アルカリ
  - エ 塗料類
  - オ ガスボンベなど爆発のおそれのあるもの
  - カ 消火器
  - キ 自動車又はその部品
  - ク オートバイ又はその部品
  - ケ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令に規定するパーソナルコンピュータ
  - コ 特定家庭用機器再商品化法施行令に規定する特定家庭用機器
  - サ 蓄電池
  - シ コンクリート片、れんがなど
  - ス 土砂、石など
  - セ 家屋又はその配線、配管の改修等から発生する木材、電線、配水管、建物設備など
  - ソ ピアノ
  - タ ビルピット汚でい（し尿混じりのものを除く。）
  - チ その他市長が指定したもの

#### 4 収集、運搬及び処分計画

- (1) ごみ及び粗大ごみ
  - ア 収集及び運搬の方法
    - (ア) 一般家庭から排出されるもの
      - A 燃やせるごみ 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則（平成 5 年立川市規則第 53 号。以下「規則」という。）第 12 条の 4 第 1 項に規定する燃やせるごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 2 回、一般廃棄物の収集の委託を受けた業者（以下「委託業者」という。）が収集及び運搬をする。ただし、以下に

定めるものについては、燃やせるごみ専用袋のほか、透明又は半透明の袋（容量 45 リットルまでのものに限る。以下同じ。）に収納することもできるものとする。

a 落ち葉及び雑草等（規則第 19 条第 1 項第 3 号イに掲げるものをいう。）

b 育児、介護等に使用したおむつ（規則第 19 条第 1 項第 3 号ウに掲げるものをいう。）

B 燃やせないごみ 規則第 12 条の 4 第 1 項に規定する燃やせないごみ専用袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

### C 資源

a 容器包装プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

b 製品プラスチック 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

c ペットボトル 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

d あき缶類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

e あきびん類 かご等の容器に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

f 新聞・折込チラシ ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

g 段ボール・茶色紙 ひもで束ね、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

h 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック ひもで束ねるか、紙袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

i 古布 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、隔週、委託業者が収集及び運搬をする。

j せん定枝 ひもで束ねるか、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が収集及び運搬をする。

k スプレー缶 中身を使い切り、透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週 1 回、委託業者が

収集及び運搬をする。

D 有害ごみ 透明又は半透明の袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、週1回、委託業者が収集及び運搬をする。

E 粗大ごみ あらかじめ届出のあったものを、随時、委託業者等が戸別に収集及び運搬をする。ただし、同一世帯における収集は、1か月以上の間隔をあけて行うものとする。

F AからDまでにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、次のとおりとする。

a 戸建住宅の場合 住宅への出入口など住宅の敷地内で道路付近にあり、かつ、収集に支障のない場所とする。ただし、住宅の敷地が道路に接していない場合、その他住宅の敷地内に適当な場所を定めることが困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。

b 集合住宅の場合 集合住宅の敷地内で、収集に支障のない場所とする。なお、当該集合住宅の占有者は、建物又は共用階段ごとにまとめ、同一の場所に排出するものとする。

(イ) 規則第12条の4第2項に規定するボランティア袋を用いて排出するもの

A 燃やせるごみ 規則第12条の4第2項に規定する燃やせるごみ専用ボランティア袋、(または燃やせるごみ専用ボランティア袋在庫が終了した場合は、燃やせないごみ等専用ボランティア袋を代用)に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、委託業者が収集及び運搬をする。

B 燃やせないごみ等 規則第12条の4第2項に規定する燃やせないごみ等専用ボランティア袋に収納し、あらかじめ定められた場所に集積されたものを、委託業者が収集及び運搬をする。

C A及びBにおける「あらかじめ定められた場所」に係る基本的事項は、(ア)Fの例による。

(ウ) 事業者から排出されるもの

A 一日平均排出量10キログラム以上の事業者が排出するごみ 事業者が燃やせるごみ(3(1)ウ(カ)(キ)(ク)(ケ)のうち資源再生不可能な資源及び木製品の粗大ごみ含む)及びせん定枝を自ら収集及び運搬をするほか、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者(以下「許可業者」という。)が収集及び運搬をする。ただし、燃やせないごみ等の産業廃棄物の収集及び運搬は、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者に依頼する。

B 一日平均排出量10キログラム未満の事業者が排出するごみ 事業者が燃やせるごみ(3(1)ウ(カ)(キ)(ク)(ケ)のうち資源再生不可能な資源及び木製品の粗大ごみ含む)及びせん定枝を自ら収集及び運搬を

するほか、次の方法による。

- a 燃やせるごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせるごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。
- b 燃やせないごみ 規則第 16 条の 2 に規定する燃やせないごみ用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。
- c 容器包装プラスチック・製品プラスチック・ビニール・ペットボトル 規則第 16 条の 2 に規定するプラスチック・ビニール・ペットボトル用袋に収納し、許可業者が収集及び運搬をする。

なお、事業活動に伴って生じるごみは、既存の許可業者において適正な収集及び運搬が可能であることから、新規の一般廃棄物収集運搬業許可は、原則認めない。

- (エ) 適正処理困難物 排出者が各自、当該品目の製造、販売又は処分を行っている業者に回収を依頼する。

## イ 処分の方法

### (ア) 中間処理の方法

#### A 燃やせるごみ

- a 一般家庭から排出されるもの クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。
- b 事業者から排出されるもの クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。また、一部についてはオリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）へ運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。

- B 燃やせないごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理をし、資源を回収する。資源回収後の残さは、クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。また、必要に応じてオリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）へ運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。

#### C 資源

- a 容器包装プラスチック・製品プラスチック 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。選別後に発生した残さは、クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。また、必要に応じてオリックス資源循環株式会社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）へ運搬し、ガス化溶融による発電並びにスラグメタル及び金属水酸化物を生成するなどして処理する。
- b ペットボトル 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
- c あき缶類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、

資源を回収する。

- d あきびん類 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
  - e 新聞・折込チラシ 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
  - f 段ボール・茶色紙 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
  - g 雑誌・本・雑がみ及び牛乳等紙パック 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
  - h 古布 高根商事株式会社古紙総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
  - i せん定枝 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、チップ化する。
  - j スプレー缶 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、選別処理をし、資源を回収する。
  - k 食品関連事業者が排出する資源化対象の生ごみ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に規定する登録再生利用事業者等の資源化処理施設などに運搬し、たい肥又は飼料の原料とするなどして処理する。
- D 有害ごみ 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、分別したのち、専門業者に処分を委託する。
- E 粗大ごみ
- a 再利用可能なもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬したのち、公益社団法人立川市シルバー人材センターに引き渡す。
  - b 再利用不可能なもので可燃性のもの 全量を総合リサイクルセンターとクリーンセンターにて破碎処理ののち、クリーンセンターで焼却処理をする。
  - c 再利用不可能なもので不燃性のもの 全量を総合リサイクルセンターに運搬し、破碎処理ののち、資源を回収する。資源回収後の残さは、クリーンセンターに運搬し、焼却処理をする。

(4) 最終処分の方法

A 焼却残灰

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に運搬し、エコセメント化する。また、必要に応じてばいじん（飛灰）はメルテック株式会社横須賀事業所（神奈川県横須賀市）へ運搬し、水洗浄処理後にメルテック株式会社本社工場（栃木県小山市）へ運搬する。焼却灰はメルテック株式会社本社工場に運搬し、水洗浄処理後のばいじんとともに熔融処理により石材及び熔融メタルを生成するなど再資源化する。

B 有害ごみ 専門業者に処分を委託する。

C 回収資源

a 容器包装プラスチック 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第2条第6項に規定する分別基準適合物を、同法第21条第1項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に処分を委託する。

b 製品プラスチック 資源再生業者に売却処分する。

c ペットボトル 指定法人に処分を委託する。

d あき缶類 資源再生業者に売却処分する。

e あきびん類 資源再生業者に売却処分するか、又は指定法人に処分を委託する。

f アルミ類及び鉄類 資源再生業者に売却処分する。

g 紙類及び布類 資源再生業者に売却処分する。

h せん定枝 一定期間熟成した後、市民、農家等に頒布する。

i スプレー缶 資源再生業者に売却処分する。

(2) し尿及び浄化槽汚でい等

ア 収集及び運搬の方法

(ア) し尿

A 一般家庭から排出されるもの 申込みがあった戸別に、委託業者が収集及び運搬をする。

B 事業者から排出されるもの あらかじめ届出のあったものを、委託業者が戸別に収集及び運搬をする。

(イ) 浄化槽汚でい等 申込みがあった戸別に、浄化槽清掃の許可を受けた業者が収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 湖南衛生組合に運搬し、前処理希釈方式により処理をする。

(3) 動物の死体

ア 収集及び運搬の方法 占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、あらかじめ届出のあったものを、随時、委託業者が収集及び運搬をする。

イ 処分の方法 占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、全量をクリーンセンターに運搬し、保管したのち、専門の業者に焼却処分を委託する。

5 発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

ア 発生量の見込み 40,043トン

(ア) 一般家庭から排出されるもの

A 燃やせるごみ 17,950トン

B	燃やせないごみ	2, 722トン
C	資源(ごみ)	12, 685トン
D	粗大ごみ	1, 589トン
E	有害ごみ	74トン
	計	35, 020トン
(イ)	事業者から排出されるもの	
A	燃やせるごみ	4, 533トン
B	燃やせないごみ	87トン
C	資源(ごみ)	247トン
D	粗大ごみ	156トン
	計	5, 023トン
イ	処理量の見込み	43, 392トン
(ア)	中間処理量	
A	焼却量	26, 699トン
B	資源回収量	13, 301トン
C	その他	43トン
	計	40, 043トン
(イ)	最終処分量 焼却残灰	3, 349トン
(2)	し尿及び浄化槽汚でい等	
ア	発生量の見込み	
(ア)	し尿	193キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	80キロリットル
	計	273キロリットル
イ	処理量の見込み	
(ア)	し尿	193キロリットル
(イ)	浄化槽汚でい等	80キロリットル
	計	273キロリットル
(3)	動物の死体	
ア	発生量の見込み	778体
イ	処理量の見込み	778体
6	廃棄物処理施設の能力	
(1)	ごみ焼却処理施設(単独処理施設)	
	立川市クリーンセンター	
	処理能力	120トン/24時間(60トン/24時間×2基)
(2)	不燃ごみ及び資源処理施設(単独処理施設)	
	立川市総合リサイクルセンター	
	処理能力	73トン/日(5時間)
	処理能力内訳	

ア	不燃ごみ及び粗大ごみ	10トン/日 (5時間)
イ	容器包装プラスチック、製品プラスチック及びペットボトル	40トン/日 (5時間)
ウ	缶類	10トン/日 (5時間)
エ	カレット	13トン/日 (5時間)

(3) せん定枝資源化施設

立川市総合リサイクルセンター内に設置

処理能力 3トン/日 (5時間)

(4) 最終処分施設 (共同処理施設)

東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設

処理残さ 埋立容量 250万立方メートル

焼却灰 エコセメント化施設 300トン/24時間

(5) し尿処理施設

湖南衛生組合において処理

処理能力 4.1キロリットル/日 (8時間)

7 市民及び事業者の協力義務

(1) 市民の協力義務

ア 排出抑制

イ 分別排出の徹底

ウ 集積場所の清潔の保持

エ 再生品の使用及び不用品の活用

オ 地域集団回収への積極的参加

(2) 事業者の協力義務

ア 排出抑制

イ 自己処理及び分別排出の徹底

ウ 長期的に使用可能な製品の開発及び修理・回収体制の確保

エ 再生資源及び再生品の活用

オ 過剰包装の抑制

カ 事業用大規模建築物における減量及びリサイクルの推進

8 収集又は運搬の禁止等に係る基本的事項

(1) 条例第30条の2第1項に規定する所定の場所は、4(1)ア(ア)Fに定める場所とする。

(2) 条例第30条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から紙類、布類、あき缶類、あきびん類その他本計画に定める資源の収集又は運搬業務を受託した者とする。

(3) 条例第30条の2第1項の規定による収集又は運搬の禁止の対象となる資源は、3(1)ウ(ア)から(ケ)までに定めるものとする。



## II 条例・規則

### ○立川市廃棄物処理及び再利用促進条例

平成5年4月1日条例第18号

改正

平成23年3月25日条例第34号  
平成24年3月26日条例第32号  
平成25年3月21日条例第56号  
平成26年3月25日条例第9号  
令和元年9月30日条例第14号  
令和6年3月22日条例第17号  
令和6年10月3日条例第44号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市長の責務等（第3条～第8条）
- 第3章 事業者の責務（第9条）
- 第4章 市民の責務（第10条）
- 第5章 廃棄物の減量及び再利用（第11条～第22条）
- 第6章 適正処理困難物の抑制（第23条～第25条）
- 第7章 一般廃棄物の処理等（第26条～第40条）
- 第8章 産業廃棄物の処理（第41条～第43条）
- 第9章 廃棄物処理手数料（第44条～第46条）
- 第10章 一般廃棄物処理業（第47条～第52条）
- 第11章 浄化槽清掃業（第53条～第55条）
- 第12章 地域の生活環境（第56条～第58条）
- 第13章 雑則（第59条～第62条）
- 第14章 罰則（第63条～第65条）

#### 附則

##### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2）事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3）事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （4）再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- （5）資源物 再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

##### 第2章 市長の責務等

（市長の責務）

**第3条** 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の処理に係る事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その能率的な運営をしなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に係る市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 4 市長は、再利用その他による廃棄物の減量に係る市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

**第4条** 市長は、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進について、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(市民参加)

**第5条** 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴くなど、市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

(ごみ市民委員会)

**第6条** 法第5条の7の規定に基づき、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進その他に係る事項を審議するため、立川市ごみ市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 委員会は、委員長が招集する。
- 9 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(市民の減量等の協力措置)

**第7条** 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量について、市民の協力及び参加を求める措置を規則で定めるところにより設けるものとする。

(他の地方公共団体との協力等)

**第8条** 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に係る事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

### 第3章 事業者の責務

(事業者の責務)

**第9条** 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売その他(以下「製造等」という。)に際して、その製品、容器その他(以下「製品等」という。)が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市長の施策に協力しなければならない。

### 第4章 市民の責務

(市民の責務)

**第10条** 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用その他により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市長の施策に協力しなければならない。

### 第5章 廃棄物の減量及び再利用

(市長の減量義務)

**第11条** 市長は、資源物の分別収集及び廃棄物の処理施設での資源の回収その他を行うとともに、物品

の調達に当たっては、再生品の使用などにより、自ら再利用その他による廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

**第12条** 事業者は、物の製造等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保など、廃棄物の発生の抑制に必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図るなど、再利用を促進するために必要な措置をとることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の計画)

**第13条** 市長は、再利用その他による廃棄物の減量を促進するため、規則で定めるところにより、再利用に係る計画を定めるものとする。

(施設利用)

**第14条** 市長は、再利用その他に係る市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管などに利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

**第15条** 市長は、再利用を促進するため、資源回収その他を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

(再利用の容易性の自己評価等)

**第16条** 事業者は、物の製造等に際して、その製品等の再利用の容易性について、あらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品等の開発を行うこと及びその製品等の再利用の方法についての情報を提供することにより、その製品等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

**第17条** 事業者は、物の製造等に際して、自ら包装、容器その他（以下「包装等」という。）に係る基準を設定することにより、その包装等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装等の普及に努め、使用後の包装等の回収策をとることにより、その包装等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収その他に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

**第18条** 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進することにより、その建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、その建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に係る業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に係る計画を作成し、その計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、その建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、その建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

**第19条** 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までの規定に違反していると認めるとき、又は当該事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

**第20条** 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

**第21条** 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第19条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(市民の減量義務)

**第22条** 市民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収その他の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

#### 第6章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

**第23条** 事業者は、物の製造等に際して、その製品等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと及びその製品等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することにより、当該製品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

**第24条** 事業者は、その製品等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

**第25条** 市長は、適正処理困難物を指定し、公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取りなどにより回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

#### 第7章 一般廃棄物の処理等

(家庭廃棄物の処理)

**第26条** 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

**第27条** 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水その他の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

**第28条** 市長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

**第29条** 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務)

**第30条** 土地又は建物の占有者（占有者がいないときは、管理者。以下「占有者」という。）は、当該土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出すなど、第28条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋などについて、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して置く所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

3 くみ取り便所を使用する占有者は、当該くみ取り口には、常にふたをし、かつ、雨水、雑排水その他の水が入らないように努めるとともに、便槽内に収集、運搬又は処分に支障が生ずるおそれのあるものを混入してはならない。

(収集又は運搬の禁止)

**第30条の2** 市長及び市長が指定する者以外の者は、第28条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第20条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(立川市行政手続条例の適用除外)

**第30条の3** 前条第2項の規定による命令については、立川市行政手続条例（平成8年条例第43号）第3章の規定は適用しない。

(家庭廃棄物の排出方法)

**第30条の4** 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（資源物、有害ごみ（第28条の規定により定められた計画に定めるものをいう。）、粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 前項の規定により難いと市長が認めるとき又は臨時に排出するときは、占有者は、市長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

**第31条** 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

**第32条** 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告等)

**第33条** 市長は、占有者が第30条又は第30条の4の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

(収集拒否)

**第34条** 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

**第35条** 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それを処理するよう命ずることができる。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第29条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

**第36条** 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

**第37条** 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

**第38条** 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者が同項に規定する受入基準に従わない場合には、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

**第39条** 市長は、事業者が第35条第2項又は第36条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

**第40条** 第29条第1項、第30条第1項及び第2項並びに第31条から第33条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。ただし、第30条の4の規定に違反したことによる改善その他必要な措置を勧告したものを除く。

## 第8章 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

**第41条** 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、第28条に規定する計画に含めるものとする。

(処理命令)

**第42条** 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、当該産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

**第43条** 第29条、第30条第1項及び第2項、第33条、第36条、第37条並びに第39条の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。ただし、第30条の4の規定に違反したことによる改善その他必要な措置を勧告したもの及び第35条第2項の規定に違反したことによる改善その他必要な措置を命じたものを除く。

## 第9章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

**第44条** 市長は、廃棄物の処理について、占有者又は事業者から別表第1に定める廃棄物処理手数料を

徴収する。

(手数料の算定)

**第45条** 市長は、前条に規定する廃棄物処理手数料のうちその廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準とする算定が著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。ただし、粗大ごみ処理手数料については、別表第2に定める基準により算定する。

(処理券の交付)

**第45条の2** 市長は、第44条に規定する廃棄物処理手数料のうち粗大ごみ処理手数料又はし尿処理手数料をあらかじめ納付した者に、粗大ごみ処理券又はし尿処理券を交付する。ただし、立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和6年立川市条例第13号)第3条第5項の規定により、粗大ごみ処理手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものにより納付した場合にあっては、この限りでない。

(指定収集袋の交付)

**第45条の3** 市長は、第44条に規定する廃棄物処理手数料のうち指定収集袋により排出するものに係る廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者又は次条の規定により当該廃棄物処理手数料の減免を受けた者に、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋の交付について必要な事項は、規則で定める。

(手数料の減免)

**第46条** 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、第44条の規定にかかわらず、廃棄物処理手数料を減免することができる。

## 第10章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

**第47条** 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、自らその一般廃棄物を運搬する事業者、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、自らその一般廃棄物を処分する事業者、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 市長は、前2項に規定する許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) 申請の内容が、市長が定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) 事業の用に供する施設及び申請者の能力が当該事業を的確に、かつ、継続して行えるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から、5年を経過しない者

4 第1項又は第2項に規定する許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項に規定する許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(業の変更の許可)

**第48条** 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物

の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項に規定する許可について準用する。

(処理基準)

**第49条** 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第29条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

**第50条** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事業所その他の見やすい場所に掲示すること。

(2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸し付けないこと。

(3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び停止命令等)

**第51条** 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者がこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第47条第3項第4号の規定に該当したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(許可申請手数料)

**第52条** 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る許可につき、次の各号に掲げる者は、1件につき10,000円の手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者

(3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの

(4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの

(5) 許可証の再交付を受けようとする者

## 第11章 浄化槽清掃業

(業の許可)

**第53条** 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

(許可証の譲渡等の禁止等)

**第54条** 浄化槽清掃業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

2 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

(2) 浄化槽清掃業を廃止したとき。

(3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。

(許可申請手数料)

**第55条** 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又は許可証の再交付を受けようとする者は、1件につき10,000円の手数料を申請の際に納入しなければならない。

## 第12章 地域の生活環境

(清潔の保持)

**第56条** 占有者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、散乱したものを速やかに清掃しなければならない。

4 土木、建築その他の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材その他の物を適正に管理し、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出して生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者責務)

**第57条** 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

**第58条** 空き地を所有し、又は管理する者は、当該空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう、その周囲に囲いを設けるなど、適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、当該廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

### 第13章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

**第59条** 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、その保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、当該建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(報告の徴収)

**第60条** 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

**第61条** 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理について、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

**第61条の2** 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、規則で定める。

(委任)

**第62条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 第14章 罰則

(罰則)

**第63条** 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第30条の2第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第37条(第43条の規定において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第39条(第43条の規定において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (5) 第59条第3項の規定による命令に違反した者

**第64条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第50条の規定に違反した者
- (2) 第59条第1項の規定による届出をしなかった者

(両罰規定)

**第65条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務

について、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第44条の規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 立川市廃棄物処理及び清掃条例（昭和47年立川市条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の2の規定による許可を受けている者は、この条例の施行の日それぞれ第47条第1項及び第2項又は第53条第1項の規定による許可を受けている者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第9条の2の規定によりされている申請に係る許可については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第9条の2の規定による許可は、第47条第1項及び第2項又は第53条第1項の規定による許可とみなす。
- 5 前2項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれらに相当する規定があるときは、この条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 別表「し尿」の項の規定の適用については、当分の間、同項中「3年」とあるのは「6年」とする。

#### 附 則（平成9年3月5日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年3月30日条例第16号）

- 1 この条例は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成13年3月30日条例第18号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成14年3月22日条例第12号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成15年3月28日条例第6号）

- 1 この条例は、平成15年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成15年9月30日条例第34号）

- 1 この条例は、平成15年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成16年3月12日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年3月3日条例第2号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の規定は、施行日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（平成21年2月26日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の備考及び別表第2の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例別表第1の備考及び別表第2の規定は、平成21年4月1日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、

なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 3 月25日 条例第34号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第63条及び別表第 1 の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月26日 条例第32号）

この条例は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月21日 条例第56号）

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第30条の 3 の次に 1 条を加える改正規定、第33条、第40条、第43条及び第45条の改正規定、第45条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに別表第 1 の改正規定は、同年11月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例別表第 1 の規定は、平成25年11月 1 日以後排出する廃棄物について適用し、同年10月31日以前に排出した廃棄物については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年 3 月25日 条例第 9 号）

1 この条例は、平成26年11月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例別表第 1 の規定は、平成26年11月 1 日以後排出する廃棄物について適用し、同年10月31日以前に排出した廃棄物については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年 9 月30日 条例第14号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

**附 則**（令和 6 年 3 月22日 条例第17号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 6 年10月 3 日 条例第44号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和 6 年規則第96号で令和 7 年 1 月27日から施行）

別表第 1（第44条関係）

種類	区分	手数料	
ごみ及び燃え殻	家庭廃棄物のうち第 30 条の 4 第 1 項の規定により指定収集袋で排出するもの	特小袋（容量 5 リットル相当） 1 枚につき 10 円	
		小袋（容量 10 リットル相当） 1 枚につき 20 円	
		中袋（容量 20 リットル相当） 1 枚につき 40 円	
		大袋（容量 40 リットル相当） 1 枚につき 80 円	
	家庭廃棄物（第 30 条の 4 第 1 項に規定する家庭廃棄物に限る。）にあつては、臨時に排出するもの	10 キログラムにつき 400 円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものにあっては、10 キログラムにつき 300 円	
	家庭廃棄物のうち別表第 2 に定める粗大ごみ（市長の指定する処理施設に運搬したものを除く。）	別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 3 点まで	300 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 4 点から 6 点まで	600 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 7 点から 9 点まで	900 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 10 点	1,000 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 11 点から 12 点まで	1,200 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 13 点	1,300 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 14 点から 15 点まで	1,500 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 16 点	1,600 円
		別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 17 点から 18 点まで	1,800 円
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 19 点		1,900 円	
別表第 2 に定める品目の点数の合計が 1 回につき 20 点	2,000 円		
家庭廃棄物のうち別表第 2 に定める粗大ごみ（市長の指定する処理施設に運搬したものに限る。）	10 キログラムにつき 300 円		

	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物	1台につき 2,000円（市が収集及び運搬したものに限り。）	
	事業系廃棄物にあつては、臨時に排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	10キログラムにつき 400円	
	事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム以上を排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	10キログラムにつき 400円	
	事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム未満を規則で定める収集袋により排出するもの	収集袋（容量40リットル相当）1枚につき 80円	
	事業系廃棄物にあつては、再利用の可能なせん定枝のうち、市長の指定する処理施設に運搬したもの	10キログラムにつき 200円	
動物の死体	一般家庭から排出されるもの（所有者不明の動物を除く。）	1体につき4,000円。ただし、市長の指定する処理施設に運搬したものは、1体につき、3,000円	
し尿	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に掲げる処理区域であつて、同法第9条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域内の世帯から排出されるもの	1便槽1回につき	500円
	その他市長が指定したのから排出されるもの	1リットルにつき	15円

#### 備考

特定家庭用機器とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）に規定する次のものをいう。

- (1) ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- (2) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

ア ブラウン管式のもの

イ 液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）並びにプラズマ式のもの

- (3) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- (4) 電気洗濯機及び衣類乾燥機

別表第2（第45条関係）

点数	品目
1点	<p>アイロン台、網戸、衣装ケース、板類、1斗缶、植木台、液晶ワードプロセッサ、折りたたみいす、カラーボックス、ギター、ギターケース、クーラーボックス、ゴルフクラブ（セット）、竹刀、スケートボード、スコップ、スノーボード、鉄アレイ、電気オーブン、天体望遠鏡、波板、バット、ビデオデッキ（大）、布団乾燥機、風呂ふた、ペットケージ、ベビーバス、ベビー用体重計、便器、便座、ボウリングの球、ホースリール、ホッピング、ボディボード、もちつき機、物干しざお、ラジカセ、柳ごうり、和裁台</p> <p>その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの</p>
2点	<p>アコーディオンカーテン、編み機、いす、犬小屋、加湿器、ガスコンロ（2口以上）、脚立、こたつ、米びつ、コピー機、ゴルフバッグ、自転車（子ども用）、自動車用キャリア、芝刈り機、じゅうたん、障子、除湿機、食器乾燥機、食器洗浄器、水槽、スキー用品、ストーブ、ズボンプレスサー、扇風機、掃除機、台車、茶箱、テーブル、テント、パネルヒーター、ビーチパラソル、ファクシミリ（大）、ファンシーケース、ファンヒーター、ふすま、布団、風呂がま、ポータブルミシン、マットレス、物干し台、レンジ台</p> <p>その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの</p>
3点	<p>大型の健康器具、カラオケセット、簡易温室、キーボード、鏡台、金庫、車いす、サーフボード、サイドボード、自転車（大人用）、ジャングルジム、焼却炉、食器棚、ステレオ、滑り台、洗面台、ソファー、台付きミシン、たんす、机、流し台、びょうぶ、ぶらんこ、ベッド、本棚、マッサージ機、物置、リヤカー、ローボード</p> <p>その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの</p>
5点	<p>エレクトーン、スプリング式ベッドマット、電子ピアノ、風呂桶</p> <p>その他形状、重量等を勘案して、上記品目に準ずると判断されるもの</p>

# ○立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則

平成5年9月30日規則第53号

改正

平成23年3月31日規則第42号  
平成25年3月29日規則第64号  
平成25年10月31日規則第10号の2  
平成26年10月8日規則第41号  
平成27年2月2日規則第1号  
平成31年3月29日規則第16号  
令和2年11月30日規則第67号  
令和6年8月28日規則第79号  
令和6年11月27日規則第101号  
令和7年3月31日規則第36号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 事業用大規模建築物（第6条～第9条）
- 第3章 一般廃棄物の処理等（第10条～第16条の2）
- 第4章 廃棄物処理手数料（第17条～第19条の2）
- 第5章 一般廃棄物処理業（第20条～第31条）
- 第6章 浄化槽清掃業（第32条～第36条）
- 第7章 雑則（第37条～第40条）

## 附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この規則は、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成5年立川市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

（ごみ市民委員会）

**第3条** 条例第6条第1項の規定により設置する立川市ごみ市民委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- （1）一般廃棄物の適正な処理の基本方針に関すること。
- （2）一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関すること。

2 委員会の委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により日額10,800円とする。

3 前項の規定にかかわらず、条例第6条第3項の規定により学識経験を有する者として任命された委員会の委員の報酬は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）会長 日額26,000円
- （2）委員 日額20,000円

（ごみ減量協力員）

**第4条** 条例第7条の規定により、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量について市民の協力及び参加を求めるため、市民のうちから立川市ごみ減量協力員（以下「協力員」という。）を任命する。

2 協力員は、次の各号に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- （1）一般廃棄物の減量に係る地域住民への啓発に関すること。
- （2）一般廃棄物の分別及び適正な排出その他に関すること。
- （3）資源物の資源化及び再利用の促進に関すること。
- （4）その他一般廃棄物の適正な処理及び減量に関すること。

3 協力員の任期は、2年とし、補欠協力員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任される

ことができる。

(再利用の計画)

**第5条** 条例第13条に規定する再利用に係る計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 再利用の基本方針に関すること。
- (2) 再利用促進のための方策に関すること。
- (3) 資源物その他の発生量及び再利用量の見込みに関すること。
- (4) 再利用のための施設整備に関すること。
- (5) 再利用促進のための啓発その他に関すること。
- (6) その他再利用に関すること。

2 再利用に係る計画は、市民に明らかにしなければならない。

## 第2章 事業用大規模建築物

(事業用大規模建築物)

**第6条** 条例第18条第1項に規定する事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、事業用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者)

**第7条** 事業用大規模建築物の所有者は、条例第18条第2項の規定により、その建築物から排出される事業系一般廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1人選任し、速やかに廃棄物管理責任者選任届(第1号様式)により届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する届出に変更があった場合は、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者変更届(第2号様式)により届け出なければならない。

(事業用大規模建築物の減量及び再利用計画)

**第8条** 事業用大規模建築物の所有者は、条例第18条第3項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した廃棄物減量及び再利用計画書(第3号様式)を年度ごとに作成し、毎年5月末日までに提出しなければならない。

- (1) 建築物の種類
- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関する事項

(再利用対象物の保管場所)

**第9条** 条例第18条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物(以下「再利用対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。
- (4) 再利用対象物の搬入及び搬出作業が容易にできるものであること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者は、条例第18条第6項の規定により、再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該建築物の建築確認の申請の前までに、再利用対象物保管場所設置届(第4号様式)により届け出なければならない。

## 第3章 一般廃棄物の処理等

(適正処理困難物)

**第10条** 条例第25条第1項の規定による適正処理困難物を指定するときは、あらかじめ他の地方公共団体と協議するものとする。

(一般廃棄物処理計画)

**第11条** 条例第28条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の減量のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

- (4) 一般廃棄物の適正な処理の方法
  - (5) 廃棄物の収集、運搬及び処分に関する占有者又は事業者の協力義務の内容
  - (6) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - (7) その他一般廃棄物の処理に関する事項
- (一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

**第12条** 条例第29条第3項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条によるものとする。

(収集又は運搬の禁止の対象となる資源物)

**第12条の2** 条例第30条の2第1項に規定する規則で定める資源物は、条例第28条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定めるものとする。

(収集又は運搬の禁止命令)

**第12条の3** 条例第30条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第4号様式の2）により行うものとする。

(指定収集袋の種類)

**第12条の4** 条例第30条の4第1項に規定する指定収集袋の種類及び容量は、次の表のとおりとする。

指定収集袋の種類		容量
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせるごみ専用袋（第4号様式の3）	特小袋	5リットル相当
	小袋	10リットル相当
	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせないごみ専用袋（第4号様式の4）	特小袋	5リットル相当
	小袋	10リットル相当
	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当

2 前項の規定にかかわらず、第19条第1項第3号アに掲げる廃棄物を排出するために使用する指定収集袋（以下「ボランティア袋」という。）の種類及び容量は、次の表のとおりとする。

ボランティア袋の種類		容量
燃やせるごみ専用ボランティア袋（第4号様式の5）	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当
燃やせないごみ等専用ボランティア袋（第4号様式の6）	中袋	20リットル相当
	大袋	40リットル相当

(事業者に対する運搬等の命令)

**第13条** 条例第35条第1項の規定により、その処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常時排出するとき 1日の平均排出量 10キログラム以上
- (2) 臨時に排出するとき 臨時の排出量 100キログラム以上

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

**第14条** 条例第36条第2項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 事業系一般廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れないものであること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないものであること。
- (5) その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないものであること。
- (6) 廃棄物の搬入、搬出その他の作業の安全が確保できるものであること。
- (7) 保管場所には、事業系一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。
- (8) 市長が実施する廃棄物の収集及び運搬業務の提供を受ける場合は、市の収集運搬作業の方法に適合するものであること。

(事業系一般廃棄物の排出基準)

**第15条** 条例第37条第2項に規定する事業系一般廃棄物の排出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭廃棄物の排出に準じ、種類ごとに分別して排出すること。
  - (2) 再利用対象物と廃棄物を分別して排出すること。
  - (3) その他一般廃棄物処理計画に適合したものであること。
- (事業系一般廃棄物の受入基準)

**第16条** 条例第38条第1項に規定する市長の指定する処理施設での受入基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に適合したものであること。
  - (2) 条例第31条第1項各号に掲げるもの以外のものであること。
  - (3) その他一般廃棄物の処理施設に支障を来さないものであること。
- (事業系指定袋の種類)

**第16条の2** 条例別表第1に規定する規則で定める収集袋（以下「事業系指定袋」という。）の種類及び容量は、次の表のとおりとする。

事業系指定袋の種類	容量
事業系指定袋 燃やせるごみ用袋（第4号様式の7）	40リットル相当
事業系指定袋 燃やせないごみ用袋（第4号様式の8）	40リットル相当
事業系指定袋 プラスチック・ビニール・ペットボトル用袋（第4号様式の9）	40リットル相当

#### 第4章 廃棄物処理手数料

(排出量の算定等)

**第17条** 条例第44条に規定する廃棄物処理手数料の徴収に係る廃棄物の排出量は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 臨時に排出又は収集、運搬及び処分をした廃棄物については、その都度算定する。
- (2) 条例第47条第1項及び第2項の規定により許可を受けた者が収集、運搬及び処分をした廃棄物については、1月ごとに算定する。
- (3) 事業系廃棄物にあつては、1日平均10キログラム以上を排出するもののうち、市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物については、その都度算定する。
- (4) 市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物にあつては、10キログラムに満たない端数があるときは、その端数を四捨五入して算定する。

2 条例第45条に規定する重量以外の基準による場合は、1立方メートル当たりを250キログラムに換算し、算定する。

(粗大ごみ又はし尿収集処理の申込み等)

**第17条の2** 条例第45条の2本文に規定する粗大ごみ処理券又はし尿処理券（第5号様式。以下「処理券」という。）の交付に係る粗大ごみ（第19条第1項第1号、第2号及び第4号の定めにより廃棄物処理手数料を免除された者（以下この条において「減免対象者」という。）にあつては特定家庭用機器廃棄物を含む。以下この条において同じ。）若しくはし尿収集処理の申込み又は条例第45条の2ただし書の規定により粗大ごみ処理手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるもの（以下「オンライン決済」という。）により納付しようとする場合に係る粗大ごみの収集処理の申込みは、電話等による事前申込みとする。

2 前項に規定する申込みをし、その承認を受けた者は、交付された処理券を市が指定した箇所に貼付しなければならない。この場合において、粗大ごみにあつては、市が指定した場所に収集予定日当日の指定された時間までに排出しなければならない。

3 前項前段の規定にかかわらず、減免対象者が粗大ごみを排出する場合にあつては、処理券の貼付に代えて、市が指定する事項を記載した任意の書式を市が指定した箇所に貼付して粗大ごみを排出するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、オンライン決済により粗大ごみ処理手数料を納付した者にあつては、処理券の貼付に代えて、市が別に定める書式又は市が指定する事項を記載した任意の書式を市が指定した箇所に貼付して粗大ごみを排出するものとする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

**第18条** 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、次の各号に掲げる廃棄物処理手数料については、これを省略することができる。

- (1) 第17条第1項第1号及び第3号並びに第2項並びに前条に規定する廃棄物に係る廃棄物処理手数料
- (2) 条例第45条の3第1項の規定により交付された指定収集袋により排出する廃棄物に係る廃棄物処理手数料

2 廃棄物処理手数料の納付期限は、納入通知書の発行の日の属する月の末日とし、発行の日がその属する月の16日以後のときは、当該月の翌月末日とする。

(指定収集袋の交付方法)

**第18条の2** 条例第45条の3第1項の規定による指定収集袋（ボランティア袋を除く。以下この条において同じ。）の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種類に応じ、同表右欄に定める枚数を1組として行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、1枚単位での交付を行うことができる。

指定収集袋の種類		1組の枚数
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせるごみ専用袋	特小袋	10枚
	小袋	10枚
	中袋	10枚
	大袋	10枚
立川市家庭用一般廃棄物指定収集袋 燃やせないごみ専用袋	特小袋	10枚
	小袋	10枚
	中袋	10枚
	大袋	10枚

2 条例第45条の3第1項の規定による当該廃棄物処理手数料を減免された者への指定収集袋の交付は、第19条の2第3項及び第4項に定める指定収集袋の交付とする。

3 ボランティア袋の交付について必要な事項は、別に定める。

(手数料の減免)

**第19条** 条例第46条の規定による廃棄物処理手数料の減免基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災、水災、震災その他の災害を受けたとき。 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる保護を受けている世帯に属する占有者が家庭廃棄物を排出するとき。 免除
- (3) 次に掲げる廃棄物を排出するとき。 免除
  - ア 自治会等の各種団体又は個人が行う道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動に伴い排出される廃棄物
    - イ 家庭から排出される落ち葉、雑草等
    - ウ 家庭から排出される育児、介護等に使用したおむつ
- (4) 次に掲げる世帯に属する占有者が家庭廃棄物（動物の死体を除く。）を排出するとき。 免除
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税の者で構成される世帯
    - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯
    - ウ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付民児精発第58号）第5条の規定により1度又は2度の愛の手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別表左欄に掲げる対象世帯に属する占有者が条例第30条の4第1項の規定により指定収集袋で家庭廃棄物を排出するとき。 免除（別表左欄に掲げる対象世帯ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる指定収集袋の交付枚数を限度とする。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 100分の50に相当する額又は免除

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第30条の4第1項の規定により指定収集袋で家庭廃棄物を排出する場合における前項第2号又は第4号の規定に基づく廃棄物処理手数料の免除については、別表左欄に掲げる対象世帯に応じ、別表右欄に掲げる指定収集袋の交付枚数を限度とする。
- 3 第1項第2号、第4号及び第5号の規定による廃棄物処理手数料の免除は、別表の左欄に掲げる対象世帯に重複して該当する場合については、重複して行わないこととする。

(減免等の申請手続)

**第19条の2** 前条の規定(前条第1項第3号に掲げるものを除く。)により廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第6号様式)又は指定収集袋減免申請書(第6号様式の2)により申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料減免申請書を受けたときは、審査のうえ可否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免承認(不承認)決定通知書(第6号様式の3)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により指定収集袋減免申請書を受けたときは、審査のうえ可否を決定し、指定収集袋減免承認決定通知書兼引換券(第6号様式の4)を交付し、又は指定収集袋減免不承認決定通知書(第6号様式の5)により通知するものとする。この場合において、指定収集袋減免承認決定通知書兼引換券を交付したときは、同引換券と引き換えに別表に定めるところにより指定収集袋を交付するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、一般廃棄物処理手数料減免承認(不承認)決定通知書による通知又は指定収集袋減免承認決定通知書兼引換券の交付を省略し、廃棄物処理手数料の減額又は免除に係る廃棄物の収集、運搬及び処分又は指定収集袋の交付を行うことができる。
- 5 前条第1項第3号イ及びウに掲げる廃棄物処理手数料の免除については、指定収集袋によらず透明又は半透明の袋により排出することにより免除とし、当該免除に係る申請手続は省略する。
- 6 前条第1項第3号アに掲げる廃棄物処理手数料の減免の申請手続は、別に定める。

#### 第5章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

**第20条** 条例第47条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第7号様式)に、次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
  - (2) 主たる事務所以外の営業所などの名称、所在地及び電話番号
  - (3) 取り扱う一般廃棄物の種類
  - (4) 収集又は運搬の別
  - (5) 営業の区域
  - (6) 運搬車その他の主たる収集又は運搬のための器材の種類及び数量
  - (7) 従業員数
  - (8) その他必要と認めた事項
- 2 条例第47条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条各号に掲げるものとする。

(一般廃棄物処分業の許可申請)

**第21条** 条例第47条第2項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第8号様式)に、次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 主たる事務所以外の営業所などの名称、所在地及び電話番号
- (3) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (4) 作業場所、処分方法及び処分先
- (5) 一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量)
- (6) 作業計画
- (7) 従業員数
- (8) その他必要と認めた事項

- 2 条例第47条第2項ただし書に規定する規則で定める者は、省令第2条の3各号に掲げるものとする。

(業の許可基準)

**第22条** 条例第47条第3項第3号(条例第48条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては省令第2条の2各号に、一般廃棄物処分業にあっては省令第2条の4各号に掲げるものとする。

(許可の更新期間)

**第23条** 条例第47条第4項に規定する期間は、2年以内とする。

(許可証の交付等)

**第24条** 条例第47条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第9号様式)を、同条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第10号様式)を交付する。

2 不許可の処分をしたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業不許可通知書(第11号様式)により行う。

(業の変更の許可)

**第25条** 条例第47条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)は、条例第48条第1項の規定により第20条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(第12号様式)に次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する収集運搬器材の種類及び数量
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合は、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日
- (8) その他必要と認めた事項

2 条例第47条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、条例第48条第1項の規定により第21条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書(第13号様式)に次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 許可の年月日及び許可の番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量)
- (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合は、その変更後の内容
- (7) 変更予定年月日
- (8) その他必要と認めた事項

(業の変更届)

**第26条** 一般廃棄物収集運搬業者が第20条第1項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までに掲げる事項を変更したとき、若しくは自動車検査証の内容を変更したとき、又は一般廃棄物処分業者が第21条第1項第1号、第2号若しくは第5号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、その変更をした日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業等変更届(第14号様式)により届け出なければならない。

(業の取消し、停止命令等)

**第27条** 条例第51条の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物収集運搬業等許可取消書(第15号様式)又は一般廃棄物収集運搬業等事業停止命令書(第16号様式)により行うものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、その責任を負わないものとする。

(業の休止及び廃止届)

**第28条** 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日前30日までに一般廃棄物収集運搬業等休止兼廃止届（第17号様式）により届け出なければならない。

（許可証の再交付）

**第29条** 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに許可証再交付申請書（第18号様式）により申請し、再交付を受けなければならない。

2 き損により前項に規定する申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

（許可証の返還）

**第30条** 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号の一に該当したときは、直ちに許可証を返還しなければならない。

- （1）一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を廃止したとき。
- （2）条例第51条第1項の規定により許可を取り消されたとき。
- （3）許可の期間が満了したとき。

（実績報告）

**第31条** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第18条の規定により、毎月10日までに一般廃棄物の処理に係る前月分の実績を一般廃棄物処理業務実績報告書（第19号様式）により報告しなければならない。

## 第6章 浄化槽清掃業

（浄化槽清掃業の許可申請）

**第32条** 条例第53条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第20号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、申請しなければならない。

- （1）住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- （2）主たる事務所以外の営業所その他の名称、所在地及び電話番号
- （3）営業の区域
- （4）作業計画
- （5）運搬車及びその他の主たる器材の種類及び数量
- （6）従業員数
- （7）その他必要と認めた事項

（許可の基準）

**第33条** 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条の規定によるものとする。

（許可証の交付等）

**第34条** 条例第53条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第21号様式）を交付する。

2 不許可の処分をしたときは、浄化槽清掃業不許可通知書（第22号様式）により行う。

（実績報告）

**第35条** 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第53条第1項の規定により、毎月10日までに浄化槽清掃の処理に係る前月分の実績を浄化槽清掃処理業務実績報告書（第23号様式）により報告しなければならない。

（準用）

**第36条** 第23条及び第26条から第29条までの規定は、浄化槽清掃業の許可について準用する。

## 第7章 雑則

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

**第37条** 条例第59条第1項に規定する大規模建築物は、次の各号の一に掲げる建築物とする。

- （1）高さが10メートル（第1種低層住居専用地域においては、軒の高さが7メートルを超え、又は地上階数が3以上のもの）を超え、かつ、建築敷地面積が500平方メートル以上の建築物
- （2）延床面積が1,500平方メートル以上の建築物
- （3）15戸以上の集合住宅

2 大規模建築物を建設しようとする者は、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、建築基準法第6条第1項の規定による当該建築の確認の申請までに、廃棄物保管場所等設置届（第24号様式）により届け出なければならない。ただし、市長が実施する一般廃棄物処理業務の提供を受けない者は、この限りでない。

3 条例第59条第2項に規定する保管場所等の設置基準は、第14条各号に掲げるもののほか、別に定め

る。

(清掃指導員)

**第38条** 次の各号に掲げる業務を担当させるため、職員のうちから清掃指導員を任命する。

- (1) 条例第61条第1項に規定する立入検査
- (2) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (3) 廃棄物の減量及び再利用に関する指導
- (4) その他必要と認められた事項

(清掃指導員の証票)

**第39条** 前条に規定する清掃指導員の証票は、清掃指導員証(第25号様式)とする。

- 2 清掃指導員は、職務執行に当たり、常に清掃指導員証を携帯し、関係人からその提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(技術管理者の資格)

**第40条** 条例第61条の2に規定する技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

#### 附 則

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第17条から第19条までに規定する廃棄物処理手数料に関する事項は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 立川市廃棄物処理及び清掃条例施行規則(昭和61年立川市規則第18号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に旧規則によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれらに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則の規定により交付された許可証で現に効力を有するものは、この規則

の相当する規定により交付された許可証とみなす。

**附 則**（平成9年3月26日規則第32号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月31日規則第26号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月31日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の次に1条を加える改正規定及び第18条第1項ただし書の改正規定（「前条第2項」を「前条」に改める部分に限る。）は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市廃棄物処理及び再利用促進条例施行規則第17条の2及び第18条第1項ただし書（前条に係る部分に限る。）の規定は、平成12年10月1日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年3月31日規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年12月28日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日規則第42号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第64号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条の3の次に1条を加える改正規定、第16条の次に1条を加える改正規定、第18条の改正規定、第18条の次に1条を加える改正規定、第19条の改正規定、第19条の次に1条を加える改正規定及び別表を加える改正規定は、同年11月1日から施行する。

**附 則**（平成25年10月31日規則第10号の2）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

**附 則**（平成26年10月8日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年2月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年11月30日規則第67号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

**附 則**（令和6年8月28日規則第79号）

この規則は、令和6年9月30日から施行する。

**附 則**（令和6年11月27日規則第101号）

この規則は、令和7年1月27日から施行する。

**附 則**（令和7年3月31日規則第36号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第19条、第19条の2関係）

対象世帯	指定収集袋の交付枚数	
	立川市家庭用一般 廃棄物指定収集袋 燃やせるごみ専用袋	立川市家庭用一般 廃棄物指定収集袋 燃やせないごみ 専用袋
生活保護法第11条第1項各号に掲げる保護を受けている世帯	100枚	20枚
身体障害者福祉法第15条第4項の規定により1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
東京都愛の手帳交付要綱第5条の規定により1度又は2度の愛の手帳の交付を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項に規定する支援給付を受けている世帯	100枚	20枚
児童扶養手当法（昭和36年法律第283号）の規定により児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100枚	20枚
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100枚	20枚
国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受けている世帯	100枚	20枚
介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項の規定により要介護状態区分が要介護4又は要介護5の要介護認定を受けている者が同一世帯に属し、かつ、市町村民税が非課税の者で構成される世帯	100枚	20枚
市長が特別な理由があると認めた世帯	必要と認める種類 及び枚数	必要と認める種類 及び枚数

## 備考

- (1) 交付枚数は、1世帯につき1年（11月1日から翌年10月31日をいう。）当たりの枚数とし、市長が決定する免除期間における月数に応じてあん分して得た枚数を交付する。ただし、あん分して得た枚数に10枚未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 配布する指定収集袋の種類は、単身世帯は小袋、2人以上4人未満の世帯は中袋、4人以上の世帯は大袋とする。ただし、希望する場合は、容量の小さい指定収集袋の種類に変更することができる。



## 総合リサイクルセンター

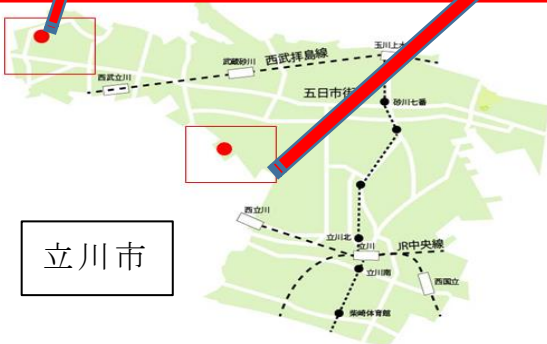
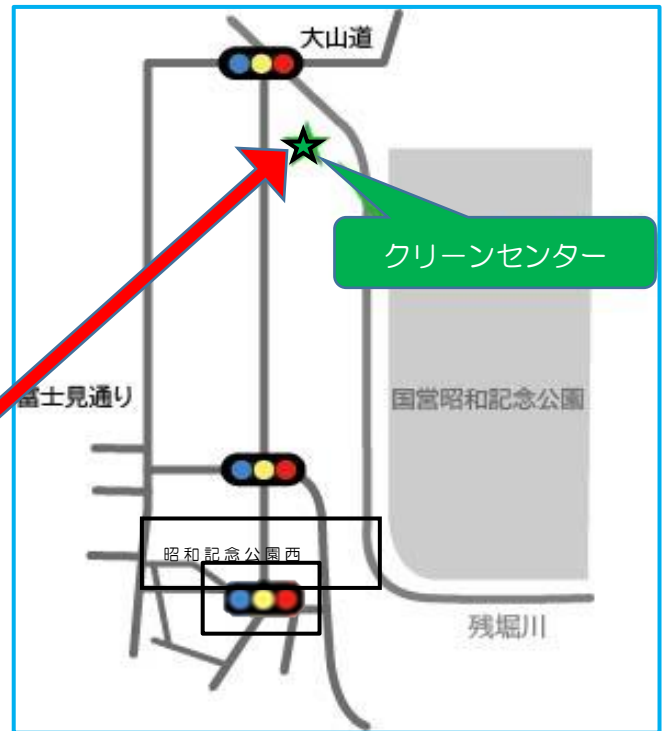
燃やせないごみ・資源ごみ・木製以外の粗大ごみ

西砂町 4-77-1 ☎531-0950

## クリーンセンター

燃やせるごみ・木製の粗大ごみ

泉町 2,002 番地 ☎519-5319



立川市

### 令和 6(2024)年度統計 清掃事業年報

発行 令和 7(2025)年度  
(令和 8 年 3 月発行)  
編集・発行 立川市環境資源循環部ごみ対策課  
〒190-0034  
東京都立川市西砂町四丁目 77 番地の1  
立川市総合リサイクルセンター内  
電話番号 042(531)5518  
FAX 番号 042(531)5800

この印刷物は再生紙を使用しています